

令和 3 年度

自己点検・評価報告書

令和 4(2022)年 3 月

国土館大学

「令和3年度 自己点検・評価報告書」の公表にあたって

学校法人国士舘 理事長
国士舘自己点検・評価委員会
委員長 大澤 英雄

令和2(2020)年度の年頭から始まったコロナ禍は、本学にも大きな影響を及ぼしました。コロナ禍の急速な拡大と長期化は、教育の在り方と教育方法を根本的に見直し、変更することを余儀なくされました。本学ではコロナ発生直後から安全で安心な教育体制の整備に努めてきており、今後はさらにコロナ禍終息後の状況を見据えた教育環境の整備を図ってまいります。

今般の「令和3年度 自己点検・評価報告書」は、このような本学の取組状況をもとに公表するものであります。

さて、本学の自己点検・評価は、初回となる平成8(1996)年の実施から3年に一度のサイクルで行われ、今回で第9回を数えます。また平成16(2004)年度の学校教育法の改正により、7年以内に一度ずつ大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を受けることが義務づけられ、本学では公益財団法人 日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）において、平成22(2010)年度に第1期（平成16～22年度）、平成28(2016)年度に第2期（平成23～29年度）の認証評価を受審し、適合となっております。平成30(2018)年度に始まった第3期の認証評価においては、認証評価制度の改善に関わる細目省令が改正され、大学評価基準に「三つのポリシー」と「内部質保証」が追加され、「内部質保証」については重点評価項目として定められました。特に、今日の大学には地域社会が直面する課題解決への貢献、グローバル人材の育成など多くのことが社会から期待されており、これらの課題に対する大学の取組みに厳しい評価の視線が注がれています。

本学は建学の精神のもと「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」を使命とし、教育研究活動の推進やわが国の体育スポーツ・武道文化の発展に努めるとともに、社会の多様なニーズに応えるための改善・改革を推進し、コロナ禍の厳しい社会環境にあっても、この方針は揺るぐことなく本学の改善・改革の柱としてまいりました。

本報告書は、評価機構が定める評価基準及び本学が独自に設定した評価基準に基づいて、自己点検・評価を実施した結果を記載しました。ことに、平成30年度に実施した自己点検・評価を振り返り、本学の経営及び教育研究、社会貢献活動に係る自己評価及び今後の課題の改善・向上方策を再確認しつつ点検と評価を行いました。また、本学が力を入れている「防災教育」を特記事項とし、防災分野での教育、地域防災リーダーの育成及び地域の防災活動への支援の取り組みを述べています。加えて、自己点検・評価に係るエビデンスや各種法令等の遵守状況を十分に点検し記載しました。

この作業では、関係各部署から大量のエビデンスを収集し、その分析により、本学が建学の精神に基づく強み・特色を生かし教育研究活動の充実を図っていることの検証を行い、その結果をつぶさに記述しました。

結びに「令和3年度 自己点検・評価報告書」の発刊にあたり、長期にわたり編纂にご尽力いただいた自己点検・評価委員会委員、法人部会・大学部会委員の方々、並びに各方面でご協力賜った教職員の皆様に敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	64
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A. 社会貢献	84
基準 B. 国際交流	92
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	
エビデンス集（資料編）一覧	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

国士館大学（以下「本学」という。）は、以下の建学の精神を定め、今日まで、継承している。

日本の将来を担う、国家の柱石たるべき眞智識者「国士」を養成する

国士館教育の伝統は、社会啓蒙を目的に大正 2(1913)年に結成された青年大民団の活動にその淵源がある。柴田徳次郎を主幹とする青年大民団は、結社の規約に「士道の大本」に基づき「心身の修練」と「智徳の精進向上」を目指すことを掲げ（「青年大民団規約」）、青年に自覚を促し「國家の柱石」たる指導者、すなわち「国士」を養成し、国家社会の改革向上に貢献することを目指した（「青年大民団主旨」）。

青年大民団は、機関誌『大民』（大正 6(1917)年 11 月号）誌上に「活學を講ず」の宣言を発して、新たに独創的な教育機関を開設する意義をあきらかにし、これをもとに作成された「國士館設立趣旨」（以下「設立趣旨」という。）に基づき、柴田徳次郎ら有志によって、大正 6(1917)年、現在の東京都港区南青山に「國士館」が創立された。当時の世相を「物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて、徳性の涵養を忘る」と批判するとともに、「科學智の必要なる」は当然ながら、ただ「科學智の売買」のみに墮することを避け、「物質文明」を統御する「精神教育」を重視することで、吉田松陰の精神を範とする第二の松下村塾を目指し、日本の将来を担う「國家の柱石たる眞智識者（国士）を養成」することが不可欠であると説いている。ここに掲げられた教育の理想は、大正 8(1919)年に国士館が、松陰神社の隣接地である世田谷の現在地に講堂を建設し、拠点移して財団法人化する際にも継承され、法人設立の目的として明記された「國士タルノ人材ヲ養成スル」ことが、その後の国士館の建学の精神となった。

同じ年、『大民』誌上に掲載された「國士館の本義」は、国士館教育のねらいを「活學を講じて活人を作る」と明言し、また「明智を開いて知行合一」する教育こそが、「國家の柱石たるべき眞智識者（国士）を養成」すると喝破している。こうして建学の精神となった「国士」の養成について、初代学長の長瀬鳳輔は、「国士」とは国を思う大人格者であり、名聞や富貴に囚われぬ、心の美しい人格者こそ「国士」である、と定義している（「國士館の主旨及び本領」『大民』大正 8(1919)年 12 月号）。

(2) 大学の基本理念

本学は、以下の教育理念を定め、今日まで、継承している。

徳性の涵養に努め、力に屈することなく、いかに貧しても志を変えることのない、
智力と胆力を備え、平衡を得た人格を有する者、すなわち「国士」を育成する

いかにして「国士」を養成するのか、ということについて、前掲の「設立趣旨」や「宣言」は、「科學智」を機械的に切り売りするノート式教育を「死學」として退け、「陋隘僅

かに膝を容るるの一小寺子屋たり」とも、教師と学生が「眞に師たり弟たるの情誼に依って」結ばれることで、互いに「信念の交感」をはかりつつ、学び合うところに国士館教育の神髄があるとしている。

これらは、大学創設へ向かう国士館において示した昭和 27(1952)年の「国士館再建趣意書」(以下「再建趣意書」という。)においても、創立以来の伝統が堅持されている。「再建趣意書」は、今日の教育が「目的を忘れた」ものであると批判し、「本当の人間」を育むことが「教学育人の目標」であると説きつつ、「国士館は、深く日本の将来を考へ、国の常識に基いて役に立つ人間を作りたい」として、どのような誘惑にも平常心を失わず「平衡を得た人格」者の育成を教育理念としている。

(3) 使命・目的

本学の目的は、「学校法人国士館寄附行為」「国士館大学学則」「国士館大学大学院学則」に定められ、学部・研究科の教育研究上の目的を定めている。

「学校法人国士館寄附行為」

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

「国士館大学学則」

第 1 条 国士館大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

「国士館大学大学院学則」

第 1 条 国士館大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

これらの人材養成は、創立期から現在に至るまで連綿と継承されている。

大正 15(1926)年、館長柴田徳次郎は「国士館の主義」について示し、その本旨は「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の涵養にあると述べ、また、これを養うには、日常不断に「読書」「体験」「反省」に励むことが肝要であるとした。この本旨の内容を次のように説き、学生に向けて周知した。

不断の「読書・体験・反省」を行うことで四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付けた人物が「国士」である。

誠意とは、親切である。勤労とは、働く事である。見識とは、正しい理解力である。気魄とは、責任を尽くすことによって、次第に養われる「心の強さ」「信念の力」である。

誠意、勤労、見識、気魄の精神を如何にして養うか。

それは、不断の読書、体験、反省を励むことである。

読書とは、善き書物を読む事である。先輩友人の善言嘉語を聞く事である。世の中の事、自然の現象を、心を込めて観る事である。真に理解する迄やるのである。体験とは、善いと感じた事は、直ちに実行する。善いと思うだけでは、実行しないのは、まだ真に感じたのではない。真に理解したのではない。読書して得た事は、実際に行う。反省とは、体験したら、これが思う通りに、善い結果になったか如何か、じっと考えて見る。反省して見ると、思い通りにやれる事もあれば、思わぬ結果を見る事も多い。そこでまた読書する。実行する。考える。これを昼も夜も、遊ぶ時も、働く時も、常に怠らずに繰り返すことで、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付け「国士」たり得る人物になる。

(『國士館と教育』資料より)

以来、国士館では、不断の「読書」「体験」「反省」によって、「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の四徳目を涵養することが、伝統ある教育目標として重んじられるようになり、創立以来の「土道の大本」に基づく「文武両道」の学風と相まって、智力と胆力を備え、平衡を得た人格者の育成を今日に継承されている。

(4) 大学の個性・特色等

本学は大正 6(1917)年の創立以来、建学の精神と教育理念に基づき、個性と特色ある教育・研究と社会貢献を行っている。

文武両道の教育

本学では創立以来、一貫して「文武両道」に秀でた人間形成を重視する教育を行ってきた。日本の伝統的な諸道の技術と日本の伝統文化や生活文化の基盤にある礼儀・作法を身体感覚として身に付けることを目指し、全学部の保健体育科目で武道種目を開講し履修できるようにしている。また、21 世紀アジア学部では「日本の伝統科目」を開講し、茶道、華道、書道、日本舞踊、日本の伝統音楽、謡・仕舞、合気道、弓道、空手といった伝統諸道から 2 科目を選択必修とし、文武両道教育を実践している。

「活学」の追究と実践

師弟が膝を交えて親しく活学を講ずる道場として開学した本学は、実践教育を重視している。急激な社会変化の中、予測困難な時代に生きる学生に対して、主体的に考える力を養い、未来を切り拓いていく能力を育成するために、PBL(Problem Based Learning)やグループ・ワークなどアクティブ・ラーニングの手法を多く取入れ、講義科目と実験・実習科目や演習科目とのつながりを重視したカリキュラムを構築している。また、全学部の新生全員を対象として「防災総合基礎教育」を実施するとともに、総合教育科目に「防災リーダー養成論」「防災リーダー養成論実習」を開設して全学部で開講し、災害時に社会で役立つ人材の養成を行っている。

きめ細かい学生支援

本学は建学以来、学生への支援体制を整備し、「目指せ、学生・生徒への愛情日本一」を

目標に教職員一丸となって学生支援に取り組んでいる。各学部にて学年担任の教員と各学部事務課及び教務課（学部担当）に職員を配置しており、教職員が協働してきめ細かい学修支援を行っている。学生生活全般の支援は学生部が、就職支援はキャリア形成支援センターが、学部及び学部事務課並びに教務課（学部担当）と協力して行っている。また、外国人留学生に対しては国際交流センターが、学部及び学部事務課並びに教務課（学部担当）と連携して学修支援・生活支援を行っている。

地域と社会を支える教育・支援

本学の教育・研究機能を活用して、さまざまな形で社会貢献をしている。教職員・学生の社会貢献としては、東京マラソンでのモバイル AED 隊を駆使したマラソン救護をはじめ、数多くのマラソン大会で救護体制確立に寄与している。防災・救急救助総合研究所では、地域住民を対象とした災害対応や救命処置に関する講習を数多く実施しており、災害時には被災地に学生・教職員編製の災害ボランティア派遣を実施している。その他、学部の特性や各教員の研究を活かした地域との交流や社会への貢献が盛んに行われている。また、充実したスポーツ施設をはじめ、3 キャンパスの教育施設を学外利用者に開放し、地域・社会に貢献している。

また、SDGs（国連が推進する持続的発展に係る目標群）を踏まえ、ENGSO Youth（欧州非政府スポーツ機構・青少年部門）と「スポーツと SDGs 3 大陸プロジェクトに関する内部パートナーシップ契約」を締結し、アフリカ、アジア及び欧州における指導者研修等のプロジェクトに、日本で唯一の大学パートナーとして参画し、スポーツにおける国際連携・貢献を実施している。

なお、令和 3(2021)年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から依頼を受け、「東京 2020 大会テストイベント」期間中（令和元(2019)年 7 月～9 月）にボランティア派遣による対応をした（9 競技、派遣教職員 23 名、学生 101 名）。また、令和 3(2021)年の競技大会開催に対する支援協力として、競技大会会場医療事務責任者及び事務責任者の補佐として教職員と学生約 150 名を派遣し活動した。

グローバル化への対応

体育学部に「海外武道実習」「救急処置実習 E（海外実習）」を開設し、21 世紀アジア学部にアジア言語科目と海外研修（それぞれ中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ビルマ語から選択）を置いて必修科目とするなど、グローバル化に対応した教育を行っている。また、本学では国際交流センターを設置して、世界 23 か国 1 地域 51 大学 3 研究機関と学術協定を結び、学生・教員の相互交流・研究を行っている。学生には交換留学や短期留学などの留学機会を十分に提供しており、外国人留学生には全学部で日本語教育科目を配当し、生活面のサポートや地域貢献・地域交流の機会を提供している。

公務員・教職に強い国士館

本学は、長年にわたり国士館ブランドの一つとして「公務員・教職に強い大学」を堅持してきた。伝統的に消防官、警察官、教員を数多く輩出しており、「大学探しランキングブ

ック」によれば消防官採用者数及び警察官採用者数は全国 1 位である。教職については、本学では全ての学部学科で教員免許取得が可能であり、特に、体育学部こどもスポーツ教育学科では、卒業時に小学校教諭 1 種、中学校教諭 1 種（保健体育）及び高等学校教諭 1 種（保健体育）の各種教員免許を取得することができる。また、3 キャンパスに教職支援室を開設し、教育現場を退職した校長経験者からなる教職支援アドバイザーによる支援を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事 柄
大正6(1917)年	東京・麻布に私塾「國士館」を創立
大正8(1919)年	世田谷へ移転、世田谷校舎（現世田谷キャンパス）開設 財団法人國士館設置（現在地） 國士館高等部設置（昭和5(1930)年3月閉校）
大正12(1923)年	國士館中等部設置（大正14(1925)年3月閉校）
大正14(1925)年	國士館中学校設置（昭和24(1949)年3月廃止）
大正15(1926)年	國士館商業学校設置（昭和24(1949)年3月廃止）
昭和4(1929)年	國士館専門学校（国漢剣道科・柔道科）設置（昭和30(1955)年3月廃止）
昭和5(1930)年	國士館高等拓植学校設置（昭和9(1934)年11月廃止）
昭和17(1942)年	國士館高等拓殖学校（満蒙支科・南洋科）設置 （昭和20(1945)年12月廃止）
昭和20(1945)年	戦禍により校舎焼失
昭和21(1946)年	法人・学校名称を至徳学園に変更 （至徳専門学校、至徳商業学校、至徳中学校となる）
昭和22(1947)年	至徳中学校（新制3年制）設置
昭和23(1948)年	至徳商業高等学校（新制3年制）設置（昭和24(1949)年3月廃止） 至徳高等学校（全日制普通科＝新制3年制、 定時制商業科＝新制4年制）設置
昭和26(1951)年	財団法人至徳学園から学校法人至徳学園に変更
昭和28(1953)年	学校法人至徳学園を学校法人國士館の名称に復す（國士館高等学校、國士館中学校となる） 専門学校は至徳のまま、昭和30(1955)年3月廃止） 國士館短期大学（2年制）設置
昭和31(1956)年	国文科・経済科二部設置（経済科二部昭和41(1966)年3月廃止、 国文科平成15(2003)年3月廃止）
昭和33(1958)年	短期大学に体育科（3年制）設置（昭和35(1960)年3月廃止） 國士館大学設置 体育学部（体育学科）設置
昭和36(1961)年	政経学部（政治学科・経済学科）設置

昭和37(1962)年	政経学部に経営学科設置
昭和38(1963)年	工学部（機械工学科・電気工学科）設置 （平成19(2007)年4月理工学部へ改組、平成25(2013)年3月廃止）
昭和39(1964)年	工学部に土木工学科・建築学科設置 太宰府校地取得（平成25(2013)年4月閉鎖）
昭和39(1964)年	日本政教研究所設置(平成21(2009)年3月廃止)
昭和40(1965)年	国土舘大学大学院設置 政治学研究科・経済学研究科（各修士・博士）設置 政経学部二部（政治学科・経済学科）設置（平成19(2007)年3月廃止）
昭和41(1966)年	鶴川校舎（鶴川キャンパス）開設 法学部（法律学科）設置 文学部（教育学科・史学地理学科・文学科）設置
昭和49(1974)年	教養部設置（平成8(1996)年3月廃止）
昭和51(1976)年	イラク古代文化研究所設置
昭和53(1978)年	武道・徳育研究所設置
平成4(1992)年	多摩校舎（現多摩キャンパス）開設、体育学部移転
平成6(1994)年	大学院に工学研究科（修士）設置 国土舘高等学校・中学校男女共学制導入 高等学校に定時制普通科（3年制）設置
平成7(1995)年	大学院に法学研究科（修士）設置 国土舘大学福祉専門学校（介護福祉学科）設置 （平成19(2007)年3月廃止）
平成9(1997)年	大学院に経営学研究科（修士）設置
平成11(1999)年	大学院経営学研究科・工学研究科・法学研究科に博士課程設置
平成12(2000)年	体育学部に武道学科・スポーツ医科学科設置 高等学校に通信制普通科設置（令和元(2019)年12月廃止）
平成13(2001)年	法学部に現代ビジネス法学科、大学院にスポーツ・システム研究科（修士）・人文科学研究科（修士）設置 工学部電気工学科を電気電子工学科に名称変更
平成14(2002)年	21世紀アジア学部（21世紀アジア学科）設置 工学部機械工学科を機械情報工学科、土木工学科を都市システム工学科、建築学科を建築デザイン工学科に名称変更
平成15(2003)年	大学院スポーツ・システム研究科、人文科学研究科に博士課程設置 政経学部を昼夜開講制へ改組
平成18(2006)年	大学院に総合的財産法研究科（修士）、グローバルアジア研究科（修士・博士）設置 国土舘大学地域交流文化センター完成
平成19(2007)年	工学部を改組し理工学部（理工学科）設置
平成20(2008)年	世田谷キャンパスに梅ヶ丘校舎（34号館）完成

平成21(2009)年	体育学部にこどもスポーツ教育学科設置
平成22(2010)年	鶴川キャンパスを町田キャンパスに名称変更
平成23(2011)年	大学院に救急システム研究科（修士）設置
平成24(2012)年	経営学部（経営学科）設置
平成25(2013)年	防災・救急救助総合研究所設置
平成28(2016)年	大学院救急システム研究科に博士課程設置
平成29(2017)年	政経学部政治学科を政治行政学科に名称変更
令和2(2020)年	国土館創立100周年 国土館大講堂・国登録有形文化財（建造物）登録 国土館楓の杜キャンパス開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 国土館大学
- ・ 所在地
 - 世田谷キャンパス：東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号
 - 町田キャンパス：東京都町田市広袴一丁目1番1号
 - 多摩キャンパス：東京都多摩市永山七丁目3番1号
 - 多摩南野キャンパス（令和4年度より運用）：東京都多摩市南野二丁目11番1号

・ 学部構成と学生数

学部	学科等	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	在籍学生数
政経学部	政治行政学科 ^{※1}	175	0	700	761
	政治学科 ^{※1}	—	—	—	3
	経済学科	360	0	1,440	1,599
体育学部	体育学科	220	0	880	1,010
	武道学科	90	0	360	386
	スポーツ医科学科	150	15	630	619
	こどもスポーツ教育学科	80	0	320	350
理工学部	理工学科	335	0	1,340	1,467
法学部	法律学科	200	0	800	878
	現代ビジネス法学科	200	0	800	883
文学部	教育学科	120	0	480	517
	史学地理学科	170	0	680	715
	文学科	100	0	400	458
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	350	0	1,400	1,531
経営学部	経営学科	270	0	1,080	1,209
総計		2,820	15	11,310	12,386

※1 政治学科は平成 28(2016)年度より政治行政学科へ名称変更。

※2 編入学定員は「若干名」の場合は「0」、募集を行っていない場合は「-」と表記。

・大学院構成と学生数

研究科	専攻	修士課程			博士課程		
		入学定員	収容定員	在席者数	入学定員	収容定員	在席者数
政治学研究科	政治学専攻	20	40	36	10	30	6
経済学研究科	経済学専攻	20	40	25	10	30	1
経営学研究科	経営学専攻	20	40	29	3	9	0
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻	30	60	17	3	9	8
救急システム研究科	救急システム専攻	10	15	12	3	9	9
工学研究科	機械工学専攻	8	16	8	-	-	-
	電気工学専攻	8	16	10	-	-	-
	建設工学専攻	10	20	11	-	-	-
	応用システム工学専攻	-	-	-	2	6	2
法学研究科	法学専攻	10	20	28	4	12	2
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻	20	40	40	-	-	-
人文科学研究科	人文科学専攻	20	40	12	3	9	1
	教育学専攻	15	30	11	2	6	1
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	30	60	20	-	-	-
	グローバルアジア研究専攻	-	-	-	2	6	1
合 計		221	437	259	42	126	31

・教員数

学部等	教授	准教授	講師	助教	計
政経学部	28	11	6	0	45
体育学部	39	17	12	1	69
理工学部	32	12	3	0	47
法学部	29	6	2	0	37
文学部	34	14	7	0	55
21世紀アジア学部	18	2	2	0	22
経営学部	10	7	2	2	21
イラク古代文化研究所	2	0	0	0	2
武道・徳育研究所	0	0	0	0	0
防災・救急救助総合研究所	2	2	1	2	7
合 計	194	71	35	5	305

※大学院は学部教員が兼担している。

・職員数

	正職員	嘱託※	パート (アルバイト も含む)	派遣	合計
人数	189	65	24	25	303

※嘱託には準職員のほか、教務助手・実習助手・研究科助手を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人国士舘寄附行為第 3 条に建学の精神に基づき「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】

国士舘大学（以下「本学」という。）は学校法人国士舘寄付行為第 3 条に基づき、「国士舘大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条において「国士舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と大学の使命・目的を定めている。【資料 1-1-2】

また、国士舘大学大学院（以下「大学院」という。）は「国士舘大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に大学学則と同様に学校法人国士舘寄付行為第 3 条に基づき、第 1 条に「国士舘大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と大学院の使命・目的を定めている。【資料 1-1-3】

本学の使命・目的に基づく学部・研究科の教育研究上の目的は、大学設置基準第 2 条及び大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき、学則第 40 条及び大学院学則第 33 条に具体的に教育研究上の目的を明文化し、建学の精神、教育理念、教育指針、使命・目的の内容が明確に反映されている。【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神、教育理念、教育指針を簡潔な文章によって表現しており、大学及び学部・研究科の教育研究上の目的も簡潔な文章で定めている。

○建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を

目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」を目指す。

○教育理念

「国土」養成のため、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

- ・「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと
- ・「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をすること
- ・「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと
- ・「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

○教育指針

四徳目を備えるには、不断の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

- ・「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること
- ・「体験」とは、智恵を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること
- ・「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること
- ・「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

大学全体及び学部・研究科の教育研究上の目的はホームページで公表している。学部の教育研究上の目的は、在学生が理解しやすいように「理念と目標」として学部のホームページに掲載し、趣旨の一貫性に留意しながら簡潔な文章で周知をしている。加えて、学部・研究科の教育研究上の目的は大学学則第 40 条及び大学院学則第 33 条、学生便覧において、その対象者向けに一部内容を要約して簡潔な文章で周知している。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「文武両道の教育」「公務員・教職への支援」「面倒見のいい学生支援」「地域と社会との連携」「海外協定校との連携」を個性・特色として挙げるができる。これらの個性・特色は、大学全体及び学部・研究科の教育研究上の目的や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、大学学則・大学院学則・学生便覧・ホームページなどに明示し、教職員や在学生・社会及び受験生等に周知している。

1-1-④ 変化への対応

社会の変化に対応するため、教育研究組織の改編とそれに伴い、平成 30(2018)年度から、教育研究上の目的及び三つのポリシーについて毎年見直しを行うこととし、教育研究上の目的はカリキュラム改編による学則変更で、三つのポリシーは学長課から学部・研究科に依頼し、修正後に公開している。【資料 1-1-9】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

個性・特色を学内外に明示するため、平成 30(2018)年 5 月には、全学的な教学に関する事項について検討することを目的に、1. 大学教育に関する全学的な方針に関する事項、2. 教学関係組織における教育課程編成・運営に関する事項、3. その他全学の教学に関する事項を審議することとして、学長を委員長とした「国士舘大学全学教学委員会」を設置し、同委員会において検討を進めてきた。

また、教育研究の質の保証と向上に恒常的かつ継続的に取り組むため、自己点検・評価等の結果に基づき PDCA サイクル等を機能させる内部質保証システムの構築とその推進を行う組織として「国士舘大学内部質保証推進委員会」を立ち上げ、学長が指名した副学長を委員長として、教学の自己点検・評価等を的確に推進している。その間に、「国士舘大学外部評価委員会」を外部の有識者に依頼し、自己点検・評価の検証を実施している。外部評価委員からの指摘については、内部質保証委員会で検討し、全学教学委員会に諮ることとしている。

二つの委員会が相互に機能し、内部質保証推進委員会からの指摘事項を、全学教学委員会で周知し、検討内容により下部組織の部会を編成し審議している。審議決定事項は、定例で開催される学部長会・研究科長会・附置研究所長会で審議し、学部教授会・研究科委員会・附置研究所所員会で審議承認される。その後、審議事項により、定例学内理事懇談会・理事懇談会・理事会・評議員会を経ていくことにしているが、今後も継続して点検見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

教育研究上の目的や三つのポリシーの見直しは、学長が学部長会・研究科長会を通じて学部・研究科へ依頼し、学部教授会・研究科委員会において学部・研究科に係る教職員の協議を経ることにより理解と支持を得ている。その後理事長・学長をはじめ、学内理事及び法人・教学役職者で構成する定例学内理事懇談会で報告し、学則変更により理事会へ報告している。【資料 1-2-1】

また、創立記念式典・新年挨拶行事・新採用教職員研修などで、理事長・学長が、本学の建学の精神や使命・目的について教職員への浸透を図り、その理解と支持を得るようにしている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-② 学内外への周知

世田谷キャンパス・町田キャンパス・多摩キャンパスの随所に建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネルを掲示し学内への周知徹底に努めている。学部・研究科の学生便覧に教育研究上の目的や三つのポリシーを掲載して、新年度実施のオリエンテーションやガイダンスを利用して周知している。新入生には、入学式での理事長の祝辞、学長の式辞、新入生オリエンテーションにおける学長講話等を通して建学の精神を説明している。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

学外へは、ホームページに建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的や三つのポリシーを公表している。また、大学案内と国士館要覧にも、建学の精神や使命・目的を周知しているほか、国士館大学新聞（年4回発行）においても建学の精神・教育理念・教育方針を掲出するなど周知に努めている。【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

また、大講堂や国士館史資料室を活用して次のとおり学内外への周知を行っている。

大講堂

大正 6(1917)年に現在の港区南青山の地に創立した「国士館」は、新校地を求めて大正 8(1919)年に、創立者柴田徳次郎が私淑した吉田松陰を祀る松陰神社の隣地に移転した。大講堂はこの時に建築され講義等が行われていた。また、式典や講演会も行われ、頭山満や中野正剛など、多くの名士たちが登壇した。昭和 20(1945)年 5 月、戦争による空襲を受けた際にも、学生や教職員の尽力によって焼失を免れた。

現在では、完成当時から変わらず同じ地に現存する唯一の建造物であり、平成 29(2017)年 10 月には「国登録有形文化財（建造物）」として正式登録された。大講堂は国士館教育のシンボルとして、本学の建学の精神と使命・目的をその歴史とともに現在に伝えている。

【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】

国士館史資料室

平成 21(2009)年には国士館史資料室を設置し、国士館の歴史に関わる文献、文書及び物品等を調査・収集、整理・保存している。その成果をもとにして、『国士館史研究年報 楓原（ふうげん）』を平成 22(2010)年 3 月の創刊以来、毎年発行している。平成 27(2015)年には国士館 100 周年記念事業の一環として、『国士館百年史 史料編』（A5 判上下 2 冊、上：1,002 頁／下：1,049 頁）、平成 29(2017)年 11 月には『ブックレット 国士館 100 年のあゆみ』、令和 3(2021)年 3 月には『国士館百年史 通史編』（A5 判 1 冊、1,213 頁）を編纂・刊行し、建学の精神や使命・目的の周知と理解の促進に役立てている。【資料 1-2-17】

【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】【資料 1-2-20】【資料 1-2-21】

また、世田谷キャンパスに隣接する柴田会館内に、常設の「国士館史資料展示室・閲覧室」を置き、通年で資料の展示・公開を行い、学内外を問わず広く公開している。【資料 1-2-22】

世田谷キャンパス 34 号館 1 階展示コーナーでの各種企画展、オープンキャンパスや学

園祭などでの大講堂を用いた企画展などの開催を通して、学内外に建学の精神や使命・目的の周知に努めている。

そのほか、国士舘史資料室職員による初年次教育の講義や新採用教職員研修での講義などを行い、建学の精神やその由来を在学生や教職員にわかりやすく周知するための活動を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間の第 1 次「学校法人国士舘中長期事業計画」を引き継いで策定された、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」において、中長期的な計画に本学の使命・目的を反映させ、学園のミッション・学園のビジョン・アクションプランを掲げて、学園全体（法人全般）・大学・高等学校・中学校それぞれの基本目標を定めている。また、毎年度の事業計画書及び事業報告書を策定する編集委員会を立ち上げ、常任理事（財務担当）を委員長とし、法人と教学の役職者を招集して、中長期事業計画の進捗と併せて計画書と報告書を策定し、ホームページに掲載して学内外へ周知している。【資料 1-2-23】【資料 1-2-24】【資料 1-2-25】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

平成 29(2017)年 4 月の学校教育法施行規則の一部改正に対応して、「三つの方針策定委員会」を立ち上げ、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会から出された三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを参考にして、すべての学部・研究科における三つのポリシーの見直し作業を行った。その後は、毎年学長から見直しについて依頼をし、修正等を反映している。【資料 1-2-26】【資料 1-2-27】

また、平成 30(2018)年度自己点検・評価を踏まえて、内部質保証推進委員会から「令和元年度内部質保証点検結果に基づく改善・向上計画推進について（依頼）」が令和 2(2020)年 12 月 23 日開催の全学教学委員会で示された。その中に、「『三つの方針』学修目標の具体化検討部会」を立ち上げて、1.卒業認定・学位授与の方針及び教育研究上の目的の見直し、2.アセスメントリスト・アセスメントマップの策定、3.学修成果向上を目的とした改善・向上計画策定について検討を行った。学生向け媒体の教育研究上の目的の説明や、卒業認定・学位授与の方針の解説文の策定、アセスメントリスト・アセスメントマップの策定などが、令和 3(2021)年 9 月 15 日開催の全学教学委員会で答申され承認された。その後、関係部箇所との調整を行い、学部長会、研究科長会において実施内容を示し、各学部教授会、各研究科委員会で報告され、定例学内理事懇談会で学長から報告をし、実施に向けて国士舘教育総合改革検討委員会で調整することとした。【資料 1-2-28】【資料 1-2-29】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神及び使命・目的、三つの方針を実現するために、教育・研究組織を学則第 2 条及び大学院学則第 2 条に定め、7 学部 14 学科・10 研究科を設置している。また、学術研究と本学の特性を深化発展させるために、学則第 39 条により大学附置研究所として「イラク古代文化研究所」「武道・徳育研究所」「防災・救急救助総合研究所」を置いている。

【資料 1-2-30】 【資料 1-2-31】

また、大学の附置研究所等以外にも、学部・研究科が自らの教育研究上の目的を実現するために、大学学則第 39 条第 2 項で 8 附属研究施設を、大学院学則第 31 条で 1 研究施設を設置している。

さらに、第 39 条の 4 で生涯学習センターを、第 39 条の 5 でウェルネス・リサーチセンターを、第 39 条の 6 でデジタルアーカイブセンターを置いている。これら大学全体の教育研究組織の組織図は、【図 1-2-1】の通りである。

【図 1-2-1】



※1 政経学部政治学科は平成28年度から募集停止

そして、学部・研究科・附置研究所の意見を調整するために、それぞれ学部長会・研究科長会・附置研究所長会を設けて、年に 11 回合同で開催している。また、教学の調整会として学長を中心とした教学政策会議を年に 10 回開催している。参加者は、教学担当常任理事・副学長・教務部長・教務部事務部長・学生部長・学生部事務部長・入試部長・キャリア形成支援センター長・キャリア形成支援センター事務部長・生涯学習センター長・生涯学習センター事務長、国際交流センター長・国際交流課長・図書館・情報メディアセンター長・図書館・情報メディアセンター事務部長・学長課長・FD 推進課長・IR 課長を招聘して、学長発案の調整や業務実施状況報告並びに計画等の情報提供を行い、相互の連携した教学運営を行っている。【資料 1-2-32】【資料 1-2-33】【資料 1-2-34】【資料 1-2-35】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30 年度自己点検・評価報告書の改善・向上方策（将来計画）で掲げた、三つのポリシーの策定・見直しについて、毎年 11 月に学長から各学部長、各研究科長宛に依頼し、定期的に見直す組織体制を構築している。しかし、手続き等の事務フローなどについての策定ができなかったため、『三つの方針』学修目標の具体化検討部会』の答申に基づきアセスメントリストを活用し内部質保証のプロセスに包含していけるように、学長課で再度検討を行い令和 4 (2022)年度中に整えていく。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的等、建学の精神・教育理念・教育指針は、現代のかつ簡潔な文章で表現している。

大学学則及び大学院学則には、教育研究上の目的を定めて、内容も具体的で明確になっている。

また、学内外への周知は、教職員や在学生には学生便覧や大学案内・ホームページなどの媒体を活用して対象者向けに周知を行っている。

本学の個性・特色は、使命・目的及び教育研究上の目的や三つのポリシーに反映され、各種の媒体により教職員や在学生・受験生や社会一般に明示している。社会の変化に対応するため、状況に応じて三つのポリシーや教育研究上の目的の見直しを行っている。

教育研究上の目的や三つのポリシーの見直しは、教学及び法人の会議体の議を経ることで、役員や教職員の理解と支持が得られている。また、研修や各種行事において、理事長・学長が建学の精神や使命・目的について教職員への理解促進を行っている。新入生には、入学式での理事長祝辞や学長式辞、入学当初に行われる学長講話等を通して、建学の精神を説明している。その他に、建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネルを掲示して周知している。学外の一般社会に対しては、国土館要覧・国土館大学新聞やホームページで、受験生等へは大学案内等により周知している。また、大講堂や国土館史資料室の活動を通して、地域への周知も行っている。

三つのポリシーと教育研究上の目的についても毎年見直しを行い、建学の精神・教育理念・教育指針やそれぞれの教育研究上の目的を反映したものとなっている。教育研究組織については、その使命・目的を実現するために 7 学部 14 学科 10 研究科 3 附置研究所 8 学部附属研究所 1 研究科附属研究所 3 附置研究施設を設置している。

以上、本学は使命・目的及び教育目的の設定及び反映を行っており、基準1を満たしているとして自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーの策定

本学では、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえて大学全体のアドミッション・ポリシーを定めている。学部・研究科においても、大学全体のアドミッション・ポリシー及び学部・研究科の教育研究上の目的を踏まえて、学部・学科・学系や修士課程・博士課程それぞれにおいてアドミッション・ポリシーを明確に定めている。

大学全体及び学部・研究科のアドミッション・ポリシーは、それぞれのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定されており、入学希望者に対して求める学生像や学力・能力水準を明示している。そこでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を備えた人材になりたいという意欲や、カリキュラム・ポリシーに掲げる教育課程・教育内容等に対応できる学力などを受験生に求める内容を示している。

特に学部のアドミッション・ポリシーでは、入学希望者が入学前に身に付けておくべきことや入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性についても明記している。

【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】

アドミッション・ポリシーの周知

大学全体のアドミッション・ポリシーは、大学案内・入学者選抜要項・ホームページに明示している。学部のアドミッション・ポリシーは入学者選抜要項とホームページに、研究科のアドミッション・ポリシーはガイドブック・学生募集要項及びホームページにて周知している。【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】 【資料 2-1-7】

また、高等学校教員（進路担当教員）を対象とした個別相談会（毎年 5 月に開催）等を通じて直接的に高等学校現場に周知を図り、高校生及びその保護者に対してはオープンキャンパスを通して説明を行っている。コロナ禍により対面でのオープンキャンパスを開催できなかった時期には、代替措置としてオンライン相談会を開催するなど、その形式を工夫しながら、三つのポリシーの周知を継続している。令和 3(2021)年度のオープンキャンパスでは、年間延べ 6,600 人ほどの高校生及び保護者が来場しており、広範な周知ができています。

学部独自に三つのポリシーを掲載した資料を作成・配布するなど、より積極的な周知も試みている。【資料 2-1-8】 【資料 2-1-9】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受入れるための、入学者選抜制度を構築している。

学部における入学者選抜は、AO 選抜、一般公募制推薦選抜、スポーツ・武道選抜、一般選抜（前期選抜・デリバリー選抜・中期選抜・後期選抜）、大学入学共通テスト利用選抜、など、複数の入学者選抜制度を実施している。このほか、大学で学ぶ意欲を持つ者の学ぶ機会を広く提供するため、社会人選抜・外国人留学生選抜・海外帰国生徒選抜・日本国外在住外国人留学生選抜を実施している。これら入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性はホームページで明示している。【資料 2-1-10】

研究科における入学者選抜は、修士課程においては一般選考・社会人選考・留学生選考及び学内選考を、博士課程においては一般選考・社会人選考・留学生選考区分を設け、試験区分ごとに出願資格を定め、専門科目や小論文、外国語のいずれかの筆記試験と口述試験等を含む面接を行い、研究科の特色やアドミッション・ポリシーに基づいた選考・審査を行っている。【資料 2-1-11】

入学者選抜及び入学者の受入れとその検証

入学者選抜は、「国士舘大学入学試験運営規程」（以下「運営規程」という。）「国士舘大学入学試験運営要領」に基づき、学長を運営本部長として、適切な体制のもとで運用している。大学院においては、各研究科が入試実施計画を作成し、学長の承認を受けて実施している。【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】

入試問題については、担当副学長を委員長とし、運営規程第 5 条(2)に基づき、運営本部長により任命された入学試験出題委員で構成される入学試験問題出題委員会において大学自ら作成している。一般選抜においては、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価すること及び思考力等を評価するため、後期選抜の試験科目に記述式問題として小論文を設けている。また、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、小論文の筆記試験を全学部で課している。大学院では、各研究科で年度当初に決定した出題委員が入試（筆記試験）問題を作成し厳正に運用している。【資料 2-1-14】

入学を希望する者のうち、身体的障がい等で特別な配慮を必要とする受験者については、「入学者選抜における受験特別配慮措置申請書」による申出を受け、運営本部長の許可を得て、補助器具等の使用や試験教室・座席位置などについての合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。【資料 2-1-15】

入試区分ごとの学生の受入れに関する適切性については、学部・研究科でそれぞれ点検・評価をした上で、その結果に基づき必要に応じた改善をしている。例えば、学部教授会において、毎年度、指定校推薦の枠数や対象校について検証し見直しを行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学においては、例年全学部で十分な志願者を確保している。私立大学等経常費補助金交付要綱に従い、本学の入学定員超過率上限（1.10 倍未満）及び収容定員超過率上限（1.40 倍未満）に基づき、厳正な定員管理を行っている。過去 5 カ年の推移を見ると、学部単位では、過去に入学定員超過率上限を超えて学生を受入れた年度が若干あるものの、大学全

体では学生受入数を毎年度適正に維持している（過去5年間の学部別入学者数は【表 2-1-1】を参照）。また、その結果として収容定員に対する在籍学生数も過不足なく適正な水準で維持されている。

大学院においては、一部の研究科を除き収容定員を充足できていない状態ではある。そこで、10 研究科合同の入試説明会を開催するなど積極的に広報活動を行ない、入学定員確保に努めている。【資料 2-1-16】

【表 2-1-1】 過去5年間の学部別入学者数

学部	学科等	入学定員	H29	H30	R1	R2	R3
政経学部	政治行政学科	175	188	191	192	187	180
	経済学科	360	405	392	391	390	384
体育学部	体育学科 ^{※1}	220 (200)	234	247	249	247	230
	武道学科	90	103	101	92	100	98
	スポーツ医科学科	150	166	153	156	152	159
	こどもスポーツ教育学科	80	91	90	88	88	85
理工学部	理工学科 ^{※1}	335 (320)	363	362	362	360	366
法学部	法律学科	200	240	220	210	216	217
	現代ビジネス法学科	200	224	217	218	216	218
文学部	教育学科	120	134	127	124	119	137
	史学地理学科	170	170	180	178	175	162
	文学科	100	130	100	113	113	104
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科 ^{※1}	350 (400)	411	379	379	376	376
経営学部	経営学科	270	340	291	284	283	295
総 計		2,820	3,199	3,050	3,036	3,022	3,011

※1 平成 29(2017)年度より入学定員を変更（入学定員欄の上段は変更後、下段は変更前の入学定員数）。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神等を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、それをもとに適正な入学者の受入れが行われている。しかし、18 歳人口が減少することが見込まれていることに鑑みて、より一層、本学のアドミッション・ポリシーを受験生及び社会に対して適切に発信するための方策の検討を継続していく。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い学生募集の在り方にも見直しが必要であり、より多様で柔軟な方法を検討していく。

大学院については、合同入試説明会を実施することにより一定の成果も見られるため、広報活動の充実をさらに検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援を行うため、「国士舘大学学部規程」に則り、各学部にて学年担任の教員を置くとともに、教務課学部担当・統合学部事務課・体育学部事務課・21世紀アジア学部事務課に職員を置き、教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。

【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

オリエンテーション及び履修登録については、各学部の担当教員と教務課学部担当職員（体育学部及び21世紀アジア学部では学部事務課職員）が協働し、方針・計画・実施方法等について調整を行っている。また、履修期間中の個別相談を含む対応は、教務課学部担当職員（体育学部及び21世紀アジア学部では学部事務課職員）が行い、柔軟に対応する体制を整えている。【資料 2-2-4】

学生への学修支援体制の充実のため、毎年3キャンパス及び地方都市で全学部を対象に父母懇談会を実施している。在学生の保護者（主に父母）を招待し、大学が実施しているキャリア支援等の取組みについての説明及び教員による個別面談等を行い、大学と学生の現況を保護者に伝えている。父母懇談会の方針・計画・実施方法等については、教員と職員（教務課・統合学部事務課・体育学部事務課・21世紀アジア学部事務課）が連携し対応している。【資料 2-2-5】

TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)等の運用や実験・実習補助等の授業支援・学修支援については、授業支援課が教員・職員・教務助手と連携して、方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。【資料 2-2-6】

大学院では、研究指導教員が主となり、教育及び研究はもとより履修指導や修学全般について指導を行っており、大学院課でも職員が履修相談のほか学園生活全般の相談に対応している。

その他、教職課程運営センター運営委員会や就職指導委員会・国際交流政策会議など各種委員会においても、教員に加え職員も委員として参画しており、学生の学修・授業支援の充実に向け協働して各種支援を行っている。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

図書館・情報メディアセンターでは、図書館における新入生オリエンテーション期間に館内見学ツアーを実施している。学部・研究科ごとに専門領域などを考慮した実施計画を策定し、関連する書架エリアや施設等を重点的に案内している。また、ゼミ単位でも学習支援を目的とした図書館ガイダンスを担当教員と図書館スタッフが協働して計画・実施している。また、コロナ禍での対面授業の実施が難しい状況に対応するため、ガイダンス用

の映像コンテンツの作成・提供のみならず、オンライン会議システムを利用したガイダンスの対応・実施や登校が難しい状況にある学生向けにガイダンス映像の同時配信なども行っている。また、図書館のホームページを利用して、図書館が行っている学修支援体制を学生へ周知し、学生が、支援を有効に活用できるよう指導している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA・SA等の活用

本学では、「国土館大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生をTAとして採用し学部生に対する学修指導補助に当たらせている。これは、本学の教育の充実を図るとともに大学院生への教育トレーニングの機会提供及び経済的援助を行うことも目的としている。TAは、授業の準備や授業における機材の準備及び操作、実験・実習等の補助などの対応を行っている。【資料2-2-10】

また、「国土館大学スチューデント・アシスタントに関する要綱」に基づき、学部生が授業支援や教育に関わる補助業務に従事することにより、教育の質向上を図ることを目的として、SAによる授業支援も行っている。SAは授業に関連した補助業務や授業コンテンツの作成補助なども行っている。【資料2-2-11】

これらTA・SAを担当する大学院生・学部生に対しては、その役割や業務内容について理解を促すために、「ティーチング・アシスタント ハンドブック」や「スチューデント・アシスタント ハンドブック」を配付している。【資料2-2-12】【資料2-2-13】

そのほか、体育学部及び理工学部では教務助手を任用し、授業支援や学修支援・生活支援を行っている。体育学部では前述の教務助手のほか、スポーツ医科学科に救急救命士資格を有する実習助手を任用し、学修支援や就職指導を行っている。また、スポーツ・システム研究科及び救急システム研究科では研究科助手を任用し、実験・調査等の補助を行っている。【資料2-2-14】【資料2-2-15】【資料2-2-16】【資料2-2-17】

ICT等を活用した学修支援

ICT（情報通信技術）を利活用した学修支援として、LMS(Learning Management System)の「manaba」（以下「manaba」という。）を全学的に導入している。

「manaba」では、授業の事前・事後の課題の提示・提出や授業で使用する教材の事前配付のほか、授業後に理解度を測る小テスト・レポート課題の提出及び採点、教員による個別指導などがオンライン上で行うことができ、提出した小テストやレポート及びその成績などの学修履歴を蓄積するポートフォリオ機能も備えている。また、「manaba」を活用して「授業評価アンケート」も実施している。そのほか、スマートフォンアプリ

「respon」やブラウザを使って教室内外でのアンケートの実施・回収を行えるようにしている。【資料2-2-18】

新型コロナウイルス感染対策の一環として、令和2(2020)年度よりオンライン授業の実施に伴い、「manaba」を全ての入り口として、主に3つの方式（オンデマンド型・リアルタイム型・資料配信型）で展開した結果、「manaba」の利用率が飛躍的に向上した。

また、リアルタイムのオンライン授業を行うため、Web会議システムZoom（以下「Zoom」という。）を大学で一括契約し、学生と教員の双方向による学修活動に活用し

ている。

入学前教育

AO選抜や推薦選抜など早期に入学選抜の合格が決定した生徒を対象に、入学までの継続的な学習習慣を維持させ、大学教育へ円滑な移行を図るために入学前教育を【表2-2-1】のとおり学部ごとに行っている。また、入学後スムーズに大学の学修を進め、大学生として必須となる自学自習の姿勢を身に付けることを目的として、大学の歴史や建学の精神の理解を深め、本学の特色ある教育の一つの防災教育について「manaba」を利用して学習する全学統一の入学前教育も実施している。【資料2-2-19】 【資料2-2-20】

【表2-2-1】各学部の入学前教育の取組みと活用状況

学部	入学前教育の取組みと活用
政経学部	日本語表現法（2コース・各全6回）について、委託業者がeラーニングにより課題を課すとともに、学習状況に応じたアドバイスを行い、学習結果及び学習達成率を総評と共に連絡している。
体育学部	AO選抜及び推薦選抜（内部推薦）、スポーツ・武道選抜Ⅰ期の合格者を対象に実施している。外部委託を行っており、委託業者と課題内容・提出期限・フィードバック時期について調整し、その結果を学部長や教務主任へ報告している。
理工学部	日本語表現法（2コース・各全6回）、数学（2コース）の2科目について、委託業者がeラーニングにより課題を課すとともに、学習状況に応じたアドバイスを行い、学習結果及び学習達成率を総評と共に連絡している。
法学部	社会科学系学部で学ぶ学生に求められる論文作成技能の向上を目的とした文章講座を業者に委託し実施した（10回の講座提供、2回の課題提出）。学生別の課題の達成率やその得点推移等の受講状況に関しては逐次業者より報告を受けて把握した。
文学部	文学部全体で共通の内容で実施している。「表現力基礎」講座（全10回）を実施し、きめ細かな個別指導を行うとともにその成績や傾向等を分析して入学後の教育に生かしている。
21世紀アジア学部	一般選抜、AO選抜Ⅱ期・Ⅲ期、大学入学共通テスト利用選抜以外の選抜方法による入学者を対象に外部業者と提携して課題提出、採点、返却等を実施した。
経営学部	高等学校教育の補習として、語学（英語）能力の向上、文章表現力の上達を目指し、外部委託業者を中心としたきめ細かい指導を行うとともに、進捗状況については、適宜管理を行っている。

正課外教育

本学の特徴的な正課外教育として、新入生を対象として毎年度実施している「学長講話」と「防災総合基礎教育」が挙げられる。

「学長講話」は、春期授業開始前に3キャンパスそれぞれで実施し、学長が新入生に向け学生生活の心得を説きながら、建学の精神や基本理念・教育指針・本学の歴史・施設など

について紹介している。【資料2-2-21】 【資料2-2-22】

また新入生向けの「防災総合基礎教育」を、4月に3キャンパスそれぞれで実施している。災害への備えや災害時の初期対応に関する講義と、心肺蘇生法・応急手当・搬送法・初期消火訓練等の実習、全学生に配布している「災害対応マニュアル」の使用方法等の内容の説明を行っている。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、令和2(2020)年度より座学のオンライン化を進め、令和3(2021)年度はオンラインと対面のハイブリッド方式で実施している。【資料2-2-23】 【資料2-2-24】

障がいのある学生への配慮・学修支援

障がいのある学生に対して、受験する前に現状の教室環境施設で対応可能と双方で確認できた場合には受験を認め、合格した際には入学を許可し、入学後はそれぞれの学部・研究科において個別の要望に応じて学修支援を行っている。

また、令和2(2020)年12月23日開催の全学教学委員会において、内部質保証推進委員会委員長からの報告及び実施事項説明を踏まえ、「学生支援に関する方針」検討部会を立ち上げ、今後の本学における学生支援の基本方針を検討した。【資料2-2-25】

オフィスアワー制度

正課の授業とは別に、学生と教員のコミュニケーションを密接にする場として、救急システム研究科を除くすべての学部・研究科でオフィスアワーを設けている。専任教員が研究室で待機している時間をホームページや掲示により学生に周知し、学生からの授業内容に関する質問や単位取得・レポート指導・学修の進め方などの相談に応じている。ほかにも、卒業後の進路（就職・大学院進学）や転部・転科・休学・留学に関することなど、学生生活全般にわたって助言している。救急システム研究科においては、オフィスアワーの時間を設けず、適宜「manaba」を活用して学生の相談を受け付けている。非常勤講師についても授業前後の時間等に学生からの質問や相談等があった場合は教員コミュニティールームで対応している。【資料2-2-26】

外国人留学生等に対する学修支援

外国人留学生に対する学修支援として、多くの外国人留学生が所属する21世紀アジア学部では、学部事務課に外国人留学生の対応を専門とする職員を配置している。また、外国人留学生の在留資格や期限の徹底した管理と把握を国際交流センターが各学部等と連携して、必要に応じて面談の実施や修学指導を行っている。

中途退学者への対応

中途退学者への対応について、過年度に引き続いて全学を挙げて対策を実施している。

平成30(2018)年度から毎年実施している在学生調査において、退学に関する設問を設け、在学中の退学に対する学生の考えを自由記述形式で収集し、学生の修学状況を把握している。併せて、実際に退学した学生の退学事由・入学者選抜形態・学年などをIR課で分析し、必要な学修支援策を検討している。【資料2-2-27】

退学希望者が出た場合は、各学部において面談し、面談内容を所定のシートに記録する

ことにしており、記録済みのシートはIR課で集約して、全体の状況把握をしている。

また、学生自らが相談を申し込むことのできる機会を広げ、学生に従来よりも相談しやすい環境を提供するために、令和2(2020)年度からウェブによる学生相談受付窓口を設けた。加えて、ウェブ化によって学生対応の記録を集約・蓄積することにより、従来よりもきめ細やかな学生対応体制の構築や対応内容の共有化及び学生支援の向上を図っている。

【資料2-2-28】

成績不振学生等への対応

学生の出席状況の把握方法として、出席管理システム、出席カード（主に屋外授業で使用）を利活用している。これらに基づき、連続欠席及び成績不振学生（各学年次終了時の指定単位数未滿）などの中途退学者予備軍や留年者に対し、面談による指導を実施している。ゼミ担当教員・学年担任教員による個別面談や教務課学部担当職員（体育学部及び21世紀アジア学部では学部事務課職員）による学生への電話・メールなどでの対応については、修学指導のために面談内容や対応内容を記録し、いつでも学修支援状況が確認できる体制を整えている。

そのほか、それぞれの学部で次のような独自の取組みを行っている。

政経学部では、成績不振学生に対して履修登録前に修学指導を実施し、今後に向けた助言を行うなど、修学上の問題に対して早期に対応している。

体育学部では、学部長をはじめとする関係者が閲覧できるようになっている個別面談記録を、学生指導や修学指導状況の共有や指導に役立てている。

理工学部では、GPA(Grade Point Average)の基準に満たない学生に関して学年担任を中心として状況把握・面談・履修指導を行い、教員間で情報を共有している。

法学部では、授業への出席率50%以下の学生を抽出し、当該学生を指導するゼミ担当教員ないしは学年担任が学生と面談して事情を聴取のうえ指導を行い、その結果を記録に残すとともに学科会議において定期的に報告して情報を共有している。なお、コロナ禍により出席管理システムによる出席状況の確認が難しくなったため、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度においては、ゼミ担当教員が自身の演習授業への学生の出席率から、出席不良者の確認及び指導を行っている。

文学部では、成績不振の学生や欠席の多い学生等は必要に応じて学生や保護者との面談を行っている。また、学生と教員のコミュニケーションを図り、よりよい学修支援につながるよう定期的あるいは不定期にZoomを利用した懇親会を行うなど、修学意欲を高める工夫をしている。

21世紀アジア学部では、中途退学者・休学者・留年者を減らすため、各学期が始まって1か月を目途に、1・2年生の出席状況に関する調査を「総合演習」担当教員及び外国語科目担当教員対象に行っており、出席状況が思わしくない学生に対しては、学年担任と学年担当職員が面談し指導を行っている。また、成績不振が理由で留年した学生に対しては、4月に特別ガイダンスを行い、各学年担任教員が履修相談・指導を行っている。

経営学部では、修得単位数僅少者を年2回（3月・10月）、履修登録前に学年担任とゼミ担当教員が面談により、修学指導と組織的な学修支援をしている。また、身分異動が生じた

学生や留年生の対応に関しては学生主任が面談を実施し、個々の原因分析を行い指導及び改善策を講じている。なお、コロナ禍においては、対面での面談の他にZoomや電話・メール等を利用して、学生のニーズに応じている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

中途退学者抑制については、先行調査や在学生調査・学籍など各種データからの分析結果を活用し、現状の修学支援策との整合性を踏まえながら、更なる修学支援の強化を目指して、具体的な施策案を学長室で立案し、早急に実行に移す。

学修支援に関する全学的な方針や計画の共有や実施体制の整備・運営については、全学教学委員会で議論を重ね、令和4(2022)年度以降順次実行できるように体制を整備する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生自身が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を身に付けさせるため、学部ごとに教育課程内におけるキャリア教育科目を展開している。また、教育課程内外を通じてインターンシップを実施し、教育課程外においても進路選択に関する相談対応やガイダンスの実施など、学生のキャリア形成支援の体制を整備し、適切に運営している。

キャリア教育科目

教育課程内において体育学部・理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部では、キャリア教育に関連する科目を開講し、政経学部・経営学部では初年次のゼミナール科目においてキャリア教育を実施している。

政経学部では、1年次配当の必修科目である「フレッシュマン・ゼミナール」の中で、秋期にテキスト『MY CAREER NOTE I ADVANCE』を用いて、就職への意識づけのためのキャリア教育を行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

体育学部では、体育学科のアスリートコースに選択科目で「キャリアアップ講座 1」「キャリアアップ講座 2」「キャリアアップ講座 3」「キャリアアップ講座 4」を設け、自らのキャリアを主体的に捉えて、充実した大学生活を送るためのキャリア理論を学び、キャリア開発につなげている。また、社会が求める人材像を意識させ、社会生活を円滑に送るために必要なマナーとコミュニケーション力を養うことや実際の就職活動の基礎知識及びビジネスマナーを習得できるように指導している。【資料 2-3-3】

理工学部では、必修科目「キャリアデザイン A」及び「キャリアデザイン B」、選択科目「キャリアデザイン C」を設け、SPI 試験対策や自己分析、職種・業界研究、エントリーシートの書き方や筆記試験・面接試験対策などの就職活動に向けた指導を行っている。【資料 2-3-4】

法学部では、専門科目に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」を設け、学部が提供する「新聞スクラップ講座」や「卒業生によるキャリア講座」などを開講している。また、本学キャリア支援センターが提供する各種公務員や教員を希望する学生を対象とした講座も行っている。また、本学キャリア形成支援センターが提供する就職講座の受講を通じて、法学部における学びの先にある自身の進路への意識の醸成を目的として、「キャリアデザイン」を専門科目として設けている。【資料 2-3-5】

21 世紀アジア学部では、学生の社会的・職業的自立に関わる意識を高めるため、1 年生から 3 年生までの必修科目として「キャリアデザイン 1」「キャリアデザイン 2」「キャリアデザイン 3」を設け、早い時期から卒業後の進路について考える機会を設けている。【資料 2-3-6】

経営学部では、1 年次必修科目の「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」において、社会から重要視されているコミュニケーション能力などについて説明を行い、就職に対する意識を高める教育を実施している。【資料 2-3-7】

グローバルアジア研究科のビジネスコミュニケーション分野では、「ビジネスコミュニケーション実習」の科目を設定し、コミュニケーション基礎能力の向上と英語・中国語によるビジネスコミュニケーション能力の習得を目指している。【資料 2-3-8】

職業教育科目、資格試験対策科目

教職課程に関する業務を全学的に運営することを目的に教職課程運営センターを設置し、教員養成教育の体制を整備している。すべての学部・研究科に教職課程を置き、学部・研究科の特性に応じた種別の教員免許を取得できるようにしている。また、それぞれの学部・研究科の特性に応じて各種資格の取得に繋がるようなカリキュラム編成を行い、あるいは資格取得や各種試験合格による単位認定を行うことで学生のキャリア形成の向上を図っている。【資料 2-3-9】

さらに、次の学部・学科では特定の職種への就職に対応する科目を独自に展開している。

政経学部では、政治行政学科に公務員養成コースを設け、国家公務員・地方公務員（警察官・消防官を含む）の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。

体育学部では、それぞれの学科に、学生の希望する進路や学科又はコースの特性に対応した職業教育科目を置いている。体育学科では 3 コース制をとっており、学校体育コースでは教員採用試験対策として専門科目に「教職特別講座」を設け、アスリートコースでは公務員採用試験あるいは就職活動に関する科目として「キャリアアップ講座」を設けている。また、トレーナーコースではトレーニング指導や施設の運営・管理に関する科目を置き、キャリア形成を図っている。武道学科では、「社会実践教育論 AⅠ」「社会実践教育論 AⅡ」「社会実践教育論 AⅢ」「社会実践教育論 AⅣ」を設け、教職を目指している学生に対して、教員採用試験に向けた対策講座を実施している。また、「社会実践教育論 BⅠ」「社会実践教育論 BⅡ」「社会実践教育論 BⅢ」「社会実践教育論 BⅣ」を設け、公務員を目指している学生に対して、公務員採用試験に向けた対策講座を実施している。スポーツ医科学科では、カリキュラム全体を救急救命士の育成に向けて編成しており、特にその実践的なスキル向上を図るため、「救急車同乗実習」「病院内実習」を置いている。また、消防官等の公務員採用試験対策科目として「キャリアアップ実践講座」「コミュニケーション演習」

も置いている。こどもスポーツ教育学科では、小学校教員及び体育・保健体育担当教員の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。また、随意科目に「教職特別講座」を設け、教員採用試験対策科目を展開している。【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】
【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】

法学部では、将来法曹会（裁判官・検察官・弁護士）や公務員等を目指す学生や法学の専門的知識を深めることを通じて各種専門的資格の取得を目指す学生を対象に、専門科目として「法学特殊講座Ⅰ」「法学特殊講座Ⅱ」「法学特殊講座Ⅲ」を開講している。【資料 2-3-15】

教育課程内外を通じたインターンシップ

本学のインターンシップには、学生の職業観や労働意欲の涵養を図ることを目的としてキャリア形成支援センター主催で実施するインターンシップと、学生自らが応募して参加する公募型インターンシップ、官公庁・地方自治体が対象となる経路型インターンシップ、そして学部・研究科が独自に実施するインターンシップがある。【資料 2-3-16】

キャリア形成支援センター主催のインターンシップの場合、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や職業意識を高めることを目的として実施している。インターンシップに参加する学生に対しては、事前・事後教育を行い教育効果の向上を図っている。令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて「大学主催インターンシップ」の実施を見送ったが、代替事業として「インターンシップ等合同説明会」を実施した。学生が早期に企業と出会い、業界研究する機会を確保するとともに、各企業が開催するインターンシップ等への申し込みに繋げることを目的として実施している。【資料 2-3-17】

キャリア形成支援センター主催のインターンシップに参加した学生に対しては、政経学部では「経済学特殊講座Ⅰ」「経済学特殊講座Ⅱ」「経済学特殊講座Ⅲ」、理工学部や法学部及び 21 世紀アジア学部では「インターンシップ」の単位を認定している。【資料 2-3-18】
【資料 2-3-19】【資料 2-3-20】【資料 2-3-21】

経路型インターンシップは、学生が自ら情報を収集し、官公庁・地方自治体等の募集要項に従って、大学を経由して応募するインターンシップである。キャリア形成支援センター主催のインターンシップと同様に、主体的な職業選択や職業意識を高めることを目的として実施している。

公募型インターンシップの場合、選考通過のために対策講座（春期）を開催し、エントリーシートの添削やマナー等を指導し支援している。理工学部と 21 世紀アジア学部では、公募型インターンシップについても個別に書類審査及び面接等を行い、「インターンシップ」の単位を認定している。

上記の取組みに加えて、学部独自のインターンシップの取組みとして、体育学部体育学科では学校教育コースに必修科目として「教職インターンシップ」を置き、教員免許取得に必要な教育実習とは別に、学校教育活動の全般を経験する機会を設けている。21 世紀アジア学部では「インターンシップ」という科目を置き、国内外でのインターンシップの機会を設けている。【資料 2-3-22】

研究科独自のインターンシップの取組みも行っており、救急システム研究科では、明治

国際医療大学とインターシップに関する協定を締結し、先方の募集に応じて、大学院修士課程の学生を派遣している。工学研究科では建設工学専攻に「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」「インターンシップⅣ」という科目を置き、建築士事務所で建築設計の補助業務を行っている。総合知的財産法研究科では、事業経営者（特許事務所等）の下で実務研修を行なうエクスターンシップ科目として「知財管理実務論」を設けている。グローバル研究科では、インターンシップやフィールドワーク調査で長期間実践的に挑戦できる科目として「グローバルアジア特別研究」を配置している。【資料 2-3-23】【資料 2-3-24】【資料 2-3-25】【資料 2-3-26】

教育課程外での教職・公務員就職支援

本学では、教職や公務員への就職希望者に対して、教育課程外においても全学的な支援を展開している。キャリア形成支援センターでは、公務員及び教員を目指す学生に対して各々の業務について学ぶ「仕事理解セミナー」や「公務員採用試験対策講座」「警察官・消防官採用試験対策講座」「教員採用試験対策講座」を開講して支援している。【資料 2-3-27】
【資料 2-3-28】【資料 2-3-29】

教職の支援体制としては、教職課程履修学生を対象に 3 キャンパスに教職支援室を開設している。教職支援室では、学校長や教員採用試験の面接官などを経験した教職支援アドバイザーが常駐し、教員を目指す学生に対して面談や教員採用試験の論文添削などを行っている。コロナ禍に伴い、遠隔での指導も行っており、メールによる論文・志願書添削 Zoom 等を使用したウェブによる個別面談・面接練習等を行っている。【資料 2-3-30】

政経学部では、外部業者に委託して「公務員試験対策入門講座」を開設し、受講者には「公務員基礎講座」の単位を認定している。そのほか、「公務員相談室」を設け、政治行政学科の教員が警察・消防官試験や地方・市役所上級試験をはじめとした公務員志望の学生からの相談に応じている。週 4 日（月・水・木・金曜日）、10 時から 17 時まで開室しており、政経学部以外の学生にも開放している。さらに、「就職活動体験共有会」や「公務員&キャリア・ガイダンス」として、公務員や卒業生などを講師に招き、就職試験対策や合格体験についての講演会を月 1 回程度開催している。【資料 2-3-31】【資料 2-3-32】【資料 2-3-33】【資料 2-3-34】

教育課程外での就職支援体制

就職支援に関する各種講座・セミナー・助言指導体制については、キャリア形成支援センター長をはじめ各学部から選出された教員とキャリア形成支援センター事務部長・キャリア支援課長で構成する就職指導委員会において事業計画を策定し、それに基づき就職支援を行っている。【資料 2-3-35】

キャリア形成支援センターが行う教育課程外の就職支援では、年度当初の学部オリエンテーションにおいて、1 年生に対してはキャリア教育を中心に、3 年生に対しては就職活動のスケジュールや就職支援事業の説明等についてガイダンスを行っている。主だった各種就職支援講座等の概要は次のとおりである。

○『Working Gear Jr.』『Working Gear』の作成

1 年生・3 年生を対象に、ワークシートや先輩の体験談などを交え、有意義な大学生活を

送るために必要な情報や心構え・就職活動の進め方などについて掲載した冊子を作成し、各種ガイダンスやグループカウンセリング・学生相談の場で活用し、就職に対する動機付けを図っている。【資料 2-3-36】【資料 2-3-37】

○キャリア相談受付

各キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、就職活動に係る各種相談・エントリーシートの添削・面接の個別指導をはじめ、グループディスカッションや自己分析をテーマとしたグループカウンセリングを実施している。また、ハローワークと連携し、求人票の提供から内定に結びつける就職支援も行っている。【資料 2-3-38】

○「キャリアガイダンス」「ゼミ別就職ガイダンス」の開催

学生自らが能力や個性にあった進路を選択できるように、ガイダンスを通じて興味・関心の幅や視野を広げる機会を提供している。【資料2-3-39】【資料2-3-40】

○「就職講座」の実施

就職支援の基幹講座として位置づけ、就職活動を進める上でのノウハウを中心に、自己分析・業界研究・筆記試験対策等、各回テーマを設定して実施している。また、企業の採用担当者によるパネルディスカッションや、4年生の内定者による体験報告会など、学生のニーズに合わせたテーマを盛り込んでいる。【資料 2-3-41】

○「仕事理解セミナー」「業界研究フェア」「就活！HOT SPACE」の開催

業界・職種への理解を深めるとともに、学生が各種団体・企業と接点を持つ機会を設けている。【資料 2-3-42】【資料 2-3-43】

○「面接体験セミナー」「模擬面接セミナー」の実施

企業の採用担当者を講師に招き、事前講座を含め、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、個人・集団面接及びディスカッション指導を重点的に行う全4日間の「面接体験セミナー」と、1日完結型の「模擬面接セミナー」を実施している。【資料 2-3-44】

○留学生対象就職対策講座

日本での就職を希望する外国人留学生に対して、就職活動のポイントや卒業後の在留資格等について解説を行っている。【資料 2-3-45】

○障がい等のある学生のためのキャリアガイダンス

障がいのある学生及び何らかの身体的・精神的不安定要素をもつ学生に対し、障がい者採用の仕組みや就職活動のポイントなどを解説し、希望者には別室で個別相談を行っている。【資料2-3-46】

○「教員採用試験対策講座」「公務員採用試験対策講座」「警察官・消防官採用試験対策講座」の開講

大手公務員試験対策予備校と提携して、教員及び公務員の採用試験対策講座を学内で開講している。

○自治体との協定締結、U・Iターン情報の発信

現在、1道13県1市と就職支援協定を締結し、学生のU・Iターン就職促進のために連携している。また、ホームページやKaedeメールなどでU・Iターン情報を発信し、提供している。【資料 2-3-47】

○SPI3試験対策

国士舘大学教育後援会からの支援により、学部3年生全員にSPI3試験対策参考書『こ

れが本当の SPI3 だ!』を無料配付し、コロナ禍での自宅学習時間を有効活用するよう促し、学生の早期選考対策に繋げている。また、配付した参考書を活用して、「SPI3 対策講座」を実施している。【資料 2-3-48】

ほかにも、学部・研究科において、次のような就職支援の取組みを独自に行っている。

法学部では、法学部卒業生や内定者・合格者による就職活動に向けた具体的かつ実践的な講演会・報告会・ガイダンスを例年開催している。令和 3(2021)年度においては、11 月に「なんでも相談会」を、12 月に「法学部 4 年生による就職内定者報告会・公務員試験合格者報告会」「警察官採用試験対策セミナー」を開催した。【資料 2-3-49】

総合知的財産法学研究科では、正課外で就職・キャリア支援として「就業力増強講座」を開講している。【資料 2-3-50】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

公務員を希望する学生に対する支援については、公務員採用実績を堅持していくために、結果の現状分析を進め、公務員採用試験対策講座のカリキュラムの見直し等、改善策を策定し、就職支援講座への参加を促進する。

教職を希望する学生に対しては、対面での指導が難しい学生にも遠隔指導を実施する等、教職支援室の運営の在り方を検討していく。

また、U・I ターン率向上のため、協定締結自治体の拡充を図り、U・I ターン希望の学生だけでなく、地方出身学生の父母の協力も得ながら支援企画を検討していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援体制

充実した学生生活を送ることができるようにするため、学生生活全般を支援する事務組織として学生・厚生課を 3 キャンパス全てに設置している。同課は、奨学金・課外活動・学生相談・学生食堂・保険・賃貸物件及び学生寮斡旋・その他学生生活全般について、学生へのサービス向上及び厚生補導の総合窓口としての役割を果たしている。【資料 2-4-1】

また、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として学生寮（世田谷キャンパス「ゲストハウス」・町田キャンパス「鶴川寮」）を設置するとともに、寮生の生活全般を支援する組織として寮務課を置いている。同課は、常にきめ細かなサポート ができる支援窓口としての役割を果たしている。学生寮においては、学生部教職員・舎監によって構成される寮務会議や、寮生の中から任命された指導学生（寮長・副寮長）を交えた指導学生会議を開催し、学生寮の円滑な運営と生活の安定を図っている。

【資料 2-4-2】

ゲストハウスは、主に交換留学生を中心とする外国人留学生が使用する学生寮となっている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度は、交換留学生の受入れを協定校との間で中止する措置がとられている。また、外国から日本への留学生の入国に対する制限が継続されているため、現在はゲストハウスの使用は取り止めている。

学部・研究科においては、学生にとって最も身近なゼミ担当教員や論文指導教員をはじめ、各学部の学生主任や学年担任などの様々な教員が学修指導も含めて学生生活の支援に携わっている。加えて、すべての学部・研究科で、学修指導を含む個別面談やカウンセリングも行っており、学生生活全般にわたって心的支援や生活相談を行っている。

さらに、世田谷キャンパスでは教務課に各学部の学生対応を担当する専任職員を配置し、町田キャンパスと多摩キャンパスでは 21 世紀アジア学部事務課と体育学部事務課にそれぞれ学生対応を担当する専任職員を配置して、学生生活の安定のための支援を行っている。研究科については、大学院課職員が支援相談窓口の役割を担って学生対応を行っている。

以上の体制に加えて、学生の福利厚生及び学生指導等に係る各学部の連絡調整を行うために、学生部長・学生部副部長・各学部の学生主任・大学院研究科主任（代表 1 人）・学生部事務部長・学生・厚生課長・寮務課長及び国際交流課長をもって構成する学生主任会を定期的で開催している。【資料 2-4-3】

学生支援について、飲酒・喫煙をはじめ、薬物乱用や詐欺事件に学生が巻き込まれる事案や成人年齢引き下げに伴う学生の投資詐欺被害等の防止・特別な支援を必要とする学生への対応について学ぶため、教職員向けの研修会を開催し、全学的な現状の把握と理解に努めている。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

学生に対する経済的支援

「国士舘大学奨学生規程」に基づき、学修を援助することによりその資質の向上を図り、有為な人材を育成することを目的に、人物が優良な学生に対し納入金を減免する奨学生制度を設けている。具体的には、「学業優秀奨学生」「運動技能優秀奨学生」「学修援助奨学生制度」や、デリバリー選抜・大学入学共通テスト利用選抜 I 期の受験者を対象として、入学料・授業料・施設設備費・教材費が原則 4 年間免除になる「成績優秀奨学生制度」を設けている。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

外国人留学生に対しても、「外国人留学生奨学生」の制度を設けており、学業・人物とも優れていることを主たる基準とし、支給ランクを 3 段階に分け、経済的な支援を行っている。

大規模災害が発生した際には、総合安全会議の議を経て、被災により学修継続が困難な状況となった学生に対して学費減免等の措置を行っている。【資料 2-4-8】

また、独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、地方公共団体・民間育英団体・財団・企業等の奨学基金に関して、学生・厚生課による学生の申請手続き等の支援を行っている。令和 2(2020)年度より開始された高等教育の学修支援制度についても、法令に基づいて学生に広く周知し、適切に実施している。

日本学生支援機構奨学金については、返還義務があるため、在学中に奨学生として自覚と責任を持たせ、学修効果を一層高めることができるように 3 キャンパス全てにおいて、

採用・返還説明会を開催し、徹底した指導を実施している。【資料 2-4-9】

課外活動への支援

学生の課外活動への支援については、現在 112 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」「サークル」に分類され、その運営について学生・厚生課が指導及び助言を行っている。公認クラブには基準に則り、大学から課外活動援助金を支給しているほか、活動施設・部室・ロッカーを提供している。また、各クラブへの指導の徹底や交流を図るため、「課外活動クラブ主将会議（年 6 回）」「クラブ指導者連絡会議（年 1 回）」を開催するほか、次期主将予定者を対象としてリーダーシップの在り方について研修する「クラブリーダーズキャンプ」（例年は 2 泊 3 日）を実施している。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

経済面における援助に関しては、「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」には課外活動援助金として、企画費・大会参加費・大会参加交通費・課外活動振興費・特別奨励費を支給している。また、年 3 回実施する学園祭に対しても補助をしており、部長・監督・顧問の指導者に対しても手当てを支給している。

施設面における援助に関しては、部室等の貸与のほか体育施設や教室利用の便宜を図っている。世田谷・町田キャンパスにおいて部室及びロッカールームを貸与しており、体育施設については 体育館・グラウンド等の使用を許可している（高等学校・中学校を有しているため、共用部分については調整している）。教室については、昼休み時間及び放課後に使用を許可している。

学生相談・健康管理

学生の心の問題や生活相談の支援体制として、世田谷・町田・多摩の 3 キャンパスに「学生相談室」を設置し、精神科医及び臨床心理士の資格を有するカウンセラーや相談員を配置し、適切に対応している。学生相談室の利用については、ホームページ・リーフレット・国土舘大学手帳・学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有及び事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的で開催している。【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】

【資料 2-4-16】

学生の健康管理面の支援体制として「国土舘事務分掌規程」「国土舘健康管理室規程」に基づき、世田谷・町田・多摩の 3 キャンパスに健康管理室を設けている。健康管理室は、病気や怪我への対応・感染症拡大防止（新型コロナウイルス感染症やその他重篤な感染症等については、学校法人国土舘危機管理規程に基づく感染症予防対策）、薬物乱用防止対応等を目的として、医師（校医）及び看護師の資格を持つ職員を各キャンパスに配置している。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

また、毎年 4 月には学部生及び大学院生を対象として学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、再検査が必要な学生等については継続的なフォローを行っており 9 月入学生にも同様に対応している。令和 3(2021)年度の健康診断受診率は、オリエンテーション・ガイダンス・「manaba」及び掲示等にて周知することにより、88.5%を維持した。因みに、令和 2(2020)年度は 64.0%、令和元(2019)年度は 94.6%である。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりオンライン授業を実施したため、受診率が低下

している)。なお、学内実施の定期健康診断未受診者や再検査対象学生には、メール等を活用して直接指導を行っている。【資料 2-4-19】

新入生（本学に初めて籍が発生した学生）については、4月及び9月の健康診断の際に、既往歴や健康に関する相談が事項を受診票に記入することになっている。受診票に記入された既往歴や健康に関する相談事項によって、校医による健康相談や診察を継続的に受けることができ、各部局との連携の下で、安心して学園生活が送れるように対応している。

そのほか、学生に対しては、一年を通して健康増進・心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信し、個々の健康管理に対する啓発活動を行い、健康管理室員による健康相談も時間を限定せず実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】

ハラスメント防止の取組み

「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、学園全体のキャンパス・ハラスメント防止についての研修・啓発などに取組むとともに、ハラスメントに関する相談体制として「キャンパス・ハラスメント相談員」を学内の各部局に配置しており、キャンパス・ハラスメントに関する個別相談に対応している。これらのキャンパス・ハラスメント防止の取組みは、ホームページ・リーフレット・国士舘大学手帳において周知を行っている。【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】【資料 2-4-26】

また、毎年4月に行う新採用教員向けの学内研修では、キャンパス・ハラスメント防止を目的とした内容のDVD視聴や講話を取入れている。そのほか、教授会や研究科委員会等における注意喚起を適宜行っており、学部内にハラスメント防止のための内規を定め、ハラスメント対策委員会を設置する（法学部）などの独自の取組みも行っている。【資料 2-4-27】【資料 2-4-28】

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学内教職員が多角的に学生サービスに努めているが、これまで以上にハラスメントを未然に防ぐための取り組みを継続していく。また、災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって経済的に修学が困難な状況に陥っている学生への迅速で柔軟な支援体制を継続していく。また、障がいを持つ学生の受入れや修学支援に関する体制整備を進めていく。

学生の心身に関する健康相談・心的支援・生活相談などについて、学生相談室を利用することに対して心理的抵抗のある学生への支援として、学生相談室の開室時間外にも対応可能となるように、外部業者による24時間対応のメンタルヘルスサポートの導入に向けて進めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地、校舎等の施設設備の整備

本学は、世田谷区・町田市・多摩市にそれぞれキャンパス（世田谷キャンパス・町田キャンパス・多摩キャンパス・多摩南野キャンパス）を有し、4 キャンパスの校地面積合計は 297,942.18 m²、校舎面積合計は 142,376.22 m²となっている。大学設置基準に定める運動場・学長室・会議室・事務室・研究室・教室・図書館・医務室・学生自習室・学生控室等及び大学院設置基準に定める講義室・研究室・実験・実習室・演習室等についても、毎年度の事業計画に基づき適切に整備している。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

世田谷キャンパスでは、複合施設であるメイプルセンチュリーホール(MCH)を中心としてアリーナ・ランニングロード・フィットネスセンター・柔道場・剣道場・水深 3m までの可動床を持つ 25m プール等の運動施設を備え、授業や課外活動及び生涯学習においても幅広く活用されている。

町田・多摩キャンパスでは合わせて約 228,000 m²にも及ぶ広大な校地を活かし、50m プール・サッカー場・多目的グラウンド・野球場やラグビー・アメフト場・陸上競技場等の充実した運動施設を整備している。

多摩南野キャンパスでは、修学支援施設として位置付け、防災・救急救助総合研究所や大学院の施設・課外活動の練習場等を整備して、令和 4(2022)年度から運用を開始する。

教室環境の整備

現在、世田谷・町田・多摩キャンパスにおいて、教育目的達成のための ICT 機器（主にプロジェクター等）は適切に整備されている。従来のランプ式ではなく、光度の高いレーザー式プロジェクターを整備することで、起動までの速さに加え、明るく見やすい映像を投影することが可能となった。

また、コロナ禍における ICT 機器として、各キャンパス教室への授業収録装置の配備・講義用常設 PC 及び貸出用 PC の拡充・教室天井への常設カメラの設置を行った。備品としては、集音マイクスピーカーやハンディビデオカメラ、ウェブカメラなどを拡充した。コロナ禍以降の講義においても活用できる機器を整備し、教育の質向上を図った。

さらに、新たな設備として、収録カメラ・教卓・ディスプレイ・ホワイトボードを配備し、収録・撮影スタジオを、世田谷キャンパス 5 号館教室（5301AL 教室）に整備した。これにより、授業の配信や収録など多岐にわたる用途での使用が可能となり、アクティブ・ラーニング教室として整備を行うことで、従来とは異なる環境による様々な形式で教育を行うことができるようになった。このように、教室環境・設備に関して、計画的に入れ替えや整備を行ってきた。

ICT 機器の他に世田谷・町田・多摩の 3 キャンパスにおいて、教室用椅子の劣化・損傷が見られているため、令和 2(2020)年度より教室用椅子の修理を 6 年計画で行っている。

施設・設備の維持管理

施設・設備の維持管理については、全般を財務部管財課が所掌している。町田キャンパス・多摩キャンパスについては、それぞれ町田校舎事務課・多摩校舎事務課に分任し、「消防法」や「建築基準法」などの関係法令に基づく点検を踏まえ、適宜改修等に対応している。また、施設ごとに施設管理責任者を定め、日常的な管理のほかに施設に対する整備要望書を求め、これに基づく年度毎の施設整備計画を作成し適切な維持管理を図っている。特に、R22 冷媒を含む空調機などの使用部材の生産が中止される設備に関しては、順次更新を行っている。【資料 2-5-3】

図書館の整備

世田谷キャンパスに中央図書館・情報メディアセンター、町田キャンパスに鶴川図書館・情報メディアセンター、多摩キャンパスに多摩図書館・情報メディアセンターを置いており、閲覧室・書庫等及び閲覧席数並びに蔵書数は十分な規模と数量を備えている。【資料 2-5-4】

各図書館の蔵書は、学内外のあらゆる端末からアクセスできる OPAC (Online Public Access Catalog : オンライン蔵書目録) を利用し貸出予約が可能で、図書館のどこでも貸出手続きができる。また、本学に希望する図書や資料がない場合は、相互協力として他大学図書館や研究機関などから図書資料の現物や複写物を取寄せるなど、利用者への利便性にも配慮している。世田谷 6 大学コンソーシアム (国士舘大学・駒澤大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学間で締結している相互協力協定) 間の蔵書横断検索や図書館相互利用も行っており、学内外の蔵書や論文・資料の検索を可能とし統合学習の推進を図っている。加えて、学術情報リポジトリを運営し、学術情報の収集と公開に努めている。【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

各図書館には学生が自由に学習することができるグループスタディ室やラーニング・コモンスペース及び研究個室などを複数設けており、学生の自主的な学修を支える環境を提供している。

コロナ禍においては、オンラインでの授業受講や就職活動など非対面で実施される授業等への対応の場として、図書館施設利用の要望があった。そこで、急遽、発話を伴わないオンライン授業等の視聴では貸出用 PC や各所に設置している PC を利用することを可能とし、発話を伴う場合は、研究個室やグループスタディ室でのオンライン受講ができるようにして、従来の利用方法だけでなく様々なニーズに即した学修支援を実施している。

ICT 等機器・備品やネットワーク環境の整備

情報サービス施設として、世田谷キャンパス 578 台、町田キャンパス 134 台、多摩キャンパス 170 台の PC を端末室に設置している。

ネットワーク環境の提供として、各キャンパス間は高速専用回線(10Gbps)で結び、外部接続 (インターネット) には、学術情報ネットワーク (SINET5) を利用している。令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて (SINET6) への移行を予定しており、接続回線速度は 1Gbps から 10Gbps へと更新される予定である。また、平成 30(2019)年度には学内 Wi-Fi 「kaede-wifi2」をリニューアルし、「maple-wifi」として整備を行った。これにより、セキュリティの向上と認証の手順を簡略化する事で利便性の向上等を実現した。AP(ア

クセスポイント) についても、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度で増設を行い AP の総数は 423 台となる予定である。【資料 2-5-8】

学生寮

本学では、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として世田谷キャンパスに「ゲストハウス」を、町田キャンパスに「鶴川寮」をそれぞれ設置している。「ゲストハウス」は外国人留学生専用の厚生用として、「鶴川寮」は男子・女子それぞれ専用の厚生用・合宿用として運用している。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

学生寮の管理は 24 時間体制になっており、寮監・舎監・業務委託による管理人が寮務課との連携を図りながら、日々、学生の生活指導・監督を行っている。セキュリティは、各学生寮の建物内外における監視カメラ及び防犯装置を設置し、寮務課員・舎監・常駐警備員又は管理人による巡回や機械警備の配置により万全を期している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

世田谷キャンパスには、理工学部の実習施設が 7 号館と 10 号館に整備されている。7 号館地下 1 階に土木関係の実験室、10 号館地下 1 階に電子関係の実験室が設けられ、充実した設備により専門性の高い実践教育を提供している。また、メイプルセンチュリーホールの地下には、797 m²という広大な地下実習工場が整備されており、国際学会の会場等に使用されるなど多彩な方法で活用されている。

多摩キャンパスの体育学部スポーツ医科学科では、高度な医療器具が揃う臨床実習室及びロープを使った訓練や救助実習を行う救助実習訓練塔が整備され、優秀な救急救命士の養成に寄与している。また、4 台の高規格救急車など数多くの自習機器を備えている。さらに、令和 2(2020)年 3 月 31 日に取得した多摩南野キャンパスは、体育学部や大学院の実習等での使用が予定されており、今後新たな実習施設として活用される。

図書館には、個人からゼミ・授業単位で自主的に学習することができ、また実習や講義などにも対応したグループスタディ室やラーニング・コモンスペースを整備している。図書館の開館時間は、授業時間をカバーする時間帯となっている。座席数や学習スペースなども在籍学生数を考慮した上で十分な規模を整備している。また、3 キャンパスの図書館すべてに専門スタッフを交替で常時複数人配置しており、図書館の開館時間中であればどの時間帯でも利用者への対応を可能としている。

図書館・情報メディアセンターホームページの各バナーから、電子資料、学術情報リポジトリやデータベースなどへアクセスすることができ、新聞・雑誌・研究論文やデータベースなどの学術情報をオンラインで検索・閲覧することが可能である。学術情報リポジトリには、本学の学部・研究所等で作成された紀要、研究論文や貴重資料などを収集・蓄積して公開している。

CAD や画像編集等の専用ソフトを利用できる PC 教室を設置・運用しており、授業で利用しない時間帯は学生の自習用に開放している。また、情報システム課のウェブページや学内のデジタルサイネージを通じて、Wi-Fi 利用方法や大型プリンター使用など施設の利活用について紹介している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では高齢者や障がい者などの多様な利用者に対して施設・設備の利便性を向上させる目的で、校舎を新築・改修する際は、建物出入口の自動扉、スロープ及び各所への点字ブロックの設置を推進している。また、階層の高い世田谷キャンパス 34 号館をはじめ複数の建物でエレベーターを整備している。トイレについても、世田谷キャンパスの 34 号館及び町田キャンパスの屋内野球練習場や多摩キャンパスのメイプルセンチュリーセンター多摩では、オストメイト対応の多目的トイレを設置し、より多くの人がキャンパスを利用できるように配慮している。多摩キャンパス・町田キャンパスには、多目的トイレを有した屋外トイレ棟を新築した。また、町田キャンパス 15 号館にスロープ及び多目的トイレを新設し、学生生活の快適性及び利便性の向上に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、教育効果を十分にあげられるように、時間割編成時に科目の特性に合わせた適正な学生数及び前年度の同科目における履修者数を勘案し、それに合致した教室を割当てている。

外国語科目では、政経学部・体育学部（スポーツ医科学科を除く）・文学部及び経営学部の英語科目で、事前に定めた適正人数に合わせたクラス編成（体育学部は班編成）を行っている。体育学部スポーツ医科学科・理工学部・法学部及び 21 世紀アジア学部では、年度始めにプレースメントテストを実施し、習熟度別クラス編成を行っている。

総合教育科目（教養教育科目）については、履修希望者数が多い場合には抽選により履修者を決定し、適正な受講者数を超えないようにしている。

専門科目については、各学部で授業を行う学生数を適正に管理するために次のような工夫を行っている。

政経学部及び経営学部では、必修科目についてはクラス別にし、その他の科目では上限を超える場合は抽選により履修者を決定している。

体育学部では、講義科目においては基本的に 1 クラス 40 人を基準とし、実習・演習・体育実技に関しては 50 人を基準として時間割を作成し教室を配当することで、教育効果及び実技・実習における安全性を担保している。体育学科・武道学科・スポーツ医科学科は、主に多摩キャンパスで授業を展開しているが、一部の授業を町田キャンパスで開講している。そのため、多摩キャンパスと町田キャンパス間にはシャトルバスを運行し、履修に支障が無いように配慮している。

理工学部では、授業を行う 1 クラスの学生数は教育効果を十分挙げられるような人数とし、一部の科目では履修人数を制限している。特にコロナ禍では感染防止対策の観点から、教室の収容人員に対して十分に少ない人数で授業ができるように履修制限を設けた科目を例年より多くした。

法学部では、従来、必修専門科目の履修上の便益を図るため、当該科目を複数（2 コマ）開講し、その選択については履修学生の自由としていた。しかし近年、受講者数の偏りなどの弊害も認識されるようになり、現在は事前に受講者を割り当て、授業コマによって受講者数に偏りが出ないように変更した。また、毎年、各講義の受講者数を確認しており、受講者数の偏りや極端な大人数授業が生じないように配慮している。

文学部では、実習や演習科目等において、受講者数を制限し、クラスを分割するなど少人数クラスを設定している。また、卒業論文指導にあたり、ゼミ所属の人数を制限して少人数指導を行っている。

21世紀アジア学部では、授業を行う1クラスの人数を科目の特性により定めている。クラス人数の上限を超える履修希望者がある場合には、履修者数の調整を行い、学生に対して、次の学期での履修や他のクラスでの履修を勧めている。また、履修者が多い科目は、予め複数クラスあるいは複数学期に開講するなどの対応をしているが、上限を超える場合は抽選により履修者を決定している。

大学院では、すべて少人数で行なう演習形式であるため、授業を行う学生数が適切に管理されている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

経年劣化した建物及び設備については、今後とも毎年度の施設整備要望を踏まえて計画的に計上予算に基づく改修・補修及び更新を図ることとし、多額の資金を要する案件については中長期事業計画に組み入れて実行していく。

現在、外部接続回線(SINET6)への移行を予定しており、接続回線速度は1Gbpsから10Gbpsへと更新される予定である。また、町田端末室においては、31台のPCリプレイスが予定されており、学内すべての端末室で利用環境の均一化を目指す。

コロナ禍における授業運営を通じて「オンライン授業」や「ハイブリッド型授業」の新たな可能性が広く認知されるようになったことから、本学でも高等教育組織におけるデジタル技術の活用の可能性を検討する部会を立ち上げ、今後各種EdTechなどの活用を含めた効率的かつ質の高い授業運営の可能性を検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修に関する学生の意見や要望の把握については、「授業評価アンケート」を春期・秋期の年2回実施しており、シラバス・授業内容及び授業運営に関する設問を用意しているほか、自由記述欄を設けることで学生からの意見を収集している。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果をシラバスや授業の改善に活用するほか、シラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄にコメントの記載を行っている。また、評価結果が著しく悪い科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。【資料2-6-1】

また、平成 30(2018)年度に実施した「学生生活実態調査」から学修に関する設問を独立させ、学修動向に関する調査として、平成 31(2019)年度から新入生調査・在学生調査・卒業時調査を毎年実施している。調査項目には、「学修支援に関すること」「学生からの大学に対する意見」を設け、学生からの意見を収集し集計結果を分析している。また、毎月定例で行われている学部長会等で分析結果をフィードバックすることで、学修支援の体制に反映させている。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

そのほかにも、学部・研究科で独自の取組みを行っている。体育学部では、学修支援について学生のニーズを汲み取るとともに、学修支援の仕組みが効果的に機能しているかを検証する目的で、学生と直接意見交換を行う「学部長と語る会」を実施している。そこでの意見の集計結果を教職員にフィードバックし、把握した状況や要望を踏まえて、学生生活が一層充実したものとなるよう役立てている。文学部では、一部のコースで Zoom 懇談会や個別相談を実施して、学生の声を汲み上げる工夫をしている。政治学研究科では、学生の学修・生活上の問題を聴取する仕組みとして、教職員が同席する「大学院生談話会」を定期的で開催している。そこでの内容は、研究科委員会で報告して、学修支援の体制改善に反映させている。なお、現在はコロナ禍の影響により一時中断をしているが、再開に向けて準備している。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する疑問や意見を把握するために、相談箱「学生の声」を 3 キャンパス（世田谷 4 か所・町田 2 か所・多摩 2 か所）に設置しており、原則週 1 回月曜日に投書を回収している。学生から寄せられた様々な提案・意見・相談等について、学生・厚生課が主体となって関連部署に連絡し調整を図るなどして速やかに対応している。

学生の生活実態や学修状況を把握して今後の学生生活支援を充実させることを目的に、3 年に 1 度「学生生活実態調査」を実施しており、直近では平成 30(2018)年度に実施した。学生生活については、収入源や生活費・アルバイト時間などの経済状況の把握、睡眠時間や喫煙・朝食の摂取状況などの健康状況の把握、悩みやハラスメントなど心身の状況把握を行うための項目を設けている。講義支援システム「manaba」を用いたウェブ上での調査を実施・集計・分析し、調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、報告会を実施することで分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。【資料 2-6-7】

各学期末に実施している「授業評価アンケート」では、自由記述欄を設けており、授業内における教員の言動やアカデミックハラスメント等の把握を可視化している。問題となる回答があれば、学長から各学部長へ確認を行い、必要に応じて学部長等から科目担当教員へアプローチをする仕組みを整えている。

外国人留学生に対しては 4 年に 1 度、生活・就学・経済の状況並びに本学に対する満足度を明らかにするために「留学生実態調査」を実施して報告書をまとめている。同報告書を活用して、外国人留学生に対する認識・理解の促進・傾向の把握・外国人留学生支援業務の充実等を図っている。【資料 2-6-8】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する調査として在学生調査・卒業時調査を毎年実施している。本調査では、教室・体育施設・教育用端末室（PC室）・学生食堂・図書館等の各施設への満足度を聴く項目を設け、学生からの意見を収集している。集計結果は報告書にまとめ、毎月定例で行われている学部長会等で説明・報告し、学修環境の改善に向け、全学的にフィードバックしている。

また、各学期末に実施している「授業評価アンケート」の質問項目も教室環境に関する設問と自由記述欄を設け、施設・設備に対する学生からの意見を収集しており、回答内容を参考にして次年度以降の施設・設備の改善計画を作成している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

前回の学生生活実態調査から、学修に関する設問を独立させ、学修動向に特化した調査として、新入生調査・在学生調査・卒業時調査を毎年実施している。各調査を毎年実施することで学修動向の経年変化を把握し、経年変化から見出した問題点や課題について改善を図る。

【基準2の自己評価】

本学では、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定めており、種々の媒体・機会を利用して周知に努めている。アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受入れるべく入試制度を構築し、厳正に実施している。学生受入数も入学定員に沿って毎年度適正に維持している。ただし、大学院においては一部の研究科を除いて近年入学者確保が難しい状況にあり、改善に努めている。

学生への適切な学修支援を実施するために、学内諸規程に則り教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。また、学修支援を充実させるために、適切な履修指導やオフィスアワーの実施、TA・SA等の活用、「manaba」をはじめとするICT等の活用、すべての学部での入学前教育の実施、「学長講話」「防災総合基礎教育」等の正課外教育の実施、成績不振学生等や中途退学希望者への対応など、様々な取組みを行っている。

学生へのキャリア支援として、教育課程内におけるキャリア教育科目や職業教育科目・資格試験対策科目を展開している。また、教育課程内外を通じてインターンシップを実施し、教育課程外でも教職・公務員就職支援や進路選択に対する相談対応・各種ガイダンスの実施など、学生のキャリア形成支援の体制を整備し、適切に運営している。

各学部の学生主任や学生部を中心とした学生生活支援体制を整備し、生活指導及び学生サービスを行っている。学生に対する経済的支援としては、学費を減免する奨学生制度を設けている。学生の課外活動に対しては、経済面・施設設備面の双方で適切に支援している。学生相談・健康管理については、「学生相談室」「健康管理室」を設け、専門のスタッフを置いて対応しているほか、キャンパス・ハラスメントの防止に向けた体制整備と取組みを行っている。

世田谷・町田・多摩の3キャンパスにおいては、校地・校舎等を設置基準に従い適切に整備しているほか、図書館・ICT等機器・備品やネットワーク環境や実習施設等の学修環境についても整備し、適切に運営・管理している。耐震補強工事は全て終了しており、施

設・設備の維持管理も適切に行っている。バリアフリーなどの観点から、施設・設備の利便性にも一定程度配慮をしている。また、クラスサイズは概ね適切に管理されている。

学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望については、学期末に実施する「授業評価アンケート」や毎年実施している新入生調査・在学生調査・卒業時調査により把握している。さらに、3年に1度実施する「学生生活実態調査」と外国人留学生に対して4年に1度実施する「留学生実態調査」などを行っており、結果をそれぞれの改善に活用している。

以上より、本学は、学生の受入れ・学修支援・キャリア支援・学生サービス・学修環境の整備・学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準2を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

平成 28(2016)年 3 月 31 日付の中央教育審議会のガイドラインに基づき、平成 29(2017)年 1 月に「三つの方針策定委員会」を設置し、三つのポリシー見直しの方針を検討して学長に報告し、その方針を受けて学部・研究科で三つのポリシーの見直しを行った。ディプロマ・ポリシーについては、大学全体では建学の精神や教育理念・教育指針を踏まえ、また学部・研究科においては、それぞれの教育研究上の目的を踏まえて、その上で知識・技能態度といった点で「何ができるようになるか」という学修成果に重点を置き、今後の検証可能性についても考慮しつつ策定した。【資料 3-1-1】

策定したディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに、大学全体については大学案内で、学部・研究科については学生便覧にそれぞれ掲載し、周知を図っている。

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

上述の三つのポリシーの見直しに当たっては、従来は学部・研究科でそれぞれ独自の形式で記述しており分量もまちまちであったものを、読み手の理解のしやすさを向上させるために、記述の構成と分量を学部・研究科それぞれで統一するように工夫した。

また、法学部では新入生向けゼミナールの機会を利用してディプロマ・ポリシーの説明をするなど、周知においての工夫をしている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準・卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与の要件については学則・大学院学則及び「国士舘大学学位規程」（以下「学位規程」という。）に規定している。学位について、学則第 53 条に「本大学を卒業した者に、学位を授与する」と定めており、修士の学位については、大学院学則第 40 条に「学位論文及び最終試験に合格したものに授与する」と、博士の学位については、同第 41 条に「履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者に授与する」とそれぞれ定めている。【資料 3-1-5】

【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

卒業認定基準について、学部では学則第 42 条（別表第 8）に学部ごとの卒業所要単位を定めており、研究科では大学院学則第 35 条に研究科の修士課程及び博士課程ごとの修了所要単位を定めている。

単位認定基準については、学部では学則第 50 条に「各授業科目の試験に合格した者に

は、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の3分の2以上の出席がなければならない」と定めている。研究科では、大学院学則第44条に「履修科目に対する単位は、当該科目の試験に合格した者」に与えると定めている。単位の基準については、学則第47条及び大学院学則第38条にそれぞれ定めている。

単位認定に関し、シラバスに「評価基準」「具体的評価方法」の欄を設けて成績評価基準を明示し、大学ホームページで学生に周知している。また、シラバスにおいて、学生が授業を履修することで習得できる知識やスキルを示す「到達目標」の欄に明記するよう「シラバス作成ガイド」に記載し、科目担当教員全員に配付して周知を徹底している。【資料3-1-8】

学部の卒業所要単位数については、全ての学部学科で124単位以上と規定している（体育学部スポーツ医科学科の令和2(2020)年度以前入学生のみ127単位以上と規定している）。また、卒業認定・学位授与については、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定めて、学生便覧やホームページで明示している。進級基準については、理工学部を除く全学部で2年次から3年次へ進級する際に進級要件単位数を定めており、一部の学部においては1年次から2年次と3年次から4年次へ進級する際も進級要件単位数を定め、厳正に判定している。また、進級要件については、学生便覧やホームページで学生に周知している。【資料3-1-9】【資料3-1-10】【資料3-1-11】

研究科における学位論文審査基準については、平成30(2018)年度自己点検・評価報告書において改善・向上方策として掲げた「学位論文評価基準」を策定し、令和2(2020)年度から大学院ホームページに掲載するとともに評価基準として運用している。【資料3-1-12】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価・単位認定・進級判定・卒業認定・修了認定等に当たっては、前項(3-1-②)で述べた基準に則り厳正に審査した上で行っている。

学則・大学院学則にそれぞれ「単位の基準」を規定するとともに、シラバスの授業計画に「授業時間外における学修（予習・復習等）」の欄を設け、予習・復習等を指示することで、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。また、すべての学部で【表3-1-1】のように履修上限単位数を50単位未満に設定し、厳格に運用することで単位制度の趣旨に基づく単位認定ができるような条件を整えている。【資料3-1-13】

【表3-1-1】学部別履修上限単位数

	1年次	2年次	3年次	4年次
政経学部	40	40	40	40
	ただし、教職科目・随意科目は除く。			
体育学部 (スポーツ医科学科を除く)	48	48	48	48
体育学部スポーツ医科学科	49	49	49	49
理工学部	48	48	48	48

	1年次	2年次	3年次	4年次
	ただし、教職科目、随意科目は除く。			
法学部	42	42	46	48
	ただし、指定された資格・検定による単位認定およびキャリア形成、教職、以下以外演習、首都圏西部大学単位互換科目の単位は含まない。			
文学部	48	48	48	48
	ただし、教員免許状取得のための科目および諸資格取得の科目で、卒業所要単位にならない科目を除く。			
21世紀アジア学部	49	49	49	49
	ただし、教職専門科目は除く。			
経営学部	40	40	40	40
	ただし、随意科目、教免資格科目は除く。			

単位認定に当たっては、シラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」「到達目標」を記述し、基準を明確にすることで、成績評価の客観性・厳格性を担保している。

学部の成績評価については、学則第49条に定め、評価基準は100点を満点とし、80点から100点を「優」、70点から79点を「良」、60点から69点を「可」とし、いずれも合格としている。59点以下については「不可」とし不合格としている。研究科の試験評価については、大学院学則第43条に定め、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」とし、いずれも合格としている。60点未満については「不可」とし不合格としている。【資料3-1-14】【資料3-1-15】

学業成績を総合的に判断する指標としてGPA(Grade Point Average)を導入している。GP(Grade Point)は、評点が100から90点を4.0、89から80点を3.0、79から70点を2.0、69から60点を1.0、59点以下を0として換算している。なお、成績評価が「認定」の科目(編転入学した際の単位認定科目等)や卒業要件の対象とならない科目(教職科目や随意科目など)については、GPAに反映していない。GPAの利用については、学修成果を自己評価でき、主体的な学修の成果を上げることを目的としている。履修指導や学修指導に資するほか、留学、奨学金対象者の選考の判定基礎資料として活用している。

また、平成30(2018)年2月に「GPAに関する取扱要領」を制定し、同年4月1日より運用を開始している。この要領では、単年度GPAが3.5以上の者に対し、年間学業成績優秀者として表彰し、単年度GPAが1.0未満の者は修学指導を実施し、単年度GPAが2年連続0.5未満、かつ総GPAが0.5未満で改善が見込まれない場合は退学勧告を行うなどと定めている。【資料3-1-16】【資料3-1-17】

研究科では、学位論文を作成する演習科目のシラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」の欄を設けており、学生便覧に学位論文の提出要件や作成方法を掲載している。【資料3-1-18】【資料3-1-19】【資料3-1-20】

学位授与に係る手続き等については、大学院学則・学位規程及び研究科の学生便覧にそれぞれ明示している。修士課程については、修士論文提出前に工学研究科の一部の専攻を

除き「修士論文中間発表会」を行い、論文の精度を高めている。学位論文及び最終試験の総合判定に合格した者に修士の学位を授与している。博士課程については、論文の主題と研究計画書を提出し、各研究科が定める博士候補者資格検定に合格した後、博士論文を提出することができ、学位論文及び最終試験の総合判定に合格した者に博士の学位を授与している。学位論文の審査は、原則として主任審査員1人と副査2人により行い、必要に応じて他大学又は研究所等の教員の協力を得ることができる。これらの手続きにより学位審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】【資料 3-1-23】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

GPA 制度については取扱要領が制定され、一定の活用が進んでいるものの、GPA の更なる活用の充実化を図るため、学部内でその活用方法を検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえて大学全体のカリキュラム・ポリシーを策定し、大学案内・ホームページに掲載し、広く周知している。大学全体のカリキュラム・ポリシーには、「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」の3項目に分けて、教育課程の体系・教育の内容・授業科目区分・授業形態・学修成果の評価方法について目的や手段などを示しており、大学全体としての基本的な考え方にに基づき、それぞれの学部（学科・学系・コース等）・研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、学部・研究科のホームページ・便覧・リーフレットに明記し、年度初めのガイダンス等で適切に周知を行っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部・研究科において、大学のディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・態度などを身に付けさせるために必要となるカリキュラム・ポリシーを「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」の観点から定めており、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは整合的かつ一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに掲げる「教育課程と内容」に従って教育課程を体系的に編成している。具体的には、【表 3-2-1】のような「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」の履修区分のほか、教職・資格科目等を配置している。「総合教育科目」と「外国語科目」については、それぞれの専門教育への接続及び連携に配慮した適切な科目配置と運用を行っている。授業科目については必修科目・選択必修科目・選択科目に適切に区分し、各学部・学科・学系・コースにおいて、それぞれの専門分野を体系的に修得できるよう考慮して専門科目をはじめとする教育課程を編成し、実施している。シラバスには「関連する授業」の項目を設け、各科目に関連する科目を記載し、学生が科目間の系統性を理解して体系的に履修できるように整備している。教育課程の実施に当たっては、授業科目の学修段階や順序などを体系的に明示することで、学生が各自のレベルや専門性を勘案して履修できるように授業科目のナンバリングを行い、学修の順次性に配慮した授業科目の年次配当、学期配当を行っている。【資料 3-2-4】

【表 3-2-1】学部・学科別の「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」履修区分

学部	学科	総合教育科目	外国語科目	専門科目
政経学部	政治行政学科	30 単位		84 単位
		(18 単位以上)	(8 単位以上)	
	自由選択枠 10 単位			
	経済学科	30 単位		84 単位
(18 単位以上)		(8 単位以上)		
自由選択枠 10 単位				
体育学部	体育学科	14 単位	6 単位	104 単位
	武道学科	14 単位	4 単位	106 単位
	スポーツ医科学科	16 単位	6 単位	102 単位
	こどもスポーツ教育学科	14 単位	6 単位	104 単位
理工学部	理工学科	18 単位	8 単位	86 単位
		自由選択枠 12 単位		
法学部	法律学科	18 単位	8 単位	88 単位
		自由選択枠 10 単位		
	現在ビジネス法学科	18 単位	8 単位	88 単位
		自由選択枠 10 単位		
文学部	教育学科	18 単位	8 単位	90 単位
		自由選択枠 8 単位		
	史学地理学科	18 単位	8 単位	90 単位
		自由選択枠 8 単位		
	文学科	18 単位	8 単位	90 単位
自由選択枠 8 単位				
21 世紀アジア学部	21 世紀アジア学科	22 単位	28 単位	66 単位
		自由選択枠 8 単位		

学部	学科	総合教育科目	外国語科目	専門科目
経営学部	経営学科	26 単位	8 単位	90 単位

高等学校の学びから大学の学びへの円滑な移行（高大連携）を図るために、専門導入教育・学修支援（スタディスキルやアカデミックスキルの獲得）や学生支援（健やかなキャンパスライフを送るための生活支援）などを主たる内容として、教育課程内で初年次教育を組織的に実施している。例えば、政経学部では「フレッシュマン・ゼミナール」、法学部では「教養教育ゼミ A」「教養教育ゼミ B」、文学部教育学科では「教育学の基礎 A」「教育学の基礎 B」、21 世紀アジア学部では「総合演習 1」「総合演習 2」、経営学部では「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」を実施している。また、体育学部では体育に関する基本的知識や技術を身に付けるために、必修科目の「体育原理」や「運動生理学」を学部基礎科目として配置し、理工学部では専門導入教育として共通必修科目の「基礎数学」「線形代数」「基礎物理」等の基礎科目、そして各学系で専門基礎科目を配置している。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育については、専門科目へのスムーズな移行を目的として、総合教育科目と外国語科目とに区分し、配当学年を主に 1・2 年生に配当し、大学入学後の早い段階から履修できるようにしている。「総合教育科目」には人文科学・社会科学及び自然科学の各分野に関する多角的な知識と深い教養を身に付けて、総合的な判断力を培う科目を設置するほか、情報技術力の向上を目指した「情報関連科目」や身体運動の幅広い知識を修得させ、知的・道徳的・身体的な教養を育成し、心身共に健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てるための「保健体育科目」を設置している。特に、本学が創立以来重視してきた「文武両道」の観点から、全学部で武道種目を履修できるようにしている。また「外国語科目」には、語学力の向上や異文化理解能力の育成やコミュニケーション力の充実を図る科目を設けている。語学等の必修科目では、プレースメントテストを実施し、レベル毎のクラス指定をして少人数教育を徹底している。総合教育科目では、受講者数の上限を設けて抽選科目とし適切な受講生数を調整することにより教育効果を高めるようにしている。令和 3(2021) 年度には、学則変更を行い、総合教育科目のカリキュラムを改編し、「AI とサイエンス」「持続可能な地球環境」といった AI・データサイエンス・DX(Digital Transformation)・SDGs(Sustainable Development Goals)等の現代及びこれからの社会で必要になる知識を学修するための教養科目を新設した。以上の教養教育を適切に実施するために、教養教育の管理運営体制として、人文科学部会・社会科学部会・自然科学部会・情報科学部会・保健体育部会・外国語部会・防災教育部会からなる全学教養教育運営センターを設置しており、全学部の教務主任及び各部会主任によって構成される全学教養教育運営センター運営委員会における検討結果を踏まえながら、科目や教員を配置している。

【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部・研究科における教授方法については、建学の精神を踏まえた教育研究上の目的を達成するために、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に即した工夫をしている。そのために、全学的な組織体制としてFD委員会を設け、教授方法の開発も行っている。例えば【表3-2-2】のとおり、FDシンポジウム等を開催し、外部講師を招くなど、定期的に教授方法について研究する機会を設けている。加えて、学部・研究科において、【表3-2-3】のようにカリキュラム・ポリシーに適した教授方法に関する研修会等を通じたFD活動が行われており、教員が各自の授業で実践している。具体的には、グループワーク、アクティブ・ラーニング、フィールドワーク、ディスカッション、PBL(Problem Based Learning)及びプレゼンテーションなどの技法を使って演習や講義を行っている。また、令和2(2020)年度以降の新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン授業が浸透したことにより、多くの講義で、「manaba」又はクリッカー機能がある「respon」を利用した小テストやリフレクション・ペーパーなどを利用したアクティブ・ラーニングの手法が取り入れられ、反転授業も実施されている。

【資料3-2-15】

【表3-2-2】 令和元(2019)～令和3(2021)年度 FD委員会主催FDシンポジウム

開催日	シンポジウム名	テーマ	参加者数
令和元年7月13日(土)	第21回FDシンポジウム	キャリア教育の意義と効果～より望ましい社会的・職業的自立支援のために～	82人
令和2年6月27日(土)	第22回FDシンポジウム	オンライン授業実践報告会～更なる質向上に向けて～	167人
令和2年9月12日(土)	第23回FDシンポジウム	春期オンライン授業の組織的な取り組みと今後の在り方～オンライン授業の質向上を目指して～	155人
令和3年3月13日(土)	第24回FDシンポジウム	令和2年度FD委員会の取り組み及びハイブリッド型授業情報交換会	116人
令和3年6月26日(土)	第25回FDシンポジウム	ハイブリッド型授業実践報告会～新たな授業スタイルの構築に向けて～	221人

【表3-2-3】 令和3(2021)年度 学部別FD活動状況

学部	FD活動
政経学部	ハイブリッド型授業における教員スキル向上および情報共有のための講習会、オンライン形式での授業公開・授業参観

学部	FD 活動
体育学部	前年度ハイブリッド型授業実施記録の振り返りおよび今年度授業に向けた情報交換、実習科目担当教員間の情報共有および実習時の新型コロナウイルス感染症対策の確認、「respon」の活用に向けた研修会、オンライン形式での海外交流プログラム実施後の検証
理工学部	ウィズコロナ・アフターコロナに対応した授業に関する検討会、キャンパス・ハラスメント研修
法学部	「教養教育ゼミ A」の内容・教材等についてのディスカッション、「民法 A・B」「刑法 A・B」教材に関する研修会、「第 25 回 FD シンポジウム」講演動画の視聴および質疑応答、学部改革に向けた講演会
文学部	ハイブリッド型授業実施における問題点・改善点に関する意見交換会、デジタル教科書の現状や有用性に関する検討会、野外実習科目における調査・研究・指導の情報共有およびコロナ禍への対応策等の検討会
21 世紀アジア学部	「respon」の活用に向けた研修会、発達障がいテーマとした講演会
経営学部	ハイブリッド型授業における授業運営および機材使用のための検討会

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学教学委員会において、毎年、学長室学長課から学部・研究科へ三つのポリシーの見直しを依頼しており、定期的に見直す体制を構築している。大学全体のカリキュラム・ポリシーについても、全学教学委員会にて継続的に見直しを行っていく。学部・研究科のカリキュラムも、所掌する部会や学部でチェックし、適宜学則を変更し改編を行っているが、今後も法令改正、社会のニーズ、大学を取り巻く環境の変化に応じて、教育内容及びカリキュラムの見直しを引き続き検討していく。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく各授業科目との関係性を明確にするために、学部・研究科で履修系統図・カリキュラムマップの作成を行っているが、さらに全学部・全研究科で周知を徹底する。各学部では初年次教育やキャリア教育を実施しているが、全学統一的な取り組みについても全学教学委員会で検討を進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

シラバスに「到達目標」の欄を設け、学生が授業を履修することで得られる知識・理解・技能・表現・その他能力について、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意しながら記載している。併せて、シラバスには、到達目標に対する達成度を評価する際の基準を示す「評価の基準」及び実際の測定方法を示す「具体的評価方法」の明記も求めており、これらの評価基準・方法に基づき学修成果の評価を行っている。【資料 3-3-1】

直接評価

学修成果の直接的評価として卒業論文・卒業研究を用いており、体育学部・理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部では必修科目、政経学部と経営学部では選択必修科目としている。研究科においても、修士論文・博士論文を課すことで学修成果を直接的に評価している。このうち文学部においては、平成30(2018)年度からディプロマ・ポリシーを踏まえた「卒業論文評価ルーブリック」を用いた卒論評価システムを導入し、学修成果の点検・評価の公平性・公明性を担保している。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

加えて、理工学部では共通基礎科目に関する全般的な学修成果を点検するために、アセスメント・テストとして2年次に「GPS-Academic」を実施し、その結果の変化について分析をしている。【資料 3-3-4】

間接評価

学修成果の間接的評価として、学期末に実施している「授業評価アンケート」を用いている。「授業評価アンケート」では、授業に対する理解度を問う項目を設け、学生の自己評価を通して間接的に学修成果を評価している。【資料 3-3-5】

また、2～4年次を対象としている「在学生調査」において、「学習状況」「学びの機会」「授業への取り組み」「身についた力（学習成果）」「成長実感・充実度」についての項目を設け、学生の自己評価を通じた間接的な学修成果を点検・評価している。【資料 3-3-6】

資格試験・検定試験等を用いた学修成果の把握

上述の方法以外にも、各種資格試験や検定試験の成績・合格率や公務員・教員採用をはじめとする就職状況を確認することで、学修成果の点検に役立てている。資格試験や検定試験については、体育学部スポーツ医科学科では「救急救命士国家試験」、法学部では「法学検定試験」などの利用が挙げられる。【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「授業評価アンケート」の結果について、科目毎に選択式設問の平均値を求め、全体の平均値との比較を行い、自由記述の内容と併せて各教員へフィードバックしている。各教員はその結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等の改善に努め、またシラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄に集計結果を受けての学生へのコメントを記載して

いる。また、著しく悪い評価を受けた科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。

また、「在学生調査」の調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、学部長会において分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。

そのほか、卒業論文・卒業研究、学部単位で行うアセスメント・テスト、各種資格取得状況や就職状況などによる学修成果の点検・評価結果については、それぞれの学部・研究科で共有して検討を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に役立てている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

授業改善は教育の質保証に密接に関係してくる領域であることから、各期に行っている授業評価アンケートを引き続き実施していく。ただし、同取組については導入後相当の年数が経過していることから、FD 委員会において、その運用方法などを適切に見直していき、教育の質保証の充実化に努める。

各種調査の実施により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握を行い、全学教学委員会でフィードバックを行うことで、学修成果の点検・評価と学修指導の改善を図ってきた。今後は、学生及び教職員が、恒常的に相互に学修成果を確認できることを目的として、学修成果の可視化システムの導入を検討していく。

【基準 3 の自己評価】

本学では、建学の精神や教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえ、知識・技能・態度といった学修成果に重点を置きディプロマ・ポリシーを策定しており、種々の媒体や機会を通して周知している。単位認定基準・卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与の要件は学内諸規程に規定しており、単位認定に関しては、シラバスに成績評価基準を明示している。成績評価・単位認定・進級判定・卒業認定・修了認定等に当たっては、基準に則り厳正に審査した上で行っている。シラバスで予習・復習等を指示し、すべての学部で履修上限単位数を 50 単位未満に設定して、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。また、GPA を導入して履修指導や学修指導・留学及び奨学金対象者の選考の基礎資料などに活用している。

教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、種々の媒体で周知を図っている。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等を身に付けさせるため「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」についての基本的な考え方を明示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。カリキュラム・ポリシーに沿って「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」等から教育課程を編成し、授業科目は必修・選択必修・選択に適切に区分している。学修の順序性に配慮し、授業科目の年次配当や学期配当、ナンバリングを行っている。また、円滑な高大連携を図るために初年次教育を組織的に実施している。教養教育の実施については「総合教育科目」「外国語科目」を置き、「総合教育科目」に人文科学・社会科学及び自然科学に関する科目のほか「情報関連科目」「保健体育科目」を設けている。特に「文武両道」の観点から、全学部で武道種目を履修できるようにしている。そして、講義・実験・実習・実技等を組み合わせた科目構成の採用や、TA・SA や演習科目（ゼミ）・講義支援システム・アクティブ・ラーニング等の活用・シラバス

に関する工夫など、教授方法の工夫・開発を行い効果的に実施している。

学修成果の点検・評価について、直接評価として学部では卒業論文・卒業研究、研究科では修士論文・博士論文を用いており、間接評価として「授業評価アンケート」「在学生調査」を活用している。「授業評価アンケート」の結果はシラバスへのコメント等によってフィードバックし、「在学生調査」の結果は報告書の配付や報告会を開催して学内で共有している。

以上より、本学では単位認定・卒業認定・修了認定・教育課程及び教授方法・学修成果の点検・評価について適切に整備・実施しており、基準 3 を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学長の選任方法や任期等について「国土館大学学長に関する規則」「国土館大学学長に関する規則施行細則」で規定している。それに基づいて選任され、理事会の承認を経て就任している。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

学則第 25 条「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定しており、学長が関係法規等に基づいて、大学の意思決定及び業務執行を行っている。【資料 4-1-3】

大学の円滑な運営のため、大学の教学事項について協議する学部長会を学則第 34 条で定めて運営している。研究科に関する共通事項を協議する大学院研究科長会は、大学院学則第 28 条に定めて運営している。附置研究所に関する共通事項について協議する附置研究所長会を国土館大学附置研究所規程第 11 条に定めて運用している。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

学長の公務を補佐する副学長を学則第 26 条に基づき定めている。また、学長のリーダーシップを支えるため、事務組織として学長室に学長課、FD 推進課、IR 課を置き、学長主催の会議運営、情報の提供、政策形成支援等の業務を所掌している。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

権限の分散をするため大学学則第 26 条で副学長を置くことができ、国土館大学副学長規程」を定め、副学長の職務内容や選任方法、任期等について定めて運用している。

大学の各学部の事項について協議する教授会を学則第 33 条で、大学院の各研究科の事項について協議する研究科委員会を大学院学則第 27 条で、各検討事項について、学生の入学・卒業及び課程の修了・学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会や研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めることを規定しており、教授会・研究科委員会の役割・権限を明示している。【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】

学則第 33 条及び大学院学則第 27 条で定める、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴く教育研究に関する重要な事項及び学長等の求めに応じて教授会又は研究科委員会が意見を述べるのできる教育研究に関する事項について、学長裁定により別途要綱に【表 4-1-1】のとおり規定している。また同要綱に従って、学長が意思決定や業務執行を行うにあたり教授会又は研究科委員会が意見を述べている。【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】

【表 4-1-1】「学長に意見を述べる事項」及び「学長の求めに応じ意見を述べる事項」

教授会	学長に意見を述べる事項 (1) 学部長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 大学学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学、復籍及び編入学に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 学生の外国への留学及び外国人留学生の受入れに関する事項 (4) 学生の入学試験に関する事項 (5) 学生の試験及び評価に関する事項 (6) 学生の賞罰に関する事項 (7) 海外との教育、学術又は文化の交流に関する事項 (8) その他、教育研究に関する事項
研究科委員会	学長に意見を述べる事項 (1) 研究科長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程及び授業に関する事項 (4) 大学院学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学及び復籍に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 入学試験に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) その他、教育研究に関する事項

以上のとおり、学則や関連する規程・要綱等に基づき、大学の意思決定に関する学長と教授会・研究科委員会・附置研究所員会の権限及び責任を明示している。

教学マネジメント体制

学部長会・研究科長会・附置研究所長会は、定例で年 11 回開催している。報告事項・懇談事項・協議事項・事務連絡と分けて審議報告がされ、その後、教授会・研究科委員会・附置研究所員会で各部箇所の長から説明を行い、意見を聴く事項を「協議事項」として採り上げ、教授会・研究科委員会・附置研究所員会の意見を吸い上げている。

この他に、教学マネジメント体制を強化するため、学長を委員長として平成 30(2018)年度に全学教学委員会を新設した。委員は、教学担当常任理事・副学長・各学部長・各研究

科長・各附置研究所長・教学組織の部長・センター長・事務部長等で構成され、大学運営の全学的な方針に関する事項・教育課程編成に関する事項・全学の教学に関する事項を審議している。また、審議内容により、下部組織として部会を立ち上げて、学長からの諮問事項について検討し答申をしている。【資料 4-1-15】【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

また、教学マネジメント体制の仕組みとして、教学組織の部長・センター長・事務部長等を招集した「教学政策会議」を月 1 回開催している。会議では学長提案事項の意見交換や業務進捗状況の報告を行い、教学運営の円滑な運営を行っている。【資料 4-1-20】

さらに、認識の統一と迅速な意思決定を図るため、学長調整会を開催しており、学長・副学長・学長室長・教務部長・教務部事務部長・学生部長・学生部副部長・学生部事務部長・学長課長・FD 推進課長・IR 課長及び学長課員が参加している。【資料 4-1-21】

その他、学長からの提案事項調整として、必要に応じて学部長懇話会・研究科長懇話会を開催し、教学執行部と学部長と研究科長との意識共有を図っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は、法人組織と教学組織に区分しており、「国土館事務組織規則」で定めている。法人組織には、理事長室・総務部・財務部等の 16 部署、教学組織は学長室・教務部・学生部・入試部・キャリア形成支援センター・国際交流センター・生涯学習センター及び図書館・情報メディアセンター等に 21 部署を配置している。【資料 4-1-22】

また、「国土館事務分掌規程」に各部署の事務分掌を定め、毎年 4 月には各部署が当該規程に則り業務分担表を人事課に提出している。「国土館事務組織規則」には本学職員の職位及び職務について定めており、職位については、「局長」「部長（級）」「課長（級）」「課長補佐（級）」「係長」「主任」「一般」の七つに区分し、職務内容を明確にして指揮命令系統を定めている。「事務組織体系」「事務分掌」及び「職務の内容」を明確に規定しており、これらに則り必要な職員を適切に配置することにより、大学業務を円滑かつ効果的にを行っている。

大学組織の長については、学長室長・教務部長・学生部長・キャリア形成支援センター長・国際交流センター長・生涯学習センター長及び図書館・情報メディアセンター長等の教学役職者は、学長が推薦した大学教員が務めており、入試部長は専任職員が務めている。また、教務部・学生部・キャリア形成支援センター及び図書館・情報メディアセンターに専任職員が務める事務部長を置き、所属課長を指導監督し所掌事務を掌理しており、学長のガバナンスの下で効果的に遂行できる体制を取っている。

専任職員の採用については、「新卒卒選考」とは別に「専門卒選考」の採用試験を実施し、IT・経理・建築等の専門的な知識及び技能を有する職員を確保し、専門能力を十分に活かせる部署へ配置している。【資料 4-1-23】

職員の育成は、「職員研修委員会規程」に基づき設置されている職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修を実施し、それぞれで職員の育成及び資質能力向上を図っている。また、これまで公益財団法人日本高等教育評価機構へ 3 人、令和元(2019)年度に日本私立学校振興・共済事業団へ 1 名の専任職員を派遣した。

【資料 4-1-24】【資料 4-1-25】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学則第 33 条及び大学院学則第 27 条で定める、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴く教育研究に関する重要な事項及び学長等の求めに応じて教授会又は研究科委員会が見解を述べるのできる教育研究に関する事項について、別途要綱を制定して運用しているが、十分な周知ができていないことから、毎年年度初めに学部長会・研究科長会・附置研究所長会で周知を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の現状としては、求める教員像の設定・明示は行われていないが、中長期事業計画で示されている教員評価基準の見直しを受けて、国土館大学全学教学委員会に、『「求める教員像」検討部会』を置き、求める教員像の設定に向け検討を行った。また、「国土館大学教員規則」の前文には「学園（学校法人国土館及びその設置する学校をいう。以下同じ。）と教員は、相互信頼の上に立ち、協力して学園の発展に寄与しなければならない。このため、教員は、建学の精神に則り、責任をもって誠実にその職務を遂行し、また、学園は、教員が職務遂行能力を最高度に発揮できるように配慮しなければならない。」と規定され、建学の精神を基盤とした教員の職務と責任を明示している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

教員の人事計画や学部・研究科等からの人事要望について審議を行う機関として「大学教員に関する人事調整委員会」（以下「人事調整委員会」という。）を設置しており、大学設置基準や年齢構成・担当コマ数等の観点から適切な教員配置を図り、教員組織の編制に関する方針を決定している。【資料 4-2-3】

人事調整委員会において、大学設置基準及び大学院設置基準に基づく学部・研究科に必要な専任教員数や研究指導教員数等（以下「設置基準数」という。）・年齢構成・担当コマ数等の観点から適切な教員配置を図っている。学部については、令和 3(2021) 年度は、すべての学部において設置基準数を満たしている。研究科については、令和 3(2021) 年度は経営学研究科（博士課程）・救急システム研究科（博士課程）・法学研究科（博士課程）・総合的財産法学研究科（修士課程）を除く研究科で設置基準数を満たしている。設置基準数を満たしていない研究科については、研究指導教員数は満たしているが、研究指導補助教員を含めた基準数に満たないため、現在是正に努めている。

外国語及び総合教育科目に係る立案・調整を行うことを目的とし、「全学教養教育運営センター」を設置している。また、同センターの管理運営に関する事項を協議するため、センター長（教務部長）・各学部の教務主任・分野毎に設置される各部会の主任（人文科学部

会・社会科学部会・自然科学部会・情報科学部会・保健体育部会・外国語部会・防災教育部会)で構成される「全学教養教育運営センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を置き、担当教員の配置(異動)を含めた教養教育に係る事項を協議している。運営委員会にて協議された担当教員の異動については、各学部教授会・人事調整委員会での協議を経て最終的に理事会で承認されるという包括的な運営体制の整備がなされている。【資料 4-2-4】

教員の採用・昇任は、大学設置基準及び大学院設置基準並びに「国士舘大学教員任用規則」に則り行っている。平成 29(2017)年 11 月には「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱」及び「国士舘大学全学部共通教員評価基準」(以下「評価基準」という。)を制定し、全学部に共通した教員の採用・昇任の方針を明示した。評価基準については令和 3(2021)年 4 月に改正を行うなど、適宜見直しを行っている。学部においては、評価基準に基づいて対象となる候補者の審査を行い、学部から上申された候補者について人事調整委員会及び理事会で審議を行うなど、諸規則に則り教員の採用・昇任を適切に行っている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

採用や承認の候補となる教員の教育活動・研究活動・社会活動等の各評価事項を点数化している。学部においては、教員の採用・昇任資料と共に評価点数を人事調整委員会に提示し、教員の評価に係る基礎資料として活用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、全学的、組織的に FD 活動が行われるよう、FD 委員会を中心に種々の企画立案やその実施に取り組んでいる。年度初頭には、FD 事業計画を定め、学長に申請している。また、「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」にも、大学のアクションプランの一つとして、FD 活動の推進が掲げられている。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】

FD 委員会の構成・運営及び協議事項については、「国士舘大学 FD 委員会規程」に定められている。また、同規程において、学部・研究科・附置研究所から選出された委員と学長室長・教務部長・教務部事務部長とファカルティ・ディベロッパー(以下「FDer」という。)で構成され、委員長は学長が指名した副学長をもって充てることとされており、FD 委員会は学長のガバナンスのもとで運営されている。

FD 委員会ではワーキンググループ(以下「WG」という。)を編成し、WG ごとに定めた検討テーマのもとに活動を行っている。令和 3(2021)年度の WG の構成は、【表 4-2-1】のとおりである。WG の検討結果については、年度ごとに作成する活動報告書において、「提言」及び「活動報告」として WG ごとに取りまとめ、学長に報告している。【資料 4-2-10】

【表 4-2-1】令和 3(2021)年度 WG 別活動テーマ

WG	活動テーマ
第 1WG	アクティブ・ラーニングの実践例の報告および実践集作成
第 2WG	ルーブリック作成の報告および実践集作成

WG	活動テーマ
第3WG	授業改善に向けてのその他の取り組みの報告

全学及び各学部のFD活動推進のために、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室が2年に一度主催する「ファカルティ・ディベロッパー養成講座」に、教員を計画的に派遣している。同講座の全プログラムを修了した教員は、令和3(2021)年4月現在10名おり、FDerとして全学及び学部のFD活動推進に寄与している。FDerの計画的要請は、「学校法人国士舘第2次中長期事業計画」にも謳われており、今年開講された同養成講座に3名の教員を派遣した。これによりFDerは体育学部に1名、その他の6学部に2名ずつ配置することができ、全学で13名となった。また、全学教養教育運営センター7部会のうち、5部会にFDerが在籍することとなり、全学及び各学部におけるFD活動を推進する体制が、より確固としたものとなった。【資料4-2-11】

また、FD委員会では、毎年FDシンポジウム・FD研修会及びFD講習会を開催している。FDシンポジウム及びFD研修会終了後には、内容の振り返りと出席できなかった教員への情報共有を図るため、記録冊子を作成し学内に配布している。令和3(2021)年度は、シンポジウムを4回(6月・9月・1月・3月)開催し、うち2回はFD・SDシンポジウムとして、職員研修委員会と共催で実施した。開催に際しては、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、Zoomを活用した。併せて、今年度よりシンポジウムの動画を録画の上、後日限定公開することにより、従来であれば公務等によりやむなく欠席せざるを得なかった教員がシンポジウムに参加できる環境を整えた。また、FD講習会については「manaba」を活用し、「アクティブ・ラーニング実践報告会」をテーマとし、オンデマンド型で開催した。なお、FD研修会については、講演とワークショップを組み合わせた形での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染状況からワークショップの実施が難しいことや、シンポジウムの開催回数を増やしたことから延期することとした。【資料4-2-12】【資料4-2-13】【資料4-2-14】【資料4-2-15】【資料4-2-16】

FDシンポジウム・FD研修会及びFD講習会は、FDer会議で企画・立案の上、原案を作成し、FD委員会において審議の上決定している。FDer会議は、FD委員会委員長とFDerによって構成され、FD委員会の議題調整やFDシンポジウム及びFD研修会等の企画・立案など、全学FDの推進に関する原案を作成している。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

全学教学委員会で慎重な議論を重ね、大学の理念・目的に基づき、令和4(2022)年度から「求める教員像」の設定・明示を進める。

また、全学的・組織的なFD活動のより一層の活性化を図るべく、各種会議体で全教員のFD活動への参加を促すとともに、多忙な教員が過度な負担を感じることなくFD活動に参加できるよう、教授会や学科会の前後にFD活動を行うなどの各組織における取り組みを今まで以上に広く周知することや、FDシンポジウムの後日動画視聴を引き続き行っていくなど、積極的に様々な方法を取り入れていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

SD(Staff Development)活動は、事務組織の管理運営や教育支援等を含めた大学教職員の資質向上を目的とした研修事業を主として、全学的に取り組んでいる。

研修事業は、職員研修委員会規程に基づいた職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修の二つがあり、それぞれ教職員の資質能力向上を図っている。【資料 4-3-1】

職員研修委員会では、事業計画を毎年策定しており、個々の SD 実施にあたっては、1.階層別（職能）2.目的別（実務）3.自己啓発（支援）の3区分に体系化して、優先順位の高位なものから実施している。職掌別研修では、平成 29(2017)年 4 月の大学設置基準改正以後、SD 義務化のほか、対象が学長等の執行部を含む教員まで拡充されたこともあり、学長室・教務部及び学生部などの関連部署と職員研修委員会が連携し、教職員合同参加型の SD 実施を推進している。【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】

また、平成 28(2016)年度から実施している世田谷プラットフォーム協定大学との合同 SD については、毎年、各大学と内容の見直しを実施しており、令和 2(2020)年度からは協定大学以外の大学や産業界等にも広く展開して実施している。【資料 4-3-4】

職員の人事評価は、「専任職員の昇格等の基準」に基づき実施している。2 等級から 7 等級までの専任職員について、職務等級に応じた勤務評価を行い、評価が優良の者に関しては、理事長を委員長とする専任職員昇格審査委員会等で審査の上、上位の等級に昇格させている。【資料 4-3-5】

また、令和 2(2020)年 12 月 23 日開催の全学教学委員会において、内部質保証推進委員会委員長からの報告及び実施事項説明を踏まえ、「求める教員像」検討部会を立ち上げ、教員像の策定や教員評価などについて検討した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 実施にあたって、目指すべき教職員像及び人材育成方針等を明確に打ち出し、教員と職員の一致した教職協働の下で、高度な専門性及び実務能力の習得を目指す。また、高度専門職育成へ向けて、職員研修委員会と各部課室等が連携を図り、より効果の高い研修を検討し、実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

「国士舘大学教員規則」において、教員は職務の一つとして「教育及び研究を行うこと」と定められており、研究は「教育の基盤となる」ものであるとの考え方を示している。【資料 4-4-1】

教員の研究施設として各自に研究室を与え、機器備品等の管理運営をしている。また、特定の研究を推進するために附置研究所及び附属研究施設等を置いている。【資料 4-4-2】

研究費として、個人の研究に対して「調査研究費」「学外派遣等の経費」「学内研究助成」を措置するほか、附置研究所及び附属研究施設等に対しても必要な予算を措置している。

【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

「国士舘大学学外派遣研究員等規程」において、教員は学園外の場所において研究を行えるものと定められており、研究以外の業務を免除され研究に専念できる環境を保証している。【資料 4-4-5】

研究活動を支援するため、「国士舘大学ポスト・ドクター規程」「国士舘大学リサーチ・アシスタント規程」を定め、ポスト・ドクター及びリサーチ・アシスタントなど研究補助者を雇用できる体制を整えている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

関連事務組織として教務部に学術研究支援課を置き、外部研究資金に関する情報収集を行うとともに、競争的資金獲得促進業務及び知的財産関連業務について、外部有識者による支援の体制（学術研究支援課支援デスク）を整えている。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

各種規程に基づき委員会を開催し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。「国士舘大学研究者行動規範」を定め、研究者が遵守すべき行動規範を示すとともに、不正防止計画推進委員会を中心に、不正防止に向けた規則と管理・運営体制を構築し、厳正に運用している。【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】

研究費不正を防止するため、コンプライアンス教育を定期的実施するとともに、「公的研究費使用ハンドブック<研究費運用基準>」「調査研究費使用ハンドブック」を整備し、厳格に運用している。【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】

さらに、研究倫理教育を定期的実施するとともに、「人を対象とした研究に関する国士舘大学倫理委員会規程」及び「動物実験管理に関する国士舘大学委員会規程」を整備し、運用している。【資料 4-4-19】【資料 4-4-20】

不正に関する告発窓口と相談窓口を設置し、外部研究資金等については監査室監査課と協力し、厳格な内部監査を実施している。【資料 4-4-21】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人の研究に係る経費については、「調査研究費規程」及び「国士舘大学学外派遣研究員等規程」に基づき、配分されている。

「学内研究助成」の予算は、調査研究費の過年度執行余剰額（平均 18%程度）をあてる

こととしたため、概ね必要な予算を措置している。附置研究所及び付属研究施設等に配分される予算は、年度毎の予算編成の影響を受けるが、概ね必要な予算を措置している。【資料 4-4-22】

外部研究資金の導入については、学術研究支援課支援デスクの協力のもと、各種の競争的研究資金等に関する情報を入手し、研究者に有益な支援体制を整えている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関する規程等を定めて厳正に運用しているが、各種規程は制定から概ね 10 年程度経過しており、形骸化されている箇所が散見される。さらに関係省庁からの改編の通達は多岐にわたり、かつ加速傾向にあるため、要望に沿った規程の見直しの迅速化を目指す。

不正防止計画推進委員会（委員長：学術研究担当副学長）において、研究に関する不正防止関連規程等の整備を令和 4(2022)年度を目途に行う。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定及び業務執行は関係法令や学内諸規程に従って行っており、学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、学部長会等の各種会議体を設け、補佐体制として副学長を置き、事務組織として学長室を整備している。権限の分散と責任の明確化のため、諸規程に副学長、教授会、研究科委員会等の役割・権限を明示している。教学マネジメント体制として、学部長会・研究科長会・附置研究所長会に加え、全学教学委員会を設けている。大学業務を円滑かつ効果的に行うため事務組織体系、事務分掌及び職務内容を諸規程に定め、必要な職員を適切に配置している。

教員人事案件については人事調整委員会を設置し審議している。学部・研究科では法令に基づき必要な教員数を確保しているが、学部と研究科で採用の要望に違いがあるため、学部長と研究科長双方との意見集約を行い是正に努めている。また、授業科目の特性（必修科目等の主要授業科目・教職科目等）や各教員の担当コマ数等を総合的に勘案し、適切な教員配置に努めている。教員の採用・昇任は、法令・規程に基づき要綱・基準を制定し、研究科では資格審査に関する内規等を整備し、それぞれ厳正に審査している。そして、教育内容・方法等の改善に向け FD 委員会を中心に全学的に FD 活動を推進しており、FD 委員会での WG 活動、シンポジウムや講習会を開催している。学部・研究科・附置研究所においては、FD 活動を教授会・研究科委員会・附置研究所員会の前後に実施したり、全学 FD 委員会主催の FD シンポジウムや FD 講習会の開催方法をオンラインや後日動画視聴を導入したことで、令和 3(2021)年度は専任教員の FD 活動参加状況が 100%に達した。

大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向け、職員研修委員会が主催する階層別（職能）研修・目的別（実務）研修と各部局で実施する職掌別研修を主として SD 活動に取り組んでおり、特に近年は近隣の大学と合同で SD 研修を毎年実施している。

また、研究室・機器備品等・研究費・附置研究所等に対する予算措置など、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。また、研究活動を支援するため事務組織として学術研究支援課を置き、競争的資金獲得促進及び知的財産関連等の相談・支援に応じる体制を適切に整えており、科学研究費助成事業においては令和 3 年度採択率が 36.0%となり上

位 30 機関に入った。

また、諸規程に基づき研究倫理の確立と厳正な運用に努めており、コンプライアンス教育や研究倫理教育を定期的実施している。加えて、不正の告発窓口と相談窓口を設置し、厳格な内部監査を実施している。個人の研究に対する研究費の配分は安定的であり、研究助成や附置研究所等には概ね必要な予算を措置している。

以上より、本学では教学マネジメントの機能性を確保し、教員の配置・職能開発等及び職員研修並びに研究支援を適切に行っており、基準 4 を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人国士館（以下「本法人」という。）は、今般、本法人が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「私学『国士館』の自主性・自律性の尊重」「安定性・継続性」「教学ガバナンス」「公共性・信頼性」及び「透明性の確保」の原則からなる「国士館ガバナンス・コード」を定め、社会に宣言している。【資料 5-1-1】

従前より、本法人は、「学校法人国士館寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」と定め、国家・社会の発展と世界平和の実現に貢献できる有為な人材を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営を行っている。【資料 5-1-2】

また、高等教育機関として社会的責務を果たすため、本法人の寄附行為、学則をはじめとする関係諸規程は、教育基本法・学校教育法・私立学校法・大学設置基準等の法令に基づいて制定しており、規律と誠実性をもって運営を行っている。

次いで、教職員が遵守すべき個人情報保護・キャンパス・ハラスメント対策・コンプライアンス及びリスクマネジメント関連の規程を整備し、それぞれに係る意識の醸成と浸透を図っており、法令遵守のもと適切な運営を行っている。法令及び学内諸規程に違反する行為又はその恐れのある行為については、早期発見と是正を図るために「学校法人国士館公益通報等に関する規程」を定め、公益通報等の受付窓口を設けている。【資料 5-1-3】

【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】 【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】

【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、理事会の諮問機関として評議員会を設置し、学園の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備している。

また、平成 27(2015)年に策定した「学校法人国士館中長期事業計画（2015 年度～2019 年度）」では、当該中長期計画の推進役として設置した「国士館教育総合改革検討委員会」での協議を中心に、大学・大学院・高等学校・中学校の課題、改革事項を法人と教学が一体となって推進してきた。次いで令和元(2019)年 6 月 5 日に策定した「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画（2020 年度～2024 年度）」では、第 1 次での成果や外部環境の変化

を捉えつつ、教育改革と経営改革を具体的に示し、残された課題の解決をもって、教育・経営両面での競争力を高めるための学園改革の総仕上げを目指している。【資料 5-1-12】

【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】

当該中長期事業計画に基づき、各年度の事業計画書には予算編成方針と重点施策を示し目的達成に向け着実に業務を遂行している。【資料 5-1-15】

そして、学園の使命・目的について、新採用教職員研修や新年挨拶行事及び創立記念式典等の催事において理事長・学長及び校長から、建学の精神を始め、当該中長期事業計画に示した「学園のミッション」「学園のビジョン」及び「アクションプラン」に関して周知を図っている。そのほか、毎年度発行する国士舘要覧をはじめ、年度 4 回発行する国士舘大学新聞やホームページなど各種広報媒体を通じて教職員の理解を得ている。【資料 5-1-16】 【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】 【資料 5-1-19】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮

環境保全への配慮としては「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、本学の省エネの適切かつ有効な地球温暖化対策及びエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進するため「国士舘エネルギー管理規程」を制定し、エネルギー管理体制を整備している。【資料 5-1-20】

3 キャンパスにおいて電力使用量のデマンド警報システムによる使用電力量の監視や、省エネルギータイプ(LED)の照明器具やトイレ・廊下など共有部の照明器具への人感センサー導入、洗面蛇口の自動洗浄化、高効率空調機への更新等により省エネルギー化を推進している。さらに、事務室や教室等の各施設の温度管理（夏季 28℃、冬季 19℃）を行い、毎年 5 月から 10 月までの期間はクールビズ運動を実施し、各キャンパスの年間閉鎖期間日数を 16 日間と設定し、地球温暖化及び省エネルギー対策への取組みを推進している。

【資料 5-1-21】 【資料 5-1-22】

また、LED・FHF への切り替え時に発生した照明器具等に PCB が含まれているかの検査及び確認を行い、含有が確認された場合は法令に基づき適切に処理を行い、高濃度 PCB に関しては、令和元(2019)年度に全ての処理を完了している。

人権への配慮

公正な職員採用を目指し、人事課長を「公正採用選考人権啓発推進員」に選任しており、公共職業安定所長が実施する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」には適宜人事課員が参加している。

ハラスメント防止に関しては、理事や副学長をはじめ 22 人～26 人の役職者等で組織する国士舘キャンパス・ハラスメント防止対策委員会を設置し、関連する規程等として「国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」「国士舘キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則」「国士舘キャンパス・ハラスメント調停委員会細則」「国士舘キャンパス・ハラスメント調査委員会細則」「国士舘キャンパス・ハラスメント相談員細則」の五つを整備している。平成 30(2018)年 6 月には、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会にハラスメントの申立てがあった際の手続きの明示及びハラスメント申立てに対応す

る部局等をより明確にするため、「国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則」を改正した。毎年キャンパス・ハラスメント防止対策委員会を開催し、キャンパス・ハラスメント相談状況の報告や、ハラスメント関連 DVD 等を視聴するなどして、啓発活動に努めている。【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】

また、ハラスメントに関する相談体制に関しては、キャンパス・ハラスメント相談員を学内の各部局に 25 人配置しており、基本的人権の保護及び教育環境保全に努めている。

【資料 5-1-28】

新型コロナウイルス蔓延防止対策では令和 2(2020)年 8 月 1 日制定・施行している「新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部要綱」に則り、新型コロナ対策本部を設置し基礎疾患を有する学生・教職員の安全を確保することを目的に、本学で医師資格及び看護師資格を有する教職員を中心に構成する「基礎疾患審査委員会」を置き、在宅での受講及び勤務を希望する当該者の適否の審査を行っている。【資料 5-1-29】

安全への配慮

本学は新型コロナウイルス蔓延防止対策の第一として、令和 2(2020)年 6 月、文部科学省より、大学に於ける新型コロナウイルス感染への対応ガイドラインが提示され、対面授業再開に向けてステップを進める時機を捉え、今後の新しい生活様式を実践しつつ、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避け、対面式授業を再開するための具体的な指標を提示し、授業再開に際し学生・教職員を守り感染拡大の防止と学生の学習機会の確保を可能とする「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するガイドライン」を策定している。加えて、本学が安全で安心な教育機関として、新型コロナウイルスと共生できる日常を定着させ、持続可能な教育体制の構築を目的に「新型コロナウイルス感染期における国士館ロードマップ」を策定している。【資料 5-1-30】【資料 5-1-31】

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、コロナ禍に特化した総合安全会議を令和 2(2020)年 4 月 3 日の第 1 回から令和 3(2021)年 8 月 27 日まで 56 回の会議を開催し、時機の感染状況に応じて協議を行い、授業及び学園行事の具体的運営を講じている。

【資料 5-1-32】

また、大学へ入構する際にサーマルカメラによる検温を実施、「国士館セーフティチーム」を構成し、教室の換気、食事時の黙食やフィジカルディスタンスの実施、通学路の巡回指導などを実施している。これに併行してコロナワクチンの職域接種について、総合安全会議に諮り、教職員の運営で令和 3(2021)年 7 月 3 日から学生・生徒・教職員・近隣の教育関係者への接種を開始、3 キャンパスで 7,411 名が 2 回のワクチン接種を実施している。

新型コロナウイルスの蔓延防止策では、3 キャンパスにおいて入構する全ての人に体温計とサーマルセンサーを用いたメディカルゲートでの確実なチェック（症状と発熱の有無）を実施している。また入構時・授業前後・食事前後の手洗い・消毒薬、効果的なマスクの着用を徹底している。加えて各教室内における換気装置の増設、アクリル板の設置、パーティションの設置、最低限 1m 程度のフィジカルディスタンスの実践、換気の改善（CO2 モニタリング）等を実施している。また学生寮では、感染防止策として、感染者発

生に備え複数の個室（隔離部屋）を設置している。

「国士館保安管理規程」に基づき、3 キャンパスに警備室を配置し 24 時間 365 日態勢で設備監視や警備業務に当たっている。防犯対策として巡回警備を強化し火災や盗難等の予防に努めているとともに、各キャンパス内には警備室と直結した防犯カメラを設置し、機器を使用した効率的な監視体制と防犯抑止効果を狙っている。【資料 5-1-33】

また、平成 29(2017)年に国の登録有形文化財に登録された世田谷キャンパス「国士館大講堂」の火災予防を考慮し、大講堂の自動火災報知受信盤と警備室とを電話回線を利用した自動火災報知設備受信盤を設置し、早期の受信体制を構築し災害防止に努めている。

防火・防災については、「学校法人国士館防火・防災管理規程」に基づき、火災・地震・その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図るため、防火・防災管理委員会を置き、関係する管理業務の適正な運営に努めている。各キャンパスには職員による自衛消防組織を置き、「自衛消防業務講習」修了者を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置するとともに、毎年受講者を増やして自衛消防組織の充実を図っている。なお、令和 2(2020)年及び令和 3(2021)年は、毎年自衛消防組織による防災訓練として、保安業務会社の訓練施設を借りた自動火災報知受信盤や非常放送設備の操作方法及び避難誘導・通報訓練、消火器や屋内消火栓を使った消火訓練や、世田谷及び町田キャンパスで実施していた自衛消防隊による資機材設営訓練や炊き出し訓練は、コロナ禍による感染防止を考慮し中止とし、代わって、世田谷キャンパスでは自衛消防隊による各号館の個別訓練を実施した。また有事に備え、毎月 10 日を「防災点検日」として防災倉庫内の資機材を点検している。防火・防災の啓発活動として全学生へ「災害対応マニュアル」を全教職員へ「地震時の対応マニュアル」を配付し周知徹底を図っているほか、3 キャンパス自衛消防隊のメンバーが世田谷キャンパスに参集し「災害に備える国士館手順書」の研修会を実施した。【資料 5-1-34】【資料 5-1-35】【資料 5-1-36】【資料 5-1-37】

また、教育後援会の支援を受けセコムのアナウンスサービスを導入し、震度 5 強以上の地震が発生した場合、学生・教職員に安否を確認するメールが一斉送信され、安否状況、被害状況を確認するシステムを導入した。教室や事務所等においては、震災時の什器備品等の転倒・落下防止対策を行い、各教室には地震発生時の行動ポイント及び避難経路図を設置している。防災備蓄品については「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、非常食及び水を 3 日分確保している。【資料 5-1-38】

さらに、学園において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「学校法人国士館危機管理規程」に基づき理事長を議長とし、学長を副議長とする総合安全会議を設置し、学園における危機管理に当たっている。

AED（自動体外式除細動）は、世田谷キャンパスに 8 か所、町田キャンパスに 3 か所、多摩キャンパスに 5 か所に設置している。設置及び運用管理については日本救急医療財団の「AED の適用配置に関するガイドライン」に準拠し、24 時間使用可能にするための屋外移設や設置場所の認知度を高めるための周知手段見直しを進めている。【資料 5-1-39】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、予測される私立学校法改正に注意を払い、本学ではすでに制定されている「国士

館ガバナンス・コード」の遵守徹底に務める。現在において終息の見えないコロナ禍での危機管理体制の整備充実を図っていく。またポストコロナ時代を捉えた教育環境の整備、学生サービスの迅速、効率化を第一とする事務組織及び教学組織の改革を図り、これに伴う各種関連規程の整備を着実にを行う。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。そして、理事会機能の強化を目的として、令和 2(2020)年 4 月 1 日に寄附行為を変更し、寄附行為により規定している理事定数を「10 人以上 13 人以下」を「11 人以上 15 人以下」に、第 3 号理事「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人以上 7 人以内」を「6 人以上 9 人以内」に変更している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、寄附行為に基づき適切に選任している。常任理事は理事長を補佐して、本法人の業務を分掌している。寄附行為第 41 条に基づき毎年度事業計画を編成し、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で審議・決定している。各理事は事務分掌に従い事業計画の執行に当たり、その結果を寄附行為第 44 条に則り事業報告書をまとめ、理事会及び評議員会に報告している。【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

理事会は、毎月 1 回（8 月を除く）開催している。理事の出席状況は良好であり、欠席時の意思表示書は適切である。理事会には監事が出席し、法人の業務と財産状況等について監査報告を行っている。また、緊急性の高い議案については「学校法人国士館常任理事会規程」に基づき常任理事会を開催し、機動的な意思決定ができる体制を整えている。【資料 5-2-6】【資料 5-2-7】【資料 5-2-8】

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は建学の精神に鑑み、自主性と独自性をもつ教育方針を掲げ、これを具現することを使命とする。この使命実現に向けた各種計画の意思決定を迅速に行うため、法人及び教学相互の意思疎通、協働を図っていく。そのため毎月 2 回開催している法人・教学事務組織の各部長級の出席する定例学内理事懇談会を継続する。また大規模地震等の災害の他、事件事故・新型コロナウイルス感染症などに対する危機管理において、平時でのリスクマネジメント施策の立案と実行、理事長の意思決定により即時に機能、実行性を担う本学における危機管理の意思決定機関「総合安全会議」を最大限に活用し、学園の安全と安全な環境を推進する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学は学園において発生する様々な危機の事前防止、危機発生後の対応を迅速かつ的確に処置するため、学園における危機管理体制及び対応策を定めることにより、学生・生徒及び教職員等の安全確保を図ることを目的に「学校法人国士舘危機管理規程」を制定している。今般の新型コロナウイルス蔓延防止対策において、当該規程に基づき理事長を議長、学長を副議長として、学校長・学内理事・図書館・情報メディアセンター長・教務部長・学生部長・学長室長・法人事務局長・総務部長・教務部事務部長・学生部事務部長及びその他理事長が必要と認めた者で組織する「総合安全会議」を開催し、学園が安全度で安心な教育体制を構築し、学生生活を維持するとの共通認識のもとに対策を講じている。【資料 5-3-1】

法人の運営に係る重要事項は、理事会の前月に定例学内理事懇談会（以下「例会」という。）を開催し、法人側と教学側の意思疎通を図っている。例会は、定例学内理事懇談会要綱に基づき、理事長・常任理事・理事長室長・法人事務局長・学長・学長室長・教務部長・学生部長・高等学校・中学校校長を中心に、理事長が指名した学内理事・審議役・参与・総務部長・財務部長・教務部事務部長・学生部事務部長及び入試部長で構成され、毎月2回（8月は1回）開催し、法人側と教学側との意見調整の場として重要な役割を果たしている。また、例会は、理事会や評議員会に諮る議案や法人及び各部門の管理運営の課題や将来構想、その他法人全般の重要事項について、理事のほか各部門の責任者が構成員となって意見調整を図っていることから、理事会の円滑な運営に重要な役割を果たしている。【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】

平成 27(2015)年 6 月に設置した国士舘教育総合改革検討委員会では、委員長に理事長、副委員長に学長と常任理事、委員に法人と教学の役職者を置き、国士舘教育の推進及び財政基盤安定の面から、総合的に教育の将来構想を検討している。また、同委員会に直属する専門部会を設置し教学担当常任理事を部会長とし、副部会長に理事、委員に学部学科等設置申請事務課・入試部・学長室等を中心として、必要に応じた役職者で構成するものとした。専門部会は、教学における将来的な改革について、各学部及び各研究科の改革構想をはじめ各種課題に関する具体案を集中的に検討・精査することとなっている。【資料 5-3-4】

事務部門においては、定例で偶数月の第 4 月曜日に管理職対象の「事務連絡協議会」を開催し、法人及び大学等の事務の円滑な運営に資するために各事務組織の連絡調整を行っている。また、定例で毎月第 1、第 3 金曜日に法人部門の管理職対象の法人事務局長ミーティングを開催し、法人内での情報の共有化を図り、意思疎通に努めている。【資料 5-3-5】

法人・教学の意思決定及び業務執行を行うに当たり、寄附行為第 11 条に「理事会は、こ

の法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第 17 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めており、学長については学則第 25 条に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定めて、それぞれの権限と責任を明確に示している。【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】

理事長と学長は常に経営と教学における課題と問題点を共有し、解決に取り組んでおり、理事長は、理事会や例会で議長として統括し、法人の管理運営に関してリーダーシップをとっている。また、学長は理事会から委任された権限を行使し、学部長会・大学院研究科長会及び附置研究所長会を統括し、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。さらに、理事長と学長は、毎年全教職員を対象とした新年挨拶行事（1 月）及び創立記念式典の式辞（11 月）で学園の運営方針と課題等を表明し、全教職員への浸透に努めており、適切なリーダーシップを発揮している。【資料 5-3-8】

部局等の提案などについて学園の承認を得ようとする場合、関係する会議体の決議を経た後、担当理事と調整した上で例会に上程し、そこで了解を得てから 1 ヶ月後の理事会で承認する仕組みとなっている。また、理事会開催日程については、前年度に「国土館大学会議関連日程表」において周知を行い、各部署から提案を行う際の綿密な計画を促している。【資料 5-3-9】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は、「私学が主体性を重んじ公共性を高める自立的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した学園づくりを進めること」を目的に、次の五つの原則①私学の自主性・自律性②安定性・継続性③教学ガバナンス④公共性・信頼性⑤透明性の確保に基づき国民に対して宣言する「国土館ガバナンス・コード」を決定している。【資料 5-3-10】

5-3-①で述べたとおり、法人と教学の役職者で構成する定例学内理事懇談会や法人と教学の事務組織の管理職で構成する事務連絡協議会などの各種会議体が、法人・教学相互の意思疎通のみならず、相互チェックの役割も果たしている。

また、監事の監査業務により本法人のガバナンス機能を保持している。監事は寄附行為第 7 条に基づき、法人の理事・教職員及び評議員以外の者から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の定数は 2 人又は 3 人、任期は 3 年、職務については寄附行為に規定しており、本法人の業務及び財産状況を監査している。監事は、監査室監査課と連携して監事監査を行うほか、各年度の決算について監査し、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に原則毎回出席し、学校法人の業務又は財産状況について意見を述べている。加えて、監事は文部科学省が開催する学校法人監事研修会や一般社団法人大学監査協会が開催する監事会議などに参加し、監事監査の質の向上に努めている。【資料 5-3-11】 【資料 5-3-12】 【資料 5-3-13】

さらに、本法人に寄附行為に基づき評議員会を置いている。評議員会は、寄附行為第 32 条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。評議員の定数は 23 人以上 32 人以内、任期は 3 年となって

おり、寄附行為第 33 条及び同施行規則第 3 条に基づき、教職員・卒業生及び学識経験者が、法人及び教学、そして学内外からも意見が取り入れられるよう適切に選任されている。評議員会は現在 27 人で構成され、適切に管理運営している。【資料 5-3-14】 【資料 5-3-15】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人「国士舘ガバナンス・コード」を遵守徹底し、各種会議体を通じて教職員のコミュニケーションを円滑に保ち、恒常的に教職員の提案などをくみ上げる仕組みや組織風土を醸成し、学園運営の改善を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 2(2020)年から令和 6(2024)年度までの 5 年間を対象とした「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」に「今後の財政見通し（財政推移に係るシミュレーション）」を掲げて、この第 2 次中長期事業計画を踏まえた財政見通しを図り、その具現化に向けて単年度の事業計画を策定し、これを実行及び推進するための予算を編成することで、適切な財務運営の確立に努めている。【資料 5-4-1】

上述の第 2 次中長期事業計画では、学生数及び定員充足率を収入の指標として掲げている。本学では、予算における定員超過率を 1.00 倍で積算計上し、実質 100%超の入学者を確保することで安定的に学生生徒等納付金及び国庫等経常費補助金を確保し、第 2 次中長期事業計画及び財政見通しに基づく経営が可能となり、財務の健全性及び安定性に繋がっている。

しかしながら令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大化への予防策として国の緊急事態宣言による活動自粛から、当年度計画した事業の多くが実施の見送り、中止を余儀なくされたことで支出は減少した。一方、対面授業に変わるオンライン授業対策として、学生生徒の自宅におけるインターネット環境整備を支援するため、休学者を除く全ての学生生徒全員を対象に一人当たり 8 万円の返還を求めない給付金として、総額約 11 億円を支出している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

従前の第 1 次中長期事業計画では、教育研究環境整備（創立 100 周年記念事業の一環）の充実を図り、併せて安定的な経営基盤を確保するために次の施策を実施してきた。

収入では、文部科学省の定員超過率抑制政策による入学者数減少に伴う収入全体の大幅減による事業の縮減化を避けるため、学納金の見直しを検討し、令和元(2019)年度には学

納金の増額改定を行った。また、国の少子化対策としての高等教育無償化制度が令和2(2020)年から実施もあり、学校法人収入総額の8割を超える学生生徒等納付金の安定的確保を実現している。【資料5-4-2】

支出では、過年度の振り返りによる（PDCAサイクルに根ざした）一層の抑制を図るべく、当該年度予算の対前年度ゼロシーリング又はマイナスシーリングを毎年実施しており、併せて入学定員超過率では、1.00倍で当該年度を積算した収入総額を計上し、これを当該年度における支出予算の上限とする収支予算を編成することで、収支の安定化の維持、継続に努めている。

財務比率から見る収支バランスと財務状況（同規模大学法人平均は令和元年度の数値）

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3か年で、特に令和2(2020)年度は、国の緊急事態宣言による活動自粛から、当年度計画した事業の多くが実施の見送り、中止又は延期を余儀なくされ支出は減少したものの、一方、3キャンパスにおける新型コロナウイルス感染予防に係る入構時の検温及び消毒などの感染予防対策経費、また、学生の対面授業に変わるオンライン授業対策として、学生生徒の自宅におけるインターネット環境整備を支援経費など、例年になく収支となっている。

事業活動収支については、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の法人全体の事業活動収支差額比率において、11.2%、13.5%、8.1%と一貫して収入超過で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均5.6%より高い数値を示している。人件費比率は、49.9%、47.4%、48.7%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の52.9%より低い数値を示している。また、人件費依存率は、61.0%、56%、59.4%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の69.7%より低い数値を示している。教育研究経費比率は、31.1%、31.8%、35.5%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の34.5%より低い数値であったが、令和2(2020)年度は前述したように新型コロナウイルス感染予防に係る経費が発生したため高くなっている。管理経費比率は、6.7%、7.4%、7.4%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の7.8%より低い数値を示している。これらの事業活動収支計算書関係比率から、本学では適切な支出水準を維持しており、良好な収支バランスを確保していると評価できる。

また、財務状況については、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の本法人の固定資産構成比率は、78.3%、75.4%、69.5%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の87.3%より低い数値を示している。流動資産構成比率は、21.7%、24.6%、30.5%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の12.7%より高い数値を示している。これら二つの結果は、本法人の資産構成において流動性が確保されていることを示唆している。同様に、固定長期適合率は、84.1%、81.0%、75.0%で推移しており、直近の令和2(2020)年度決算では同規模大学法人平均の92.0%より低い数値となっている。固定長期適合率は、100%以下で低いほど理想的とされ、本法人は100%以下の目安を達成している。これらの貸借対照表関係比率から、本学では財政基礎の安定性が確保できていると評価できる。

運用資産

運用については、世界的に金利が低調傾向にあったところに、新型コロナウイルス感染症が全世界にまん延した影響で債券相場は大きく下げられており、未だに回復基調は鈍い。償還債権の運用では受取利息・配当金収入の減少が懸念される中で、「学校法人国士館資金運用規程」に基づく徹底したリスク管理と投資元本の確保を念頭に、投資銘柄を国債・政府保証債・財投機関債・地方債・高格付け企業債から選定することとしている。金融緩和策が反転し、金利上昇に転じた場合は単価への影響を勘案し、期限前償還も含めた適切な対応に努める。また、減価償却引当特定資産繰入の次年度への予定額については、上記投資銘柄より厳選する。【資料 5-4-3】

補助金・外部資金等

本法人の経常費補助金の受給状況について、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度まで、1,354,886 千円、1,381,803 千円、1,880,916 千円で推移しており、安定的な経常経費等補助金を継続して確保している。また、施設設備補助金は、4,163 千円、1,680 千円、10,484 千円で推移しており、施設整備の整備状況に応じて補助金を獲得している。また、文部科学省の補助事業「私立大学等改革総合支援事業」では、タイプ 3「地域社会への貢献」【プラットフォーム型】に選定されている。【資料 5-4-4】

付随事業収入は、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度まで、314,017 千円、338,992 千円、151,418 千円で推移している。そのうち附属事業収入・受託事業収入・公開講座収入の合計は、175,712 千円、200,771 千円、42,249 千円となっており、本学の教育研究活動を活用して外部からの資金を獲得している。

外部研究資金の獲得状況は、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度まで、科学研究費助成事業では、38 件 56,450 千円、40 件 69,030 千円、49 件 64,770 千円を獲得し、そのほか、外部研究資金としては、37 件 49,769 千円、35 件 105,150,536 千円、25 件 28,475 千円を獲得している。（それぞれの内訳は、【表 5-4-1】参照）

【表 5-4-1】外部研究資金等獲得状況（直近 3 か年分）単位：円

名称	平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費助成事業	38	56,450,499	40	69,030,000	49	64,770,000
競争的資金、助成金等	8	27,479,000	8	20,630,000	13	16,725,000
共同研究	10	7,400,000	10	8,600,000	3	6,240,000
受託研究	10	5,940,000	9	72,488,436	5	3,150,460
奨学寄附金	9	8,950,000	8	3,432,100	4	2,359,950
合計	75	106,219,499	75	174,180,536	74	93,245,410

募金事業

来る令和 9(2027)年の国士館創立 110 周年に向けて、「国士館 110 周年記念事業」を令

和 2(2020)年 4 月から実施している。本募金事業は、本学園が取り組む第 2 次中長期事業計画に基づく各種事業に対しての支援を学内外に広く募り、教育・研究、文化・スポーツ振興等の更なる発展並びに本学園の使命を果たすべく社会に貢献することを目的としている。【資料 5-4-5】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」及び「学校法人国士舘令和 3 年度事業計画」に基づき、今後も適切な財政運営の維持に努めていく。また、支出予算の重点的・効率的執行管理に努め、継続して収支均衡を確保するとともに、各種補助金や募金事業等の外部資金獲得に一層努め、さらに財産基盤の安定性を強固なものとする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人における会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「予算規程」「経理規程」「調達規程」「固定資産及び物品管理規程」「国士舘旅費規程」及び「学校法人国士舘資金運用規定」等の根拠規程に則り、適正に実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

予算編成に当たっては、「予算規程」第 9 条に則り、毎年度「予算編成方針」を示し、収入予算及び支出予算の編成の考え方（方針）を説明している。また、「予算規程」第 10 条に則り、予算編成方針に従って予算を編成するために必要な細部の手続きを「予算編成手続き」として定め、学内に周知している。そして、各部課室等において優先的に予算の付与を希望する事業は、申請元による当該事業の実施及び継続の必要性並びに費用対効果を踏まえた適切な資金規模等についてプレゼンテーションを行い、常任理事のヒアリングの結果を経て予算計上している。これらの取組みにより、予算編成を適切に実施している。

【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

当初の予算編成において、収入の根拠となる事実の確認又は変更及び事業内容の見直しによる支出の変更に対処するため、補正予算を編成している。【資料 5-5-9】

予算執行に当たっては、「予算規程」第 14 条の規定に則り、予算編成方針及び決定した予算に従い、計画的・経済的かつ効率的な執行に努めている。また、予算執行の行動指針を整理した「予算執行に関する留意事項」を明示し、やむを得ず予算の流用が必要となった場合には、「予算規程」第 17 条第 2 項に則り、「予算流用申請書」の提出を義務付けるなど、予算執行における透明性を確保している。【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】

各部課室等において優先的予算の付与を希望する事業については、「事業計画書」の提出を求め、記載事項として「目標」「実施計画」「達成度・目標値」の欄を設け、事後に

予算執行の効果を分析し、検証できる仕組みを設定している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査では、外部監査法人による監査責任者及び監査従事者は最大 6 人、通年において延べ 840 時間に及ぶ厳正な監査を受け、同監査法人が 3 カ月ごとに実施する監事への監査内容報告会が行われ、監査上の連携を図る体制を整備し、当該年度計算書類に添付する監査報告書を作成している。また、監事は監査報告書に加え、理事会（年 11 回開催）に毎回出席し理事会の求めに応じて財務監査状況に関する意見を述べている。【資料 5-5-12】
【資料 5-5-13】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の再確認を踏まえて、外部研修並びに内部調整会等を行うとともに、学校法人の経営状況について、決算書類は毎年度法人組織内の各部署に配布しており、従来から行っている学部長会・大学院研究科長会及び附置研究所長会への説明並びにホームページ及び大学新聞に掲載する他に、今後は社会により一層わかりやすく説明する方策について検討する。また、会計監査に関する定期的な報告会に加えて、今後は必要に応じて意見交換会を設け、会計処理の適正性の維持と会計監査体制のさらなる整備を図る。

【基準 5 の自己評価】

本法人は寄附行為の定める目的に従い、関係法例を遵守し、「学校法人国士館中長期事業計画」に基づき使命・目的の実現への継続的努力を行い、環境保全・人権・安全等に配慮して適切に運営している。

理事会を寄附行為に基づき本学に於ける最高意思決定機関として位置付け、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事会の運営、理事の選任、業務の分掌、事業計画の執行も適切に行っている。

定例学内理事懇談会をはじめ各種会議体で法人及び教学の意思疎通と連携を図り、意思決定を円滑にするとともに、相互チェックを機能させている。加えて、監事や評議員会の働きによりガバナンスが適切に機能している。

平成 27(2015)年度に策定した「学校法人国士館中長期事業計画」に基づいて適切な財務運営を行っている。安定した学生生徒等納付金収入の確保や積極的な外部資金導入、学費の増額改定による収入増、当年度支出予算の対前年度マイナスシーリングなどの経費支出抑制により、収支バランスと堅固な財務基盤を確保している。

予算及び補正予算の編成、決算、予算執行などの会計処理は学校法人会計基準に準拠し、関連諸規程に基づき適正に実施している。会計監査の体制については、監査法人と監事が定期的に情報交換会を実施するなど連携を図っており、監査の効果的な実施に向けて体制を整備している。

以上のとおり、本学では経営の規律と誠実性を維持し、理事会を適切に機能させ、管理運営の円滑化と相互チェックの体制を整え、安定的な財務基盤と収支バランスを確保し、適正な会計処理を行っており、基準 5 を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究の取組みに対して 3 年ごとに自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は「国土館自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会が中心となっており、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、自己点検・評価を全学的に取り組む体制を構築している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】

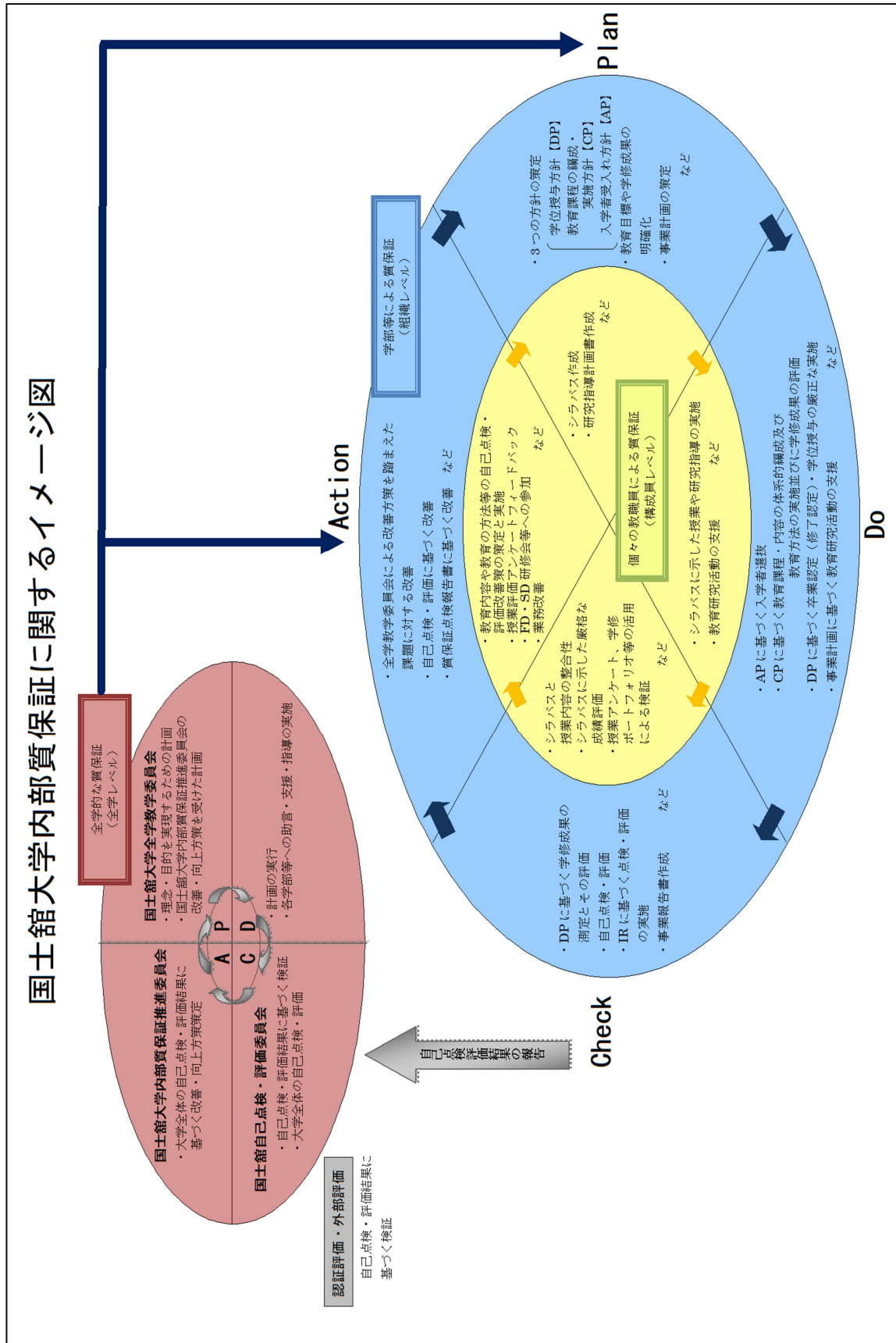
大学全体の内部質保証の体制及び内部質保証システムのあり方について継続的に検討を行い、内部質保証の方針及び手続き等を策定し、本学の諸活動に関する内部質保証を推進する組織として、平成 30(2018)年に「国土館大学内部質保証推進委員会規程」を制定し、国土館大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を組織した。内部質保証推進委員会は学長が指名する副学長を委員長、学長室長を副委員長とし、法人事務局長・教務部長、教務部事務部長及び学長が必要と認める者として学長課長や公益財団法人 日本高等教育評価機構の評価員として登録をしている教員で構成している。この内部質保証推進委員会では、自己点検・評価等の結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって、PDCA サイクル等を適切に機能させ、本学の改革・改善を着実に推進することもその役割としている。【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

また、平成 30(2018)年に組織した全学教学委員会を活用し、教育改善に関する PDCA サイクルの確立に向け、特に諸活動の改善・向上への組織的取組みを強化することを企図している。この全学教学委員会では、内部質保証推進委員会が提言した改善・向上方策を審議・決定し、即時対応可能な改善策を実行するとともに、対応に時間を要する事項については次年度以降の継続的な改善計画の策定に反映させることを役割としている。

これら自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会、全学教学委員会がそれぞれ機能し、かつ相互に連携することで、恒常的に内部質保証の取組みを進めることができる体制になっている（【図 6-1-1】を参照）。

以上のとおり、教育の改善・向上に向けた PDCA サイクルを機能させるための組織体制は整備され、内部質保証に関する大学の基本的な方針、内部質保証推進委員会や全学教学委員会の権限と役割、これらの委員会と学部・研究科等との役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス等については、内部質保証推進委員会で検討を進め学内に明示した。また、学外に対してもホームページを通じて公表・周知している。【資料 6-1-7】

【図 6-1-1】 国士舘大学内部質保証に関するイメージ図



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する大学の基本的な方針、内部質保証推進委員会や全学教学委員会の権限と役割、これらの委員会と学部・研究科等との役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス等について、内部質保証推進委員会で検討を行った内容を学内会議体で周知したが今後も継続して周知徹底をはかる。また、内部質保証に関する大学の基本的な方針については教職員全員に周知するとともに、改定の都度ホームページに公表して学外にも周知を行う。あわせて、新任教員研修、新採用職員研修を通じて、新しい教職員にも周知徹底をはかる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の実施体制

本学は学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 1 条の 2 に、教育研究水準の向上を図り、本学の教育研究の目的及び社会的使命を達成するため、本法人の管理運営及び本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。また「国士館自己点検・評価委員会規程」には、自己点検・評価委員会が 3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表することを定めている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

「自己点検・評価委員会規程」に基づき法人関係事項について担当する法人部会と大学関係事項について担当する大学部会を置き、自己点検・評価委員会の策定した自己点検・評価の方針等に基づいて点検・評価を行い、その結果をまとめて委員会に報告することとしている。両部会は「国士館自己点検・評価委員会規程施行細則」に則り法人事務局長を法人部会長、教務部長を大学部会長とし、それぞれ関係する役職者を委員として構成している。部会では自己点検・評価の基本方針や評価の基準等に基づいて、組織的にそれぞれの役割における課題を掘り下げ、恒常的な改善・向上につなげている。そして自己点検・評価委員会は、全学的観点から法人・大学両組織におけるさまざまな活動の推進や作業の様子を捉え、自己点検・評価報告書にまとめている。【資料 6-2-4】

自主的・自律的な自己点検・評価の実施

自己点検・評価における基準については、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価」を行うため、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が定める 6 個の基準と 23 個の基準項目に対応して設定している。また、本学が個性・特色として重視している領域に関して独自の自己点検・評価項目として「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流」を設定

しており、それぞれに基準項目及び評価の視点を設けて自己判定している。【資料 6-2-5】

令和 3(2021)年度の第 9 回自己点検・評価の実施に当たっては、基準項目の評価の視点ごとに対応関係を考慮して「部署別回答基準」を作成し、法人部会・大学部会の両部会で配付して自己点検・評価を依頼した。また、評価の視点ごとに日本高等教育評価機構が定める「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考に、大学独自の留意点を数多く例示した「自己点検・評価シート」を作成し、両部会で配付して自己点検・評価の作業を適切かつ効率的に進められるよう工夫した。学部・研究科等の各部局による自己点検・評価結果は FD 推進課で取りまとめて自己点検・評価委員会に報告し、学内で共有することとしている。さらに、学部・研究科等の各部局による自己点検・評価結果に基づき、全学的な観点から自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会及び法人部会・大学部会の委員が確認の上、自己点検・評価委員会で承認している。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

自己点検・評価結果から抽出された課題に関しては、内部質保証推進委員会で改善・向上方策を検討し、その結果を自己点検・評価報告書の「改善・向上方策（将来計画）」に記載することで、改善・向上活動に結び付ける仕組みを整えている。【資料 6-2-9】

自己点検・評価の透明性・客観性・公平性の確保

自己点検・評価に当たっては、評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出している。また、同じく評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、IR 課が必要なデータ等を毎年取りまとめており、これらのエビデンスに基づき自己点検・評価の透明性を高めている。【資料 6-2-10】

自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、平成 30(2018)年度に「国士舘大学外部評価委員会規程」を制定し、学外有識者等による「国士舘大学外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」という。）を設置した。外部評価委員会は大学等の高等教育機関の教職員や本学の所在する地域の関係者（企業、公立学校等）から構成している。自己点検・評価を実施した翌年度に外部評価委員会による評価を実施することとしており、本報告書による外部評価委員会は令和 4(2022)年度に実施を予定している。【資料 6-2-11】

自己点検・評価結果の共有

本学では、3 年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。上述のとおり、自己点検・評価委員会は法人部会・大学部会を置き、全学的に自己点検・評価に取り組んでいることから、自己点検・評価結果に関する教職員の共有度は高い。

また、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として、理事長・学長はじめ、主要な役職者及び学部・研究科・事務組織等の組織に配付するとともに、ホームページに公開して学内外における共有を図り、社会に対する説明責任を果たしている。【資料 6-2-12】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状を把握するための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備するため、平成 27(2015)年 4 月から学長室内に IR を担当する専任職員を配置した。また、平成 30(2018)年 4 月に学長室に IR 課を新設し体制を強化した。【資料 6-2-13】【資料 6-2-14】

本学では評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、毎年 IR 課が必要なデータ等を取りまとめて学内に配付している。

全学的な調査・データ収集として、昭和 63(1988)年から開始した「学生生活実態調査」を平成 30(2018)年度から学修に関する項目を独立させ、入学時・在学時・卒業時の各フェーズで調査項目を設計し、それぞれ「新入生調査」「在学生調査」「卒業時調査」という形で学生調査を毎年実施している。それぞれの集計結果は、分析のうえ報告書として全学教学委員会に報告し、教育課程や修学支援の材料としてフィードバックを行っている。【資料 6-2-15】【資料 6-2-16】【資料 6-2-17】

上述の調査のほか、令和元(2019)年度からは企業調査と卒業生調査を実施している。これらの調査は、採用担当者や卒業生からの本学に対する客観的評価を収集・分析し、学修成果の動向を学内に共有することで、教育課程の改善を図っている。【資料 6-2-18】【資料 6-2-19】

また、令和 2(2020)年からは学内の基礎データを掲載した「KOKUSHIKAN-UNIVERSITY IR Data Book」を発行し、学内外に広く情報公開を図っている。【資料 6-2-20】

教学事項に関する調査・データ収集・分析並びに教育の質保証・向上のための取り組みとして春期・秋期の年に 2 回「授業評価アンケート」を実施している。このアンケートでは、授業方法や授業運営について選択式回答のほか自由記述欄を設け、学生からの幅広く、自由な意見を収集している。

平成 30(2018)年度より原則、全科目を対象とし、また従来のマークシート方式から「manaba」による Web 回答へ移行したことに伴い、例年より多くの科目の現状を把握できる環境を整備した。また、回答率の向上のため、各科目担当教員に授業内で実施期間等の周知するよう依頼している。集計及び分析結果については「manaba」を利用し、各教員にフィードバックしている。【資料 6-2-21】【資料 6-2-22】

また、全学教養教育運営センター運営委員会並びに教務主任会において、アンケートの実施状況、全体の集計結果を報告している。授業評価アンケートで得られた授業に対する定量的・定性的な調査結果は科目担当教員にだけでなく、適切な会議体で全体の集計結果を報告し授業改善に役立てている。学生からの率直な意見は授業改善に大きく寄与するものであるため、今後も授業評価アンケートを通じ、十分な調査及びデータの収集を行う。

【資料 6-2-23】【資料 6-2-24】

外国人留学生に関しては、私費留学生を対象とする「留学生実態調査」を 4 年ごとに実施しており、直近では令和 3 年(2021)年に実施した。アンケート集計結果は冊子に纏め、学内各部署に配付しているほか、学部長会等の主要会議において冊子を配付し、外国人留学生からの回答結果について考察し、課題を改善する契機としている。【資料 6-2-25】

キャリア形成支援センターでは、3年生に対して進路登録カードによる進路希望調査を実施し、4年生に対して進路届による進路決定状況調査を実施している。未提出者への対応として、学部と連携し、全卒業生からの回収を目指している。なお、最後まで残った未提出者に対しては、個別に電話連絡等で4月下旬まで追跡調査を実施している。これらの調査により収集したデータを分析し、学生への就職支援事業の策定に反映させている。また、主な就職支援事業ではアンケート等を実施し、結果を分析することにより各事業の質の向上・改善に活用している。【資料 6-2-26】【資料 6-2-27】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

第9回自己点検・評価の振り返りを行い、次の自己点検・評価（令和6(2024)年度実施予定）に向けて実施方法の改善・向上（実施時期・留意点・評価シート・回答部署区分等の見直し）を図る。法人部会長及び大学部会長が中心となり事務局であるFD推進課と調整し、令和6(2024)年度早々に自己点検・評価を開始できるよう、令和5(2023)年度に振り返りと課題の抽出を行い、令和5(2023)年度に第10回自己点検・評価の実施準備に反映する。

基準項目2-2（学修支援）、2-6（学生の意見・要望への対応）、3-3（学修成果の点検・評価）の改善・向上方策で掲げた調査・分析の取組みについて、IR課を中心にして確実に実行する。また、今回の自己点検・評価シートの記述を参考にして、学内の各組織が独自で行っている調査やデータ収集をIR課が把握し、必要に応じてデータの共有及び調査やデータ収集における連携を進めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、平成28(2016)年3月31日に中央教育審議会から出された三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを参考に、平成29(2017)年1月に「三つの方針策定委員会」を設置し、内部質保証の起点となる三つのポリシーについて、大学全体及びすべての学部・研究科での見直し作業を実施した。この見直しの基本方針は、本学の建学の精神・教育理念・教育指針・学則第1条及び大学院学則第1条に掲げる目的を三つのポリシーに反映させることであったが、その後、令和元(2019)年度からは毎年学長課からの依頼に基づき学部・研究科が三つのポリシーの確認・修正を定期的に見直す体制が構築された。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

大学全体の内部質保証のためのPDCAサイクルについては、全学的な教学に関わる事項

についての検討を行う全学教学委員会の計画に基づき、学部・研究科が具体的な教育、研究活動に反映させ、その成果を自己点検・評価委員会が検証し、さらに、その検証結果に対する改善・向上方策を内部質保証推進委員会において策定するという自主的・自律的なシステムを運用している。このシステムにより三つのポリシーを起点とした機能性の高い内部質保証の体制が整っている。特に、この体制の具体的特長としては、自己点検・評価委員会及び全学教学委員会には学部長・研究科長が参加しているため、三つのポリシーに基づく学部・研究科における教育活動の検証及び改善・向上が可能となっていることであり、さらに、こうした一連のプロセスの円滑な進行を支援する組織として内部質保証推進委員会が学部・研究科の個別の取り組みと全学的な取り組みを総合的に評価している。【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

この内部質保証の体制においては、自己点検・評価及び認証評価・外部評価の結果を活用しての改善策の検討とその実行が求められるものであるが、この体制が適切に機能していることを示す事例として、学部・研究科に対しては、履修系統図の見直し及び卒業論文・卒業研究の評価基準の策定や研究科に対しては、修士論文・博士論文審査基準の策定が挙げられる。また、【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】

今後も引き続き、内部質保証推進委員会が自己点検・評価、認証評価及び外部評価の評価結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって PDCA サイクル等を適切に機能させるとともに、学部・研究科での改革・改善を着実に具体化することにより本学全体の改革・改善を進める予定である。

また、内部質保証システムそれ自体の有効性及び機能性についての検証は、自己点検・評価を通して定期的に行うとともに、「国士舘大学内部質保証推進委員会規程」第 5 条に従い、内部質保証推進委員会において体制、方法、プロセス等に関する協議を行うこととしている。これらの結果から内部質保証システムの課題が明らかになった場合には、内部質保証推進委員会が中心となるとともに全学教学委員会や自己点検・評価委員会とも密接に連携しながら、内部質保証システムの改善・向上への取り組みを行っていく予定である。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3 年度自己点検・評価報告書に掲げる改善・向上方策について、次回の自己点検・評価までの間に内部質保証推進委員会が毎年度適時進捗確認を行い、改善・向上方策が着実に実行されるよう支援する。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大の強い影響を受けた令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度においては、一部の組織において検証、計画の進捗に遅滞が生じた面が否定できないため、今後は非常時においても内部質保証のシステムが適切に機能可能な方策を、内部質保証推進委員会を中心に検討していく。

【基準 6 の自己評価】

本学では全学教学委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会という 3 組織が相互に連携することで、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを機能させる恒常的な内部質保証を可能とする体制が整備されている。さらに、自己点検・評価委員会及び全学教学委員会に学部長・研究科長が参加することで学部・研究科における教育活動の検

証及び改善・向上が行えるようになっている。

諸規程に基づき自己点検・評価の実施体制を整備した上で、3年ごとに自己点検・評価を実施することにより、部局ごとの自己点検・評価結果に基づき、さらに全学的な観点を加えた「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、学内外に周知している。

また、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う組織として学長室に IR 課を置き、エビデンス集（データ編）の様式に則り毎年冊子を作成している。さらに、「新入生調査」「在学生調査」「卒業時調査」や「留学生実態調査」等の各種調査やデータ収集を行い、エビデンスに基づく自己点検・評価につなげている。自己点検・評価の透明性・客観性・公平性を確保するために、外部評価を自己点検・評価の翌年度に実施することとしている。また、自己点検・評価及び認証評価の結果に基づき改善を行っており、内部質保証の仕組みは適切に機能している。

以上の通り、本学では内部質保証の体制を組織的に整備し、自己点検・評価を適切に実施するとともに、内部質保証の機能性を確保しており、基準 6 を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 社会連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

本学の建学の精神は「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」であり、これを具現化するべく社会に貢献する人材の養成に努めている。令和元(2020)年度から 5 年間の視野に入れて策定した「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画」においては、大学のアクションプランとして「地域・社会貢献」を掲げている。これら建学の精神及び「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画」はホームページ等に掲載し、学内外に周知を図っている。【資料 A-1-1】

2020 東京オリンピック・パラリンピックへの対応として、受入れ及び実行に係わる本学園の関係部署との連絡調整を図り、各支援事業への展開を目的に調整、統括する協議機関として「2020 東京オリンピック・パラリンピック支援協議会」を設置し、平成 30(2018)年に東京オリンピック・パラリンピックの支援に係る関連事項の事務を所掌するため、理事長室に「東京オリンピック・パラリンピック支援課」を設置した。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

なお、社会連携・社会貢献に関しては、学部・研究科・附置研究所等及び事務組織並びに教職員や学生がそれぞれで実施しているが、全学的に取り組む体制を整備するには至っていない。この点について、平成 30 年度自己点検・評価報告書における改善・向上方策の推進において、内部質保証推進委員会から社会連携・社会貢献に全学的に取り組む体制整備の指摘があり、学内の検討を経て、令和 4(2022)年 2 月 9 日開催の第 33 回 国士館教育総合改革検討委員会において作業部会の立ち上げを決定し、社会連携組織の運用に向け体制整備を進めている。【資料 A-1-4】

A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

災害発生時に本学が防災拠点大学として地域と連携して災害対応を行うために、以下の取組みを行っている。

○ 平成 20(2008)年 3 月に世田谷区と「災害における協力体制に関する協定書」を締結し、一時的避難施設として提供することとした。平成 28(2016)年 2 月には世田谷区における地域防災力の向上に向けて見直しを行い、体育・武道館 1 階剣道場・3 階アリーナ、柴田会

館 3 階研修室を提供することとしたほか、ボランティアマッチングセンターの設置場所を 34 号館サンクンガーデンと学生食堂とした。【資料 A-1-5】

○ 世田谷キャンパス近隣地域である若林町会と平成 21(2009)年 3 月に「震災時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「避難誘導サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。梅丘 2・3 丁目町会とは平成 24(2012)年 6 月に「震災等発生時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「災害支援サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

○ 世田谷キャンパス近隣の警視庁北沢警察署と平成 23(2011)年に「災害時における警察署の代替施設としての利用に関する協定」を締結し、災害時に梅ヶ丘校舎の一部「地域交流文化センター」の施設を北沢警察署代替施設として利用することとしている。【資料 A-1-8】

○ 「大規模災害の発生直後から自発的に地域防災のための行動ができる学生の育成」を主たる目的として、平成 31(2019)年 1 月 30 日に北沢警察署、世田谷警察署と本学の三者による災害時の「学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定」を締結した。【資料 A-1-9】

○ 令和元(2019)年 9 月には、世田谷キャンパスで世田谷地域連携総合防災訓練を本学の「防災リーダー養成論実習」を受講する学生約 100 名と防災・救急救助総合研究所の職員・世田谷警察署・世田谷消防署・若林町会・日本赤十字社東京支部・世田谷ボランティア協会・世田谷信用金庫・小田急シティバス株式会社など多数の参加者が集い、合同防災訓練を毎年実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和 2(2020)年から中止している。【資料 A-1-10】

○ 総務省消防庁からの「大学の消防団への加入促進等について（依頼）」に基づき、団員の募集活動を行い、本学においても平成 30(2018)年 4 月より学生消防団を発足した。学内の防火・防災訓練（避難訓練）での活動を始め、本学の防災教育を活かして地域防災力の向上に努めている。現在、登録学生は 17 名となっており、学生消防団への加入活動を引き続き行っている。【資料 A-1-11】

職場体験学習の受入れ

社会貢献の一環として中学生に職場体験の場を提供し、労働を通して若者の社会性や職業観などの育成を図ることを目的として、世田谷キャンパス及び町田キャンパスでは近隣の複数の中学校から職場体験のため毎年生徒を受入れている。コロナ禍である令和 2(2020)年度には、職場体験に代わる体験学習として本学中央図書館内に掲示をする POP を世田谷区立世田谷中学校の生徒が作成をした（職場体験学習等の実績は【表 A-1-1】を参照）。【資料 A-1-12】

学生の課外活動による社会貢献

多摩キャンパスにおいて春期（4 月）・秋期（9 月）の年 2 回、「マナー週間」を設けている。警視庁多摩中央警察署交通課の支援（令和 3 年度は春期のみ）を受け、自転車・バイク・大型バイク通学者に対する安全指導を実施し、キャンパス近隣住民の交通安全の一助

としている。また、世田谷及び町田キャンパスにおいても学生・教職員・地域住民が協力し「ルール・マナーキャンペーン」と称した、キャンパス周辺の美化活動を行っているが、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度はコロナ禍の影響により中止となっている。【資料 A-1-13】警察署・消防署等から学生団体へのイベント等の参加依頼も多く、年間を通して各課外活動クラブがそれぞれ社会貢献を行っている。近年の例として、次の【表 A-1-2】ような活動が挙げられる。【資料 A-1-14】

【表 A-1-1】職場体験学習等の受入れ状況（直近 3 か年）

年度	キャンパス	受入校	受入部署及び期間	受入人数
令和元(2019)	世田谷	太子堂中学校	図書館・情報メディアセンター (9月9日～9月11日)	2人
		桜木中学校	図書館・情報メディアセンター (9月10日～9月12日)	2人
		梅ヶ丘中学校	国士舘史資料室 (9月9日～9月11日)	2人
	町田	鶴川中学校	図書館・情報メディアセンター (9月16日～9月20日)	2人
		真光寺中学校		2人
		鶴川第二中学校	図書館・情報メディアセンター (1月20日～1月24日)	3人
令和 2(2020)	世田谷	世田谷中学校	図書館・情報メディアセンター (12月8日)	4人
令和 3(2021)	新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ中止。			

【表 A-1-2】学生の課外活動による社会貢献活動への参加状況（直近 3 か年）

年度	イベント名	協力団体及び期間
令和元(2019)	交通安全キャンペーン	チアダンス部エルブス (5月11日)
	テロ災害合同訓練	体育学部スポーツ医科学科 (12月8日)
令和 2(2020)	新型コロナウイルス感染症のため、イベント依頼なし。	
令和 3(2021)	新型コロナウイルス感染症のため、イベント依頼なし。	

地域イベント交流

本学の所在する近隣地域のイベントに大学として協力したり、課外活動クラブが参加したりするなどして交流を図っている(【表 A-1-3】参照)。【資料 A-1-15】

また、平成 30(2018)年 8 月から世田谷区民会館、若林公園周辺で開催された「せたがやふるさと区民まつり」に、施設提供を行い後援団体としてイベントに協力をした。令和 2(2020)年以降は新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、オンラインで区民まつりを実施した。【資料 A-1-16】

【表 A-1-3】 課外活動クラブの地域交流イベント参加状況（直近 3 年）

年度	イベント名及び主催	協力団体及び期間
令和元(2019)	鶴川団地自治会夏祭り	柔道部（男子・女子）（7月27日）
	サマーキャンプ(青少年健全育成鶴川第三地区委員会)	体育学部こどもスポーツ教育学科（8月19日～20日）
	鶴川 5 丁目町内会夏祭り	硬式野球部（8月30日、9月1日）
	鶴川 4 丁目富士見会歳末餅つき大会	硬式野球部（12月14日）
	新春親子マラソン大会(青少年健全育成鶴川第三地区委員会)	陸上競技部 駅伝（男子）（1月18日）
	餅つき大会（公団住宅鶴川団地自治会）	柔道部（男子）（2月2日）
令和 2(2020)	新型コロナウイルス感染症のため、イベント中止。	
令和 3(2021)	新型コロナウイルス感染症のため、イベント中止。	

図書館の公開利用

社会貢献活動の一環として、地域住民の知的好奇心の充足や学習意欲へのサポート事業としての公開利用制度を展開し、中央図書館（世田谷キャンパス）、鶴川図書館、多摩図書館をそれぞれ開放している。原則 20 歳以上の社会人であれば登録後に図書館資料を自由に利用することができ、図書の出借や映像資料の視聴、レファレンスなど本学学生とほぼ同等のサービスを受けられる。また、生涯学習センターアカデミア会員であれば、登録料無料で図書館を利用することが可能である。令和 3(2021)年度現在の公開利用登録者数は 1,006 人である。【資料 A-1-17】

世田谷プラットフォームによる活動

世田谷キャンパスのある世田谷区と世田谷 6 大学コンソーシアム加盟校（国士舘大学・駒澤大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学）との間で、様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、世田谷区における高等教育の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とし、平成 29(2017)年 10 月に「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書を締結した。「文化・芸術・教育」「地域活性」「産業」「国際化」「大学等の連携」の五つのビジョンを掲げ、それぞれに部会を設置し、地域における高等教育の活性化、区内産業の活性化、地域振興の実現に向けて活動を行っている。【資料 A-1-18】【資料 A-1-19】

地域との協定

町田キャンパスのある町田市と本学を含む 14 大学との間で、相互の資源を活用した連携を強化することを目的とし、平成 18(2006)年 11 月に「町田市と大学との連携に関する協定書」を締結した。この包括協定をもとに、学生が地域で活躍するための仕組みづくりや、大学施設の活用による地域住民の利便性の向上、市が持っている情報資源の提供による大学研究活動の充実などに向けて取り組みを行っている。【資料 A-1-20】【資料 A-1-21】

多摩キャンパスのある多摩市との間で、開かれた地域社会を志向し、相互の連携を通じて、地域社会への貢献を図るため、平成 15(2003)年 6 月に「多摩市と国士舘大学の連携に関する基本協定書」を締結した。「人的交流」「事業に関する相互協力」「協議に基づく連携事業」などの交流を行っている。【資料 A-1-22】【資料 A-1-23】

埼玉県八潮市との間で、包括的な連携のものに相互の資源を有効に活用し、発展と相互の人材の育成を図ることを目的とし、平成 29(2017)年 3 月に「国士舘大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書」を締結した。社会貢献の推進、人材の育成に関する事項について協働で取り組みを行っている。【資料 A-1-24】【資料 A-1-25】

生涯学習センターによる地域貢献

生涯学習センターでの社会連携・社会貢献に関する取り組みと教育研究成果の社会への還元として、以下の①～③を実施している。

① せたがや e カレッジへの参画

世田谷区内の 6 大学（国士舘大学・駒澤大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学）と世田谷区教育委員会が協働で運営するインターネットの Web サイト「せたがや e カレッジ」に参画して、本学の知的資産を提供し、生涯学習の実現に取り組んでいる。【資料 A-1-26】

② 世田谷区シニアスクール講演会への講師派遣

例年、教育施設の開放とあわせて年間 8 回（7 学部及び 1 附置研究所）ほど講演会講師を派遣し、本学の知的資産を提供しているが、コロナ禍で中止となったため、世田谷区シニアスクールから講演の要望があった講座をせたがや e カレッジで公開した。【資料 A-1-27】

③ 公開講座の実施

例年、一般の方を対象に春期・秋期の 2 期制で約 50 講座を開講し、本学の知的資産や教育研究機能を社会に還元しているが、コロナ禍で対面の講座は中止となり、オンライン講座を開講した。【資料 A-1-28】

学部・研究科による教育研究成果の社会への還元

政経学部では、地域社会との連携による社会貢献の取組みとして、政経学会と埼玉県八潮市の共催イベント「社会連携プレゼンテーション大会」を毎年開催し、その詳細を政経学部ホームページ上で報告している。【資料 A-1-29】

体育学部では、町田市教育委員会の要請を受け、こどもスポーツ教育学科の学生が、各種行事や授業支援に協力をしているほか、東京マラソンに関して、第 1 回よりスポーツ医科学科の学生及び卒業生や教員などで構成される、モバイル AED 隊を駆使したマラソン救護に協力し安全な大会運営に寄与している。さらに、大学の施設開放による社会貢献として、生涯学習センターの各種スポーツ教室に活動場所を提供したり、陸上競技場は公式の記録会開催場所として提供している。【資料 A-1-30】【資料 A-1-31】

経営学部では、学生による社会貢献として、専門ゼミナールにおいて「FT アントレゼミ」が行っている「せたまち研究会（世田谷まちなか研究会）」がある。この研究会は平成 24(2012)年に発足し世田谷区内の 8 大学 9 ゼミナールが集まり、それぞれの大学の関連す

るゼミにおいて行っている研究であり、商店街や地域産業等の活性化を目指した研究及びその成果発表等がなされている。これら研究及び成果発表については、世田谷区の商店街の理事長をはじめ、地域に根付いている方々へのインタビューを実施し、成果発表会の場において地域活性化に資する研究成果をフィードバックしている。また、平成 27(2015)年より、地域に密着した活動として若林中央商店会と FT アントレゼミがコラボして物産展を定期的で開催している（令和 2(2020)年及び令和 3(2021)年は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止）。令和 3(2021)年には、世田谷区観光物産株式会社の協力を得て、区内洋菓子店の焼き菓子のパッケージデザインを担当した。【資料 A-1-32】

政治学研究科では、地方自治体との社会連携の一環として、本学と包括支援協定を結んでいる埼玉県八潮市・埼玉県及び千葉県鎌ヶ谷市の将来を担っていく若手職員を中心として、人口減少に伴う地方自治システムの変化にどのように対応していくべきかを検討する研究交流会を 2～3 か月に 1 回の頻度で開催し、2 年間をかけて研究報告書になるよう相互の研究交流を進めている。【資料 A-1-33】

法学研究科では、シンポジウムの開催にあたり、地域住民等が参加できるように「公開参加無料」として、ホームページにて広報した上で、国際交流、地域交流及び教育研究成果の社会還元留意している。具体的には、①米国ロースクール副学長の講演、②東京税理士会世田谷支部税理士のパネリスト依頼や税知識等普及事業の支援としての世田谷税務署長の講演、③社会で活躍する修了生による OB 会での研究会などを実施している。【資料 A-1-34】

イラク古代文化研究所は、町田キャンパスに鶴川図書館と研究室が、また梅ヶ丘キャンパスに資料展示室と恒温恒湿室があり、これらの活用によって社会貢献を果たしている。同研究所図書館内の蔵書は国内でも有数の西アジア関係の書物が揃っている機関としても有名であり、図書館及び研究所を通じた問い合わせなどに対しては、メディア、一般に対して常に応じている。さらに、梅ヶ丘の展示室では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中断があるものの、通常は、講演会、企画展、ミニ講座等を開催し、地域社会に貢献している。また、『ラーフィダーン』は西アジア考古学界で唯一日本国内から発信されている欧文を中心とした雑誌であり、国際的にも認知されている。常に外国の著名な研究者も投稿しており、それを世界の機関に配布することで、国際的にも社会的にも貢献している。ヨルダン、イラクなど、関係機関との交流も深く、イラク考古遺産庁から預かっていたアッタール織物を展示できる形に整え、イラク大使館を通じて、イラク文化庁への返還も実施した。

防災・救急救助総合研究所による研究成果の社会への還元

本学は地域防災拠点として、災害が発生した際には大学と近隣自治体（警察・消防・区役所や市役所）や町内会等、さらには近隣の企業とが協力して復興・復旧活動にあたることに加え、平時より合同で訓練を実施している。令和 2(2020)年以降、新型コロナウイルスの感染拡大により実地訓練は行えていないが、オンラインを利用した地域住民向けの防災教育、行政職員に対し災害時に避難所運営に関わる訓練などを感染対策下で実施した。詳細な活動は以下のとおりである。

① 本法人と世田谷区と社会福祉法人世田谷ボランティア協会との三者間で締結した「災

害時における協力等に関する協定書」に基づき、災害における拠点として施設を開放し、避難者の支援、支援物資の受入と災害ボランティア活動を三者で実施している。

【資料 A-1-35】

- ② 本法人が町田市社会福祉法人施設等連絡会と締結した「震災発生時の活動支援に関する覚書」に基づき、災害時に災害支援サポーターとして施設利用者の救護活動や搬送支援、避難所運営等を協力することとしている。
- ③ 若林町会・世田谷警察・世田谷消防署・日本赤十字社・小田急シティバス株式会社・世田谷信用金庫等と連携し、世田谷地域連携防災訓練を実施している。
- ④ 小学校・中学校・高等学校それぞれの児童・生徒、地域住民や民間企業の社員に対して、防災・減災教育や応急手当等の講習会を令和元(2019)年度は 115 件、新型コロナウイルス感染拡大を受けた令和 2(2020)年度は 32 件（主にオンライン）、令和 3(2021)年度は 12 月末までに 44 件実施している。【資料 A-1-36】
- ⑤ 東京マラソンをはじめ、各地で開催されている市民マラソン、トレイルマラソン、少年サッカー大会、興行イベント等、主催者からの依頼を受け救護活動を年間約 60 件実施している。【資料 A-1-37】

以上のような取組みに加え、防災・救急救助総合研究所における教育研究成果を知識、技術等の形で社会に還元するため、刊行物や映像をホームページに掲載している。【資料 A-1-38】

ウエルネス・リサーチセンターによる研究成果の社会への還元

ウエルネス・リサーチセンターでは、多摩市からの委託を受け、超高齢化社会に直面している多摩市の高齢者対策の一助として、フレイル予防事業の実施とその分析・検証を行い、健康体力づくり、維持・管理等を行っている。令和 3(2021)年度多摩市内のコミュニティーセンターや自治会館、公園など 30 カ所で、多摩医師会、多摩歯科医師会、地域包括支援センターと連携して、市内 65 歳以上の高齢者 300 人以上を対象に実施している。【資料 A-1-39】

また、世田谷区教育委員会・多摩市教育委員会等との共催で、子どもたちの自然体験教室・野外活動等も行っている。多摩市内の小学校と連携し、学校内での宿泊活動行事として 2 泊 3 日の自然学校（避難所生活体験含む）を開催している。本学学生ボランティアや卒業生がスタッフとして指導を行った。【資料 A-1-40】

平成 19(2007)年より継続している多摩市教育委員会受託事業「大谷戸プレーパーク TAMA」は、毎月第 2・第 4 土曜日に地域の子どものとその保護者を対象に開催したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、毎月第 2 土曜日の 1 回のみ開催している。毎回 50 名程度の参加者らに対し、資格を有するスタッフ及び学生ボランティア 2 名以上を配置し指導・支援を行っており、例年 1,000 名を超える多摩市民が参加している。【資料 A-1-41】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携・社会貢献に全学的に取り組む組織の始動に向けて着実に準備を進める。組織始動後は、幅広く地域・社会に発信して連携・強化を図っていくとともに、必要に応じて体制の拡充を進める。

【基準 A の自己評価】

本学は建学の精神と使命・目的に沿って教育・研究成果を活かし地域・社会貢献活動を推進している。高等教育機関としての社会的責務を果たし「地の拠点」として地域の期待に応えるべく、教職員・学生による地域・社会貢献、本学の教育研究施設を活用した地域・社会貢献、学部・研究科・附置研究所等による教育研究成果の社会への還元など、様々な活動を積極的に行っている。特に防災活動を通じた地域貢献に力を入れており、災害発生時に本学が防災拠点大学として地域と連携して災害に対応できるよう地域との協定締結や防災訓練等の取組みを行っている。また、社会連携・社会貢献に一層取組むための組織整備に向けた検討にも着手しており、今後の取組や活動の拡充にも期待できる。

以上のとおり、本学では社会連携・社会貢献活動と教育研究成果の社会への還元を適切に行っており、基準 A を満たしていると自己評価する。

基準 B. 国際交流

B-1 グローバル化の推進と国際交流

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

B-1-③ 学生の留学支援に対する取組み

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

教育・研究のグローバル化に対応するため、本法人及び本学の国際交流に係わる基本方針を策定し、その実施に関する総合調整を行う国際交流政策会議（以下「政策会議」という。）を設置している。【資料 B-1-1】

政策会議では、平成 19(2007)年 7 月に本学の国際戦略としての国際ビジョンを検討することを目的として、「国際ビジョンワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループでは、6 回の審議を行い、平成 20(2008)年 3 月に「国士舘大学の国際化に対するビジョンについて（答申）」を政策会議に答申している。さらに、答申後には政策会議の委員により同ビジョンの検討を引き続き行った。【資料 B-1-2】

平成 21(2009)年 1 月には国際ビジョン検討会が「国士舘大学国際ビジョン（案）～創立 100 周年に向けて～」を作成し、「①グローバル化に向けた国際連携教育 ②ダイナミックな国際研究交流 ③地域に拓かれた国際交流の拠点作り」について提案した。同年 7 月に開催した政策会議では答申された国際ビジョン（案）を実現するための各目標について計画を立案し、実現可能な計画を政策会議で審議することとした。【資料 B-1-3】

以上の国際交流に係わる基本方針が、政策会議の中で共有された。

さらに、令和元(2019)年 9 月、学長から「全学的な国際交流方針の策定について」について依頼があり、国際交流委員を通じて学部・研究科・附置研究所の回答を取りまとめ、「全学的な国際交流方針の策定について(回答)」として、令和 2(2020)年 1 月 11 日に回答した。回答内容としては、「1.国際化と国際交流推進に係る基本方針」「2.外国人留学生の受入れ・支援に係る基本方針」「3.本学学生の海外留学・支援に係る基本方針」「4.交換留学・海外研修広報強化策」「5.協定交流活性化及び協定校増加策」「6.地域交流会の活性化策」の 6 項目について、基本方針が記されている。【資料 B-1-4】

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

大学のグローバル化の推進への対応として、本法人及び本学の国際交流に係わる基本方針を策定し、その実施における総合調整を行う政策会議を設置しており、学長を議長とし、法人と教学の役職者や各学部長等を委員として構成している。

政策会議では、本学の国際化と国際交流の推進に係る基本方針、外国人留学生の受入れ・

支援に係る基本方針、本学学生の海外留学・支援に係る基本方針の策定とそれらの運用に関する事項を審議している。

政策会議が策定した基本方針に基づき、本学の教育研究における国際交流、外国人留学生受入れ及び支援並びに本学学生等の海外留学支援を推進するため国際交流センターを設置し、事務組織として国際交流課を置いている。また、国際交流センターの業務を円滑に遂行するため、各学部等から選出された委員で構成する国際交流委員会を置き、国際交流センターが行う恒常的な業務（国外の大学等との交流・外国人留学生支援・本学教職員及び学生の海外留学支援・国際交流に関わる連絡調整・留学生支援に関わる連絡調整・海外事務所の運営など）について審議している。【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】

国際交流に係わる基本的方針やその実施における調整事項は、政策会議の構成員である学部長等や国際交流委員会の構成員である各学部等の委員により教授会等で共有し、学部・研究科等が協力して全学的に実施する体制を構築している。

外国人留学生の受入れ

外国人留学生の受入れは、21世紀アジア学部を中心にそれぞれの学部・研究科で行っており、大学全体として約600人の外国人留学生を受け入れている。【資料 B-1-7】

スポーツ医科学科を除くすべての学部・学科で令和4(2022)年度の外国人留学生選抜出願資格を定めており、該当する者をⅠ期及びⅡ期の選抜試験で面接や口頭試問、小論文等によって選抜している。また、21世紀アジア学部では日本国外在住外国人留学生選抜試験及び協定校である大連外国語大学と上海対外経貿大学にて日本国外在住外国人留学生協定編入学選抜試験を実施している。【資料 B-1-8】【資料 B-1-9】【資料 B-1-10】

大学院では、すべての研究科(修士課程及び博士課程)において令和4(2022)年度春期の入学試験で、そしてグローバルアジア研究科では秋期の入学試験でも出願資格を定めており、該当する者をⅠ期及びⅡ期、Ⅲ期(経営学・工学・人文科学を除く)の入学試験で専門科目や面接・口述試験・小論文等により選考している。全ての試験区分で受験できるが、出願書類として在留状況調査票を提出することとしている。【資料 B-1-11】

日本語教育科目等の配当

学則第44条に外国で教育を受けた学生に対する履修の特例を規定し、必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができることとしている。【資料 B-1-12】

外国人留学生の受入数が多い21世紀アジア学部では、外国語科目に「基礎日本語」「実用日本語」「応用日本語」を開設し、外国人留学生には「基礎日本語」「実用日本語」を必修としている。また、「海外語学研修」の代替科目として「日本研修」を開設している。【資料 B-1-13】

21世紀アジア学部を除く全学部で、「アカデミック日本語」「ビジネス日本語」「日本語スキルアップ」を配当し、それぞれの日本語能力に合わせた履修ができるよう配慮している。また、総合教育科目に「日本事情」を配当し、日本の歴史、日本の現代文化、近代日本の歩み、日本の国際化、自然環境及び地方地誌を学べるようにしている。【資料 B-1-14】

大学院においては、政治学研究科と経済学研究科の修士課程に特修科目として「文献講

読（日本語）」、政治学研究科博士課程に特修科目として「文献研究（日本語）」を配置、グローバルアジア研究科では 21 世紀アジア学部で開設している日本語科目を学べるようにしている。【資料 B-1-15】【資料 B-1-16】

外国人留学生に対するサポート体制

国際交流課に現在（5 月 1 日）、専任職員 8 人、派遣職員 2 人、計 10 人の職員を配置しており、世田谷キャンパスに通学する外国人留学生のために 7 人、町田キャンパスと多摩キャンパスに通学する外国人留学生のために町田キャンパスに 3 人の職員を配置している。国際交流課職員は各学部教員、大学院課、教務課及び各学部事務課職員と連携して、外国人留学生の修学及び生活のサポートに当たっている。

外国人留学生の生活サポートとして在留資格・奨学金・イベント参加支援・宿舍の支援・留学生会の支援を行っている。在留資格・奨学金等の重要事項については春期授業開始前にオリエンテーションを行い、法令・文化・マナーの違い等に関する啓発を行っている。また、毎年外国人留学生に必要な情報をまとめた「留学生手帳」を作成し、外国人留学生全員に配付している。【資料 B-1-17】

外国人留学生の経済的サポートとして、経済的困窮者で学業・人格ともに優秀な外国人留学生に対する独自の奨学生規程を定め、支援している。【資料 B-1-18】

また、外国人留学生が留学目的を達成することができるように、所属学部又は研究科と連携し在留資格に相違ない修学条件を遵守するよう注意喚起を行っている。

外国人留学生に対する就職支援として、国際交流センターが実施するオリエンテーションにおいて、日本での就職活動の方法やビジネスマナー等のアドバイス、日本企業の雇用条件、在留資格審査、外国人留学生の採用状況等についての解説を行っている。また、日本での就職を希望する外国人留学生に対し、外国人雇用サービスセンタージョブサポーターの協力を得て、日本での就職活動のポイントや卒業後の在留資格等について解説を行う講座及び個別面談を実施している。また、卒業が迫った 4 年次末には、進路届未提出者や進路未確定者に対して面談を行い、就職活動状況を把握した上で、未内定者には求人斡旋を行っている。【資料 B-1-19】【資料 B-1-20】

政治学研究科においては、TA 制度やイスラム教徒のためのお祈りスペースを設けるなど、外国人留学生のための環境整備を行っている。

なお、外国人留学生の学生生活の状況を把握するために 4 年ごとに「留学生実態調査」を実施し、調査結果を報告書にまとめて関係部局に配付し、外国人留学生を指導する上で資料としている。また、国際交流委員会において「留学生実態調査」の結果報告を行い、更なる支援の充実にフィードバックしている。【資料 B-1-21】

B-1-③ 学生の留学支援に対する取組み

海外に積極的に目を向ける学生の「学ぶ意欲」に応えるため、海外協定校・研修校を活用した柔軟な留学制度を設けている。本学における留学制度は「国士舘大学留学規程」「国士舘大学留学規程施行細則」に定めており、交換留学・認定留学・短期留学（海外研修）の 3 種類の制度のほか、休学による留学がある。【資料 B-1-22】【資料 B-1-23】

交換留学制度

本学の交換留学制度は、「国士舘大学留学規程」「国士舘大学留学規程施行細則」「国士舘大学交換留学生受入れ規程」の定めにより、本学と海外協定校との間で調印している「交換留学協定」に基づいて全学部同様に実施している。令和3(2021)年5月1日現在の「交換留学協定」締結校は、中国や台湾、韓国をはじめ、モンゴル、ベトナム、インドネシア、ドイツ、ミャンマー、ロシア、ブルガリア、タイ、アメリカ、フィリピン、ハンガリー、キルギス、カザフスタンの海外33大学であり、本学学生を交換留学生として1年間外国留学へ派遣すると同時に、外国の大学等から本学への交換留学生を受入れている。実績として、令和元(2019)年度の受入れ人数は19人、派遣人数は15人であった。【資料 B-1-24】

認定留学制度

本学に在籍しながら当該学生が希望する海外教育機関（交換留学先大学以外でも可）に留学する制度であり、期間は原則として1年間であるが学生からの願い出により教育研究上特に有益と判断された場合、修業年数への算入はできないが所定の手続きを経て1年を限度として延長することが可能となっている。留学先大学において取得した単位は、学部生は60単位を、大学院生は10単位を上限として所定の審議を経て認定される。なお、認定留学は留学先大学から入学許可を受けた学生が対象となり、教授会等の承認を得る必要がある。学費については留学先大学及び本学ともに全額自己負担となるが、認定留学期間は卒業に必要な在学期間に算入されるため、定められた修学年数で卒業することが可能となっている。【資料 B-1-25】

短期留学（海外研修）制度

夏季又は春季休暇中にカナダ・アメリカ（ニューヨーク・カリフォルニア）・オーストラリア・中国・韓国で短期留学（海外研修）を約1か月実施している。研修先での成績については、海外研修校からの成績通知に基づき「海外演習（英語・中国語・韓国語）」として2単位を認定し、卒業要件単位に算入している。ただし、オーストラリア及びアメリカ（カリフォルニア）研修は秋期授業休止期間中に実施されるため、卒業直前となる4年次に参加した場合には、卒業要件の単位としては認定されない。【資料 B-1-26】【資料 B-1-27】

21世紀アジア学部では「海外研修」を必修としており、夏休みや春休みに履修した言語が使われている国での約1か月の研修を、短期の海外留学として学生全員が経験する制度を設けている。

コロナ禍において過去2年間は渡航による夏季及び春季プログラムを実施できずにいたが、令和3(2021)年度の夏季及び春季プログラムより、協定校が提供するオンラインコースへの手続きを行い、夏季プログラム52人が受講した。なお、春季プログラムには30人が受講することとなっている。【資料 B-1-28】【資料 B-1-29】

休学による留学

上記以外の方法で留学をする場合は、「休学願」を提出し学長に許可を得て留学する必要があり、留学先大学については当該学生が希望する海外教育機関とし、留学期間については学則第18条及び「学籍管理規程」第7条に基づく休学可能期間とし、原則として留学

先で修得した単位は本学では認められない。また、学費に関しては「国士舘大学納入金規程」第6条に基づき年間休学2万円又は半期休学2万円となっている。休学による留学の期間は卒業に必要な在学期間に算入されない。【資料 B-1-30】【資料 B-1-31】【資料 B-1-32】

なお、各留学制度を学生に周知するために、留学の促進のためにホームページや毎年作成する「海外留学ガイドブック」を活用している。また、プログラム別の留学説明会（ガイダンス）を世田谷・町田・多摩の3キャンパスで実施し、本学の留学制度と実施状況を説明している。令和元(2019)年度は年間計18回行い、延べ271人の学生が参加し、交換留学97人、海外研修174人が留学した。

海外留学する学生へのサポート

留学に際しては、安全かつ安心な海外生活を送ることができるよう国際交流センターによるサポートを行っている。留学前には特に危機管理についての啓発を行い、外務省海外渡航登録サービスへの登録の徹底、テロなどの不測の事態からホームシックや派遣地域特有の疾病に関するオリエンテーションまで、きめ細かに指導を行っている。さらに、外務省海外安全ページにおいて危険レベル1以上に指定されている地域への学生派遣については、理事長を議長とする「総合安全会議」での承認を経て派遣を決定している。留学中の学生に事件・事故等の対処が必要な事案が発生した場合に備え、協定校その他関連する部門と連携して対応できる体制を整えている。【資料 B-1-33】

交換留学では派遣先大学への留学申請手続き支援に加え、出発前オリエンテーションでビザ申請、保険等の手続き支援を行っている。留学期間中は毎月10日頃までに留学状況（学習、生活、健康状態等）を国際交流センターにEメールで報告することにしており、学生の留学状況の把握に努め、必要に応じて相談や指導を行っている。また、3か月ごとに学習状況報告書を提出させて学習面における状況を確認し、必要に応じて相談や指導を行っている。留学終了時には留学修了届を提出させ、帰国後は成果報告と情報共有のため交換留学（派遣）報告書の提出を義務付けている。【資料 B-1-34】【資料 B-1-35】【資料 B-1-36】

短期留学（海外研修）では出発までに2回のオリエンテーションを実施し、留学期間における危機管理や留学に伴うビザ等の手続きを支援している。また、それぞれの短期留学（海外研修）には職員等が7日間程度同行し、学生が留学先でスムーズに留学生活を開始できるよう支援している。帰国後には帰国後報告会を開催して研修期間の振り返りを行っている。

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

学術交流協定の締結

本学では海外の教育・研究機関との人材交流、研究交流を発展させるために、世界各国の大学等と学術交流協定を締結している。学術交流協定の種別は大学間協定（包括協定）及び特定部局による部局間協定に大別され、さらに、交換留学協定等の個別協定を結ぶ構造となっている。令和3(2021)年5月1日現在では、世界23か国1地域51大学3研究機関と学術交流協定を結んでいる。大学間協定は44校、部局間協定は7校（海外研修実施に関する協定のみを含む）、交換留学協定は33校と締結しており、学生・教員の相

互交流・研究を行っている。【資料 B-1-37】

協定に基づく交流

学術交流協定に基づき、令和元(2019)年度は交換留学生を 19 人受け入れ、交換留学生を 15 人、海外研修（短期留学）参加学生 76 人を派遣した。また、中国の大連外国語大学及びキルギス国立ビシュケク人文大学と協定を結んでおり、それぞれにサテライトキャンパスを置いている。【資料 B-1-38】【資料 B-1-39】

「国土舘大学国際大学交流セミナーに関する内規」に基づき、毎年「国土舘大学国際大学交流セミナー」を募集している。本学と学術交流協定を締結している海外協定校との交流を推進するため実施される本セミナーは、派遣（本学学生及び教員を、海外の協定校へ派遣（本学学生及び教員を、海外の協定校へ派遣して実施する）及び受入れ（協定校の学生及び教員を、本学へ招き実施する）に区分され令和元(2019)年度には台湾、タイにおいて 2 件の協同プログラムを実施した。【資料 B-1-40】【資料 B-1-41】

21 世紀アジア学部では、2 年半留学のグローバルビジネスプログラムから 1 年留学のグローバルスタディプログラムに変更するため、中国の大連外国語大学と協定を締結できるよう準備を進めている。また、中国の大連外国語大学や上海対外経貿大学と編入学に関する協定を結び、3 年次に編入学する学生を受け入れ、大学院も視野に入れた勉強ができるようにしている。【資料 B-1-42】【資料 B-1-43】

文学部では、海外の協定校等の教員とも研究上の交流を積極的に行っており、考古・日本史学コースでは、令和元(2019)年 5 月 19 日から 6 月 9 日にかけて、ヘルシンキ大学のカティ・ミッコラ(Kati Mikkola)博士を訪問研究員として受け入れた。同博士は、同コース所属の受け入れ教員とともにフィンランドの近代化と民族意識の形成に関する共同研究を行い、その一環として、「近代化」をテーマに日本とフィンランドとの比較をテーマに本学で開催された訪問研究員セミナーにおいて、本学教員とともに研究発表を行った。【資料 B-1-44】

グローバルアジア研究科は中国の大連外国語大学とキルギス国立ビシュケク人文大学と協約等を結んでおり、それぞれにサテライトキャンパスを置いて交流を実施している。

海外協定校以外との国際交流

体育学部武道学科の 3 年次に「地域武道実習」及び「海外武道実習」を開講している。「地域武道実習」は、実習期間を 7 日間とし、専門的武道指導者としての資質向上を図ることを目的として、各地域の武道施設において地域住民との交流を促進し、実際の指導と指導方法及び組織運営を学び、武道における社会活動を体験するカリキュラムを実施している。「海外武道実習」では、武道による国際交流を目標に、世界各地で日本武道の受け入れ方・普及の仕方等を体験し、国際感覚を醸成し、国際的に活躍できる武道指導者を養成するカリキュラムである。7 日間の実習期間を通じ、フランス、ハンガリー、アメリカの 3 か国に赴き、現地で実習を実施している。【資料 B-1-45】

21 世紀アジア学部では海外でのインターンシップを行った場合にそれを単位として認める「インターンシップ」を開設している。【資料 B-1-46】

防災・救急救助総合研究所では、エジプトー日本教育パートナーシップの一環として実

施されている人材育成事業（病院前救急医療部門）における研修を4カ年計画で平成30(2018)年度より実施している。初年度である平成30(2018)年度はエジプト人医師10名、平成31(2019)年度は地区の指導的立場にある救急隊員10名が来日し、8週間の研修を実施した。自国で病院前救急医療システムを充実させ、救急救命士を養成できるようなプログラムを提供している。令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を延期している。【資料 B-1-47】【資料 B-1-48】

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

国際交流センター主催で年1回（令和元(2019)実施。令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はコロナ禍により中止）程度、「ゲストハウス」の近隣住民を招き「地域交流会」を行っている。

「ゲストハウス」は世田谷キャンパスの近辺に所在し、受入れ交換留学生、大学院私費留学生及び短期滞在研究者の居所となっている。「地域交流会」では、受入れ交換留学生が中心となり出身国の紹介や自国料理を振る舞うなど、地域住民が異文化を知る貴重な機会になるとともに、受入れ交換留学生にとっても、近隣住民等の日本人と交流する貴重な機会となっている。

外国人留学生が地域の小学校や中学校で自国のことを紹介し、生徒と交流する「国際理解教育プログラム」（令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はコロナ禍により中止）を、自治体との協力に基づき行っている。東京都世田谷区と町田市、神奈川県川崎市の公立学校からの要請を受け、外国人留学生を講師として派遣し、出身国の文化や言語、価値観などを紹介する授業を行うことで、児童・生徒に文化の違いや共通点を理解させ、異文化理解の一助となる機会を提供している。

また、国士舘中学校が平成28(2016)年度から週2回、放課後に開いている「英語村」に関連して、国際交流センターを通して応募した外国人留学生がスタッフとなり、英語での中学生との会話、予習・復習や課題・宿題の指導、イベントへの参加等を行い、「英語村」の運営を支援している（令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はコロナ禍により中止）。

平成31(2019)年1月より、世田谷区大学連携プロジェクトとして、(1)せたがや国際交流ラウンジ、(2)せたがやの魅力再発見ツアー、(3)Pick up Setagaya、などの取組みに協力をしている。

なお、令和3(2021)年7月に、世田谷6大学コンソーシアム国際交流担当者会議メンバー（国士舘大学・駒沢大学・昭和女子大学・成城大学・東京農業大学・東京都市大学）・世田谷区国際課・世田谷文化財団国際事業部との間で、コロナワクチン接種、来日している留学生支援、交換留学の派遣・受入れ、危機管理等に関するオンラインでの情報交換や交流を行い、世田谷区及び世田谷6大学の国際交流担当部署との連携をさらに強化した。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

従来取り組んできた国際交流の活動は、コロナ禍により多くが中止や延期を強いられた。その中でも、オンラインを活用した交流や、コロナ終息後を見据えた活動に関する情報共有などを継続している。人的交流再開の見通しは立てにくいことから、オンラインを活用した取組の可能性を探る必要がある。この点については、本学から海外協定校に向けてコ

コンテンツを発信する計画が進行しており、早期の実施を予定している。

これらオンラインによるプログラムまたはコンテンツの活用は、コロナ終息後においても有益となりうるため、渡航によるプログラムと合わせた活用方法を検討し、多様な学びの機会を学生へ提供できるようなプログラム提供に向けた準備を進める。

一方、留学等の人的交流の重要性や、留学生等と地域との交流の意義は薄れることがない。コロナ終息後に、従来にも増した活動を再開できるよう、協定校との交流を図りつつ、学生の留学促進に向けた一層の取組みや広報を強化する。

【基準 B の自己評価】

教育・研究のグローバル化に対応するため国際交流政策会議を設置し国際交流に係わる全学的な基本的方針の策定及び実施における総合調整を行っている。

大学のグローバル化推進の体制として国際交流センター等を置き、国外の大学等との交流、外国人留学生の受入れ及び支援、学生の海外留学支援などに対応している。大学全体で約 600 人の外国人留学生を受入れており、受入れに当たっては入学試験出願資格を定め適切に入学試験を実施している。外国人留学生への学修面での配慮として日本語教育科目等を配当し履修させており、生活面への支援は国際交流センター職員が中心となって情報提供・相談業務を行っている。経済的支援として外国人留学生奨学生制度を設け、就職支援として外国人留学生就職対策講座等を実施している。

留学を希望する学生には海外協定校を活用した留学制度を設けており、交換留学制度・認定留学制度・短期留学（海外研修）制度のほか、休学による留学を可能としている。また、留学促進のためにガイドブック作成や留学説明会を行い、留学に際しては安全かつ安心な海外生活を送ることができるよう適切なサポートを行っている。

海外の教育・研究機関との人材交流、研究交流を発展させるために世界 23 か国 1 地域 51 大学 3 研究機関と学術交流協定を締結しており、学生・教員の相互交流・研究を行っている。また、海外協定校以外との交流についても、海外実習科目や海外インターンシップ、学術交流、国際ワークショップなど様々な形で実施している。

そのほか、コロナ禍で中断している活動があるものの、通常であれば、「地域交流会」や「国際理解教育プログラム」、国士舘中学校での「英語村」運営の支援などを行い、地域や社会のグローバル化へ貢献している。

以上のとおり、本学ではグローバル化の推進と国際交流を適切に行っており、基準 B を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

1. 防災教育

学生に対する防災教育

- (1) 毎年4月、全新生(約3,200人)を対象に「防災総合基礎教育」を実施し、災害に対処するための知識の習得、応急手当の方法、搬送方法、初期消火、BLS(一次救命処置)、感染防止、本学が配布する災害対応マニュアルの解説等をオンラインと対面教育で指導している。
- (2) 「防災リーダー養成論」の授業では様々な災害に関わる専門家による授業を開講しており、令和元(2019)年度は821名、令和2(2020)年度は956名、令和3(2021)年度は929名が履修した(令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はオンラインで実施)。
- (3) 「防災リーダー養成論実習」では日本赤十字社、警察、消防、地域住民と連携して防災訓練を実施するほか、搬送・トリアージ訓練、防災資器材の使用訓練などを行っている。令和2(2020)年度以降はオンラインを併用しながら実施している。
- (4) 平成29(2017)年度から「防災リーダー養成論」と「防災リーダー養成論実習」の単位取得学生で希望する者には、防災士直前対策講座を開講し、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する「防災士」の受験機会を提供している。

教職員に対する防災教育

本学は災害に強い防災拠点大学として整備強化を図るため、教職員を対象に避難所運営ゲーム(HUG)を用いた机上訓練を実施している。

小・中・高等学校に対する防災教育と活動支援

- (1) 都立永山高校、千歳丘高校、町田高校が実施する宿泊を伴う防災訓練に協力するほか世田谷区、多摩市、稲城市等の小・中学校での防災訓練にも協力している。主な内容は災害や防災に関わる講義、初期消火、応急手当、搬送法、BLS等の指導である。
- (2) 多摩市教育委員会からの要望で小中学校が実施する宿泊を伴う修学旅行、スキー教室等にも研究所の救急救命士が付添支援をしている。

地域住民に対する防災教育と活動支援

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等の自治会を中心とした地域住民に対する救急・防災教育にも協力しており、実際に避難所生活を経験してみる避難所運営訓練も行っている。

防災士について

平成29(2017)年度から、「防災リーダー養成論」及び「防災リーダー養成論実習」の単位を取得、直前対策講座を受講した学生に対し、日本防災士機構が発行する防災士の受験資格が得られるようになった。令和3(2021)年12月16日時点で782名が合格している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条（組織）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）第 2 項に定めている。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則 25 条（学長）、第 26 条（副学長）、第 28 条（教員）第 1 項に（教授、准教授、講師）、同第 2 項に（助教）、第 29 条（職員）で（事務職員、技術職員）について定めている。また、国士舘大学学長に関する規程第 2 条（学長の職務）、国士舘大学副学長規程第 2 条（職務）国士舘大学学部規程第 2 条（学長の職務）では、それぞれの職務について定めている。助手については、国士舘大学助手規程に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 30 条（教授会の構成）及び第 33 条（教授会の検討事項）に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位）及び大学院学則第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	国士舘自己点検・評価委員会規程第 6 条（自己点検・評価結果の報告等）により、3 年に 1 度自己点検・評価を行うことを定めている。認証評価機関による認証評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構で法令に基づき、平成 22 年度に第 1 回、平成 28 年度に第 2 回を受審している。	6-2
第 113 条	○	ホームページに「国士舘の情報公開」のページを設け、教育情報や教員の研究情報等を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 29 条（職員）に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 4 号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	一、修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項につ	3-1

		<p>いて、学則第 5 条（学年）、第 6 条（学期）、第 7 条（休業日）、第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。</p> <p>二、部科及び課程の組織に関する事項について、学則第 2 条（組織）に定めている。</p> <p>三、教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第 6 条（学期）、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。</p> <p>四、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、学則第 42 条（履修要領）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）に定めている。</p> <p>五、収容定員及び職員組織に関する事項について、学則第 4 条（学生定員）、第 29 条（職員）に定めている。</p> <p>六、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、学則第 8 条（入学時期）、第 9 条（入学資格）、第 10 条（選考の方法）、第 11 条（編入学、転入学）、第 12 条（入学手続）、第 13 条（保証人）、第 14 条（他大学への入学等）、第 18 条（休学及び復学）、第 19 条（退学及び再入学）、第 52 条（卒業）に定めている。</p> <p>七、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、学則第 21 条（入学検定料）、第 22 条（納入金）、第 23 条（納入金の改定）、第 24 条（入学検定料及び入学金等の返還）に定めている。</p> <p>八、賞罰に関する事項について、学則第 72 条（表彰）、第 73 条（懲戒）に定めている。</p> <p>九、寄宿舎に関する事項については、学則第 75 条（学生寮）に定めている。</p>	3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 73 条（懲戒）及び大学院学則第 69 条（懲戒）に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校に備えなければならない表簿については、関係部局で厳正に管理している。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	学則第 59 条（科目等履修生の在学年限）に定めている。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 3 号～第 8 号に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1

第 162 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条（学年）、第 6 条（学期）、第 8 条（入学時期）、第 52 条（卒業）第 2 項に定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学部及び研究科毎にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	国士館自己点検・評価規程により、3 年ごとに自己点検・評価を行い、その結果を公表することとしている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的や三つの方針をはじめ、教育研究活動等の状況についてホームページに掲載し学外へ周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 53 条（学位）に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 4 号に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに、絶えずその水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 10 条（選考の方法）に定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	各種会議体の委員に教員のみならず事務職員を委員とし、連携及び教職協働を組織的に行っている。	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条（組織）により、各学部等の教育研究上の目的を達成するため、大学設置基準に則り、適切に教員を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条（組織）により、学部に学科を設けている。	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基礎組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2

第7条	○	教育研究上の目的を達成するため、学則第2章(第4節 教職員組織)及び(第5節 教授会、学部長会及び委員会)において、教員組織の編制等について定め、適切に教員を配置している。また、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮しつつ、採用を行っている。	3-2 4-2
第10条	○	教育上主要と認める授業科目(必修科目)については、原則として教授、准教授が担当をしている。ただし、少人数クラス制を設けている演習科目や実技科目については、講師又は助教が担当することもある。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務家教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成について責任を担うよう大学として努めている。	3-2
第11条	—	該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	国土館大学教員任用規則第3条(資格)第1項に、「専任教員は、他に本務を持たないで、大学の教育研究に専念できる者とする。」と規定し、詳細については、国土館大学教員規則に定めている。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員及び教授の数は、大学設置基準に基づき、適正に確保している。	3-2 4-2
第13条の2	○	国土館大学学長に関する規則第5条(学長候補者の資格)に定めている。	4-1
第14条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第2条(教授)に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第3条(准教授)に定めている。	3-2 4-2
第16条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第4条(専任講師)に定められている。	3-2 4-2
第16条の2	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第5条(助教)に定められている。	3-2 4-2
第17条	○	国土館大学助手規程に定めている。	3-2 4-2
第18条	○	学則第4条(学生定員)に定めている。	2-1
第19条	○	カリキュラム・ポリシーを学部・学科・コース・学系毎に定め、これに沿って体系的に教育課程を編成し、学則第40条(教育研究上の目的・授業科目)に授業科目を定めている。	3-2
第20条	○	学則第40条(教育研究上の目的・授業科目)に定めている。	3-2
第21条	○	学則第40条(教育研究上の目的・授業科目)第1項第1号(別表第1)～第7号(別表第7)、第47条(単位の基準)に定めている。	3-1

第 22 条	○	学則第 5 条及び第 6 条（学期）に定めている。	3-2
第 23 条	○	第 6 条（学期）及び第 47 条（単位の基準）に基づき、授業科目ごとの期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	授業科目ごとの学生数は、教育効果を十分にあげられるよう適切に定め、授業の実施にあたっては、適切な規模の教室で実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 47 条（単位の基準）及び第 47 条の 2（多様なマルチメディアによる授業の方法）に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 49 条（成績評価）で評価基準を示し、シラバス及び各学部便覧により、授業計画並びに成績評価方法・基準等を具体的に示している。	3-1
第 25 条の 3	○	国土館大学 FD 委員会規程に基づき、各学部・大学院研究科・附置研究所等から選出された委員で構成する FD 委員会において協議の上、全学的に F D 活動を実施している。また、各学部等選出委員を中心に、各機関において独自で FD 活動も行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を設けていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 48 条（試験）及び学則第 50 条（単位認定及び再履修）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧に履修上限単位数を明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 43 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 43 条の 2（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 51 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 57 条（科目等履修生の入学）、第 58 条（科目等履修生の単位認定）、第 59 条（科目等履修生の在学年限）、第 60 条（科目等履修生の教免申請）、第 61 条（科目等履修生の規定の準用）及び国土館大学科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）第 1 項に修業年限を、学則第 42 条（履修要領）第 1 項に卒業所要単位を別表第 8 のとおり定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	各キャンパスに、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	各キャンパスの敷地内に運動施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 37 条の 3（図書館・情報メディアセンター）及び国土館大	2-5

		学図書館・情報メディアセンター規程に基づき、世田谷、町田、多摩の各キャンパスに図書館を置き、教育研究上必要な図書及び資料を備えている。	
第 39 条	○	体育学部がある町田キャンパス・多摩キャンパスにそれぞれ体育館を、理工学部がある世田谷キャンパスの 7 号館、10 号館及びメイプルセンチュリーホールに実習施設を設けている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部学科の特性や規模に応じて、必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	各キャンパスに、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	事業計画を策定し、当該計画に基づき、教育研究にふさわしい環境の整備及び充実に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科名は教育研究上の目的に沿っており、大学にふさわしい名称として設置している。	1-1
第 41 条	○	国土館事務組織規則に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	国土館事務分掌規程第 15 条（教務部統合学部事務課）第 1 項第 8 号、第 16 条（学生部学生・厚生課）第 1 項第 12 号及び第 19 条（体育学部事務課・21 世紀アジア学部事務課）第 1 項第 8 号に定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリア形成支援センターを各キャンパスに配置し、社会的及び職業的自立を図るための支援体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員人事委員会規程第 5 条（審議事項）第 7 項及び職員研修委員会規程に定めている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5

			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 53 条（学位）及び学位規程第 3 条（学士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 53 条（学位）及び学位規程第 2 条（学位の種類）に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則及び学位規程に定めており、変更が生じた場合は、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人国士館寄附行為第 44 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき策定した「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画—2020-2024—」において、経営基盤の保持と学生・生徒の安定的確保、法人ガバナンスの強化、カリキュラムと教育方法の改革・改善などをアクションプランとして掲げ、法人・教学一体となって実行・推進している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人国士館寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）第 2 項において、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任すると定めている。また、同寄附行為第 20 条（議事録）第 3 項において、利益相反取引に関する承認の決議について、理事それぞれの意思を議事録に記載することを定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人国士館寄附行為第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項及び学校法人国士館情報の公開及び開示に関する規程第 4 条（開示する書類）に定めている。	5-1
第 35 条	○	学校法人国士館寄附行為第 5 条（役員）に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係について、学校法人国士館寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任及び職務）及び第 8 条（役員）の任期）に規定し、遵守している。また、役員がこの法人に対する損害賠償責任について、学校法人国士館寄附行為第 21 条（役員）のこの法人に対する賠償責任）、第 22 条（責任の免除）及び第 23 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3

第 36 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 11 条（理事会）、第 12 条（理事会の招集）、第 13 条（理事会の議長）、第 14 条（理事会の成立）、第 15 条（理事会の議決）に定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）、第 19 条（理事長職務の代理等）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任及び職務）、第 8 条（役員の任期）、第 10 条（役員の解任及び退任）に定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）第 1 項に定めている・	5-2
第 40 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 9 条（役員の補充）に定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 24 条（評議員会）、第 25 条（評議員会の招集）、第 26 条（評議員会の議長）、第 27 条（評議員会の成立）、第 28 条（評議員会の議決）に定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 30 条（諮問事項）、第 31 条（議決事項）に定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 32 条（意見具申等）に定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 33 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人国士舘寄附行為第 21 条（役員がこの法人に対する賠償責任）、第 22 条（責任の免除）及び第 23 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の子第三者に対する損害賠償責任については、私立学校法の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員連帯責任については、私立学校法の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 55 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人国士舘寄附行為第 44 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 46 条（決算及び実績の報告）第 2 項に定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 49 条（役員報酬）及び学校法人国士舘役員等の報酬等に関する規程に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 51 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人国士舘寄附行為第 48 条（情報の公表）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）及び第 10 条（博士課程の入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条（博士課程の入学資格）第 1 項第 6 号に定めている。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を遵守するとともに、絶えずその水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 12 条（選考の方法）に定めている。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と職員との適切な役割分担の下、連携体制を確保し、協働により職務が行われている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）及び第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）及び第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科を定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科内の専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	大学院の教員の多くが学部または附置研究所と兼任していること	1-2

		から、適切に連携が図られている。	
第7条の2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	研究科毎に資格審査に関する内規を定めている。また、文部科学大臣が定める基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第4条（学生定員）に定めている。	2-1
第11条	○	研究科及び課程毎に定められたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成し、大学院学則第33条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）において授業科目を定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第33条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第24条（教員の授業）に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第2条（組織及び専攻）第2項に定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学生便覧、シラバス、大学院学則第46条（修士論文の審査）及び第50条（博士論文の審査）に定めている。	3-1
第14条の3	○	国土舘大学FD委員会規程に基づき、各学部・大学院研究科・附置研究所等から選出された委員によって構成されたFD委員会において協議の上、全学的に実施している。また、各学部等選出委員を中心に、各機関において独自でFD活動も行っている。	3-2 3-3 4-2
第15条	○	大学設置基準を準用し、大学院学則第6条（学期）、第33条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第36条（他の大学院における授業科目の履修）、第36条の2（既修得単位の認定）、第38条（単位の基準）、第44条（単位の認定）、第61条（科目等履修生）に定めている。また、授業期間については大学院便覧に定め、授業を行う学生数については教育効果を十分に上げられるよう適切な数としている。なお、連携開設科目、連携開設科目に係る単位の認定及び長期にわたる教育課程の履修については、該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第33条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第35条（必要最低単位数）及び第40条（修士の学位）に定めている。	3-1
第17条	○	大学院学則第33条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、	3-1

		第 35 条（必要最低単位数）及び第 41 条（博士の学位）に定めている。	
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科において必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科において、教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備については、適切に共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	各キャンパスに、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	学校法人国士館事業計画に基づき、適切に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称については、教育研究上の目的に沿っており、大学院にふさわしい名称として設置している。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	国士館事務組織規則第 3 条（大学の事務組織）第 2 項第 2 号及び国士館事務分掌規程第 15 条（教務部大学院課）に定めている。	4-1 4-3
第 43 条	○	職員研修委員会規程に定めている。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当しない。	6-2 6-3
第2条	—	該当しない。	1-2
第3条	—	該当しない。	3-1
第4条	—	該当しない。	3-2 4-2
第5条	—	該当しない。	3-2 4-2
第6条	—	該当しない。	3-2
第6条の2	—	該当しない。	3-2
第7条	—	該当しない。	2-5
第8条	—	該当しない。	2-2 3-2
第9条	—	該当しない。	2-2 3-2
第10条	—	該当しない。	3-1
第11条	—	該当しない。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当しない。	3-2
第13条	—	該当しない。	3-1
第14条	—	該当しない。	3-1
第15条	—	該当しない。	3-1
第16条	—	該当しない。	3-1
第17条	—	該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当しない。	2-1
第20条	—	該当しない。	2-1

第 21 条	—	該当しない。	3-1
第 22 条	—	該当しない。	3-1
第 23 条	—	該当しない。	3-1
第 24 条	—	該当しない。	3-1
第 25 条	—	該当しない。	3-1
第 26 条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-1
第 28 条	—	該当しない。	3-1
第 29 条	—	該当しない。	3-1
第 30 条	—	該当しない。	3-1
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-2
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	3-1
第 42 条	—	該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第 40 条（修士の学位）及び学位規程第 4 条（修士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第 41 条（博士の学位）及び学位規程第 5 条（博士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 56 条（学位論文の審査の協力）に定めている。	3-1
第 12 条	○	学位規程第 24 条（文部科学大臣への報告）に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当しない。	3-2
第 3 条	—	該当しない。	2-2 3-2

第4条	—	該当しない。	3-2
第5条	—	該当しない。	3-1
第6条	—	該当しない。	3-1
第7条	—	該当しない。	3-1
第9条	—	該当しない。	3-2 4-2
第10条	—	該当しない。	2-5
第11条	—	該当しない。	2-5
第12条	—	該当しない。	2-2 3-2
第13条	—	該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	1	学校法人国土館寄附行為	
	2	学校法人国土館寄附行為施行規則	
【資料 F-2】	大学案内		
	1	国土館要覧 2021	
	2	大学案内（国土館大学 大学案内 2022）	
	3	大学院案内（国土館大学大学院 GuideBook2022）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	1	国土館大学学則	
	2	国土館大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		

【資料 F-4】	1	令和 4 年度（2022 年度）入学者選抜要項	
	2	令和 4 年度（2022 年度）国士舘大学大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧		
	1	2021 年度政経学部便覧	
	2	2021 年度体育学部便覧	
	3	2021 年度理工学部便覧	
	4	2021 年度法学部便覧	
	5	2021 年度文学部便覧	
	6	2021 年度 21 世紀アジア学部サバイバルガイド（便覧）	
	7	2021 年度経営学部便覧	
	8	令和 3 年度大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）	
	9	令和 3 年度大学院便覧（スポーツ・システム研究科、救急システム研究科）	
	10	令和 3 年度工学研究科便覧	
	11	令和 3 年度人文科学研究科便覧	
12	令和 3 年度大学院便覧（グローバルアジア研究科）		
【資料 F-6】	事業計画書		
	令和 3 年度事業計画書		
【資料 F-7】	事業報告書		
	令和 2 年度事業報告書		
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど		
	1	キャンパス・施設概要（国士舘要覧 2021 pp.15-17）	
	2	SETAGAYA CAMPUS（大学案内 2022 pp.68-69） MACHIDA CAMPUS（大学案内 2022 pp.70-71） TAMA CAMPUS（大学案内 2022 pp.72-73）	
	3	キャンパス紹介（HP） ・世田谷キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/setagaya.html ・町田キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/machida.html ・多摩キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/tama.html	
4	アクセス案内（HP） ・世田谷キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/setagaya/ ・町田キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/machida/ ・多摩キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/tama/		
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）		
	国士舘規程集 目次		
	国士舘規程集		
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料		
	1	理事・監事・評議員 選任区分及び任期一覧表	
	2	令和 2 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）		
	1	計算書類（過去 5 年間）	

【資料 F-11】	2	財産目録（過去 5 年間）	
	3	監事による監査報告書（過去 5 年間）	
	4	決算の概要について（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）		
	シラバス		
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）		
	1	1	学生便覧（政経学部）
		2	政経学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html
	2	1	学生便覧（体育学部）
		2	体育学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html
	3	1	学生便覧（理工学部）
		2	理工学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html
	4	1	学生便覧（法学部）
		2	法学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html
	5	1	学生便覧（文学部）
		2	文学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html
	6	1	学生便覧（21 世紀アジア学部）
		2	21 世紀アジア学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html
	7	1	学生便覧（経営学部）
		2	経営学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html
	8	1	学生便覧（政治学研究科）
		2	政治学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html
	9	1	学生便覧（経済学研究科）
		2	経済学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html
	10	1	学生便覧（経営学研究科）
		2	経営学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html
	11	1	学生便覧（スポーツ・システム研究科）
2		スポーツ・システム研究科 教育研究上の目的・方針	

【資料 F-13】	11	2	(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html	
	12	1	学生便覧 (救急システム研究科)	
		2	救急システム研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html	
	13	1	学生便覧 (工学研究科)	
		2	工学研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html	
	14	1	学生便覧 (法学研究科)	
		2	法学研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html	
	15	1	学生便覧 (総合知的財産法学研究科)	
		2	総合知的財産法学研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html	
	16	1	学生便覧 (人文科学研究科)	
		2	人文科学研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html	
	17	1	学生便覧 (グローバルアジア研究科)	
		2	グローバルアジア研究科 教育研究上の目的・方針 (HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
	【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)		
該当なし				
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)			
	該当なし			

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人国士館寄附行為 第 3 条 (目的)	
【資料 1-1-2】	国士館大学学則 第 1 条 (目的)	
【資料 1-1-3】	国士館大学大学院学則 第 1 条 (目的)	
【資料 1-1-4】	国士館大学学則 第 40 条 (教育研究上の目的・授業科目)	
【資料 1-1-5】	国士館大学大学院学則 第 33 条 (教育研究上の目的、授業科目および履修方法)	
【資料 1-1-6】	国士館大学ホームページ_教育研究上の目的 ◇大学 https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部	

【資料 1-1-6】	https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21 世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ◇政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ◇経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ◇経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ◇スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ◇救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ◇工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ◇法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ◇総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ◇人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ◇グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 1-1-7】	国土館大学ホームページ_理念と目標 ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/objective.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/objective.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/objective.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/objective.html ◇21 世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/objective.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/objective.html	
【資料 1-1-8】	学生便覧（学部、研究科）_教育研究上の目的、三つのポリシー	
【資料 1-1-9】	3つのポリシーの確認及び見直しについて（依頼）	【資料 1-2-27】【資料 6-3-2】に同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和3年度学則変更に関する日程	
【資料 1-2-2】	国土館大学新聞第527号（2022年1月25日発行）2面_創立記念式典	
【資料 1-2-3】	国土館大学新聞第527号（2022年1月25日発行）1面_新年挨拶行事	
【資料 1-2-4】	令和3年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画	【資料 5-1-16】に同じ
【資料 1-2-5】	令和3年度新採用職員研修実施要項	【資料 5-1-17】に同じ
【資料 1-2-6】	建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネル（写真）	

【資料 1-2-7】	学生便覧（学部、研究科）_教育研究上の目的	
【資料 1-2-8】	令和 3 年度国士舘大学入学式次第	
【資料 1-2-9】	令和 3 年度建学の精神を継承する国士舘教育（学長講話資料）	
【資料 1-2-10】	国士舘大学ホームページ_建学の由来と理念 https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html	
【資料 1-2-11】	国士舘大学ホームページ_教育研究上の目的と三つのポリシー ◇大学 https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21 世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ◇政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ◇経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ◇経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ◇スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ◇救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ◇工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ◇法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ◇総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ◇人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ◇グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 1-2-12】	国士舘大学 大学案内 2022_建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的	
【資料 1-2-13】	国士舘要覧 2021	
【資料 1-2-14】	国士舘大学新聞第 524 号（2021 年 4 月 25 日発行）5 面_建学の精神など	
【資料 1-2-15】	大講堂外観写真（国登録有形文化財）	
【資料 1-2-16】	大講堂内観写真	
【資料 1-2-17】	国士舘史資料室パンフレット（第 13 版）	
【資料 1-2-18】	『国士舘史研究年報 楓原』2020 第 12 号	
【資料 1-2-19】	国士舘百年史 資料編	
【資料 1-2-20】	国士舘百年史 通史編	
【資料 1-2-21】	ブックレット 国士舘 100 年のあゆみ	
【資料 1-2-22】	資料室展示室写真	

【資料 1-2-23】	学校法人国士館第 2 次中長期事業計画—2020-2024—	【資料 4-2-9】【資料 5-1-14】【資料 5-4-1】【資料 A-1-1】に同じ
【資料 1-2-24】	令和 2 年度事業報告書 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/business_reports/file/conventionreport_R02.pdf	【資料 5-2-5】に同じ
【資料 1-2-25】	令和 3 年度事業計画書 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/business_reports/file/businessplan_R03.pdf	【資料 2-5-2】【資料 5-1-15】【資料 5-2-4】に同じ
【資料 1-2-26】	「三つの方針策定委員会」要項	【資料 3-1-1】【資料 6-3-1】に同じ
【資料 1-2-27】	3 つのポリシーの確認及び見直しについて（依頼）	【資料 1-1-9】【資料 6-3-2】に同じ
【資料 1-2-28】	令和元年度内部質保証点検結果に基づく改善・向上計画推進について（依頼）	
【資料 1-2-29】	「三つの方針」学修目標の具体化検討部会 答申	
【資料 1-2-30】	国士館大学学則 第 2 条（組織）、第 39 条（附置研究所及び附属研究施設等）、第 39 条の 4（生涯学習センター）、第 39 条の 5（ウエルネス・リサーチセンター）、第 39 条の 6（デジタルアーカイブセンター）	
【資料 1-2-31】	国士館大学大学院学則 第 2 条（組織及び専攻）、第 31 条（附属研究施設）	
【資料 1-2-32】	国士館大学学部長会規程	
【資料 1-2-33】	国士館大学大学院研究科長会規程	
【資料 1-2-34】	国士館大学附置研究所規程	
【資料 1-2-35】	教学政策会議開催について（通知）	【資料 4-1-20】に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	国士館大学ホームページ_入学前に身につけておくべきこと ◇政経学部（政治行政学科、経済学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部（体育学科、武道学科、スポーツ医科学科、こどもスポーツ教育学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部（理工学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部（法律学科、現代ビジネス法学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部（教育学科、史学地理学科、文学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21 世紀アジア学部（21 世紀アジア学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部（経営学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html	
【資料 2-1-2】	入学者選抜の方法と入学者受け入れの方針（学部）	
【資料 2-1-3】	国士館大学 大学案内 2022_アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-4】	令和 4 年度（2022 年度）入学者選抜要項_アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-5】	国士館大学ホームページ_アドミッション・ポリシー ◇大学 https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部	

【資料 2-1-5】	https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21 世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ◇政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ◇経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ◇経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ◇スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ◇救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ◇工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ◇法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ◇総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ◇人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ◇グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 2-1-6】	国土館大学大学院 GUIDE BOOK2022_アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-7】	令和 4 年度（2022 年度）国土館大学大学院 学生募集要項_アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-8】	令和 4 年度入試説明会日程表	
【資料 2-1-9】	令和 3 年度オープンキャンパス実施結果（報告）	
【資料 2-1-10】	国土館大学ホームページ_入学者選抜のご案内 https://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/	
【資料 2-1-11】	令和 4 年度（2022 年度）国土館大学大学院 学生募集要項	【資料 B-1-11】に同じ
【資料 2-1-12】	国土館大学入学試験運営規程	
【資料 2-1-13】	国土館大学入学試験運営要領	
【資料 2-1-14】	入学試験問題出題委員会要綱	
【資料 2-1-15】	令和 4 年度国土館大学入学者選抜における受験特別措置申請書	
【資料 2-1-16】	令和 4 年度大学院入試説明会ポスター	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	国土館大学学部規程	
【資料 2-2-2】	国土館事務組織規則	【資料 4-1-22】に同じ
【資料 2-2-3】	国土館事務分掌規程	
【資料 2-2-4】	令和 3 年度春期ガイダンス・履修登録スケジュール	
【資料 2-2-5】	令和 3 年度父母懇談会実施結果	
【資料 2-2-6】	令和 3 年度実験実習担当表	
【資料 2-2-7】	教職課程運営センター規程	【資料 2-3-9】に同じ
【資料 2-2-8】	国土館大学就職指導委員会細則	【資料 2-3-35】に同じ

【資料 2-2-9】	国際交流政策会議規程	【資料 B-1-1】に同じ
【資料 2-2-10】	国土館大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-11】	国土館大学スチューデント・アシスタントに関する要綱	
【資料 2-2-12】	ティーチング・アシスタント ハンドブック	
【資料 2-2-13】	スチューデント・アシスタント ハンドブック	
【資料 2-2-14】	体育学部教務助手規程	
【資料 2-2-15】	国土館大学理工学部教務助手規程	
【資料 2-2-16】	体育学部実習助手規程	
【資料 2-2-17】	国土館大学大学院研究科助手規程	
【資料 2-2-18】	manaba マニュアル (教員用、学生用)	
【資料 2-2-19】	令和 3 年度入学前教育関連資料 (学部)	
【資料 2-2-20】	国土館大学入学前教育のご案内	
【資料 2-2-21】	令和 3 年度国土館大学学長講話及び関連部箇所業務説明会実施計画	
【資料 2-2-22】	令和 3 年度建学の精神を継承する国土館教育 (学長講話資料)	
【資料 2-2-23】	令和 3 年度防災総合基礎教育 実施日程	
【資料 2-2-24】	学校法人国土館災害対応マニュアル	
【資料 2-2-25】	「学生支援に関する方針」検討部会要項	
【資料 2-2-26】	令和 3 年度オフィスアワー日程表 (学部・研究科)	
【資料 2-2-27】	令和 3(2021)年度在学生調査集計結果	【資料 2-6-3】【資料 3-3-6】【資料 6-2-16】に同じ
【資料 2-2-28】	国土館大学新聞第 521 号 (2020 年 7 月 25 日発行) 1 面_学生の総合相談窓口	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス ・政経学部：フレッシュマン・ゼミナール	【資料 3-2-5】に同じ
【資料 2-3-2】	MY CAREER NOTE I ADVANCE	
【資料 2-3-3】	シラバス ・体育学部：キャリアアップ講座 1、キャリアアップ講座 2、キャリアアップ講座 3、キャリアアップ講座 4	
【資料 2-3-4】	シラバス ・理工学部：キャリアデザイン A、キャリアデザイン B、キャリアデザイン C	
【資料 2-3-5】	シラバス ・法学部：キャリアデザイン I、キャリアデザイン II、キャリアデザイン III、キャリアデザイン	
【資料 2-3-6】	シラバス ・21 世紀アジア学部：キャリアデザイン 1、キャリアデザイン 2、キャリアデザイン 3	
【資料 2-3-7】	シラバス ・経営学部：フレッシュマンゼミナール、ゼミナール入門	
【資料 2-3-8】	シラバス ・グローバルアジア研究科：ビジネスコミュニケーション実習	
【資料 2-3-9】	教職課程運営センター規程	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-3-10】	シラバス ・体育学部体育学科：教職特別講座、キャリアアップ講座	
【資料 2-3-11】	シラバス ・体育学部武道学科：社会実践教育論 A I、社会実践教育論 A II、社会実践教育論 A III、社会実践教育論 A IV	
【資料 2-3-12】	シラバス ・体育学部武道学科：社会実践教育論 B I、社会実践教育論 B II、社会実践教育論 B III、社会実践教育論 B IV	

【資料 2-3-13】	シラバス ・体育学部スポーツ医科学科：救急車同乗実習、病院内実習、	
【資料 2-3-13】	シラバス ・キャリアアップ実践講座、コミュニケーション演習Ⅰ、コミュニケーション演習Ⅱ	
【資料 2-3-14】	シラバス ・体育学部こどもスポーツ教育学科：教職特別講座	
【資料 2-3-15】	シラバス ・法学部：法学特殊講座Ⅰ、法学特殊講座Ⅱ、法学特殊講座Ⅲ	
【資料 2-3-16】	国士舘大学ホームページ_インターンシップ https://www.kokushikan.ac.jp/career/support/internship/	
【資料 2-3-17】	インターンシップ等合同説明会_関連資料	
【資料 2-3-18】	学生便覧（政経学部） ・資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧	
【資料 2-3-19】	学生便覧（理工学部） ・インターンシップ制度	
【資料 2-3-20】	学生便覧（法学部） ・資格・検定等の単位認定	
【資料 2-3-21】	学生便覧（21世紀アジア学部） ・コース共通選択科目	
【資料 2-3-22】	学生便覧（体育学部） ・体育学科 履修科目一覧表	
【資料 2-3-23】	令和3年度救急システム研究科春期インターンシップ参加学生について 参加学生の報告と「学研災」の加入証明書の発行について（依頼）	
【資料 2-3-24】	シラバス ・工学研究科：インターンシップⅠ、インターンシップⅡ、インターンシップⅢ、インターンシップⅣ	
【資料 2-3-25】	学生便覧（総合知的財産法学研究科） ・エクスターンシップ（知財管理実務論）	
【資料 2-3-26】	シラバス ・グローバルアジア研究科：グローバルアジア特別研究	
【資料 2-3-27】	公務員仕事理解セミナー_関連資料	
【資料 2-3-28】	公務員採用試験対策講座_関連資料	
【資料 2-3-29】	教員採用試験対策講座_関連資料	
【資料 2-3-30】	国士舘大学ホームページ_教職支援室案内 https://www.kokushikan.ac.jp/career/teacher_training/teacher_support/	
【資料 2-3-31】	公務員試験対策入門講座ポスター	
【資料 2-3-32】	公務員相談室_関連資料	
【資料 2-3-33】	国士舘大学ホームページ_就職活動体験共有会 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/news/details_16838.html	
【資料 2-3-34】	国士舘大学ホームページ_公務員&キャリア・ガイダンス https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/research/politics_lab/guidance.html	
【資料 2-3-35】	国士舘大学就職指導委員会細則	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-3-36】	『Working Gear Jr.』表紙	
【資料 2-3-37】	『Working Gear』表紙	
【資料 2-3-38】	キャリア相談受付 ポスター	
【資料 2-3-39】	キャリアガイダンス_関連資料	
【資料 2-3-40】	ゼミ・クラブ別就職ガイダンス_関連資料	
【資料 2-3-41】	就職講座_関連資料	
【資料 2-3-42】	業界研究フェア_関連資料	
【資料 2-3-43】	就活！HOT SPACE_関連資料	

【資料 2-3-44】	面接体験セミナー_関連資料	
【資料 2-3-45】	外国人留学生就職対策講座_関連資料	
【資料 2-3-46】	障がいのある学生のためのキャリアガイダンス_関連資料	
【資料 2-3-47】	求人受付ガイド 2023	
【資料 2-3-48】	SPI3 対策講座_関連資料	
【資料 2-3-49】	法学部就職活動イベント_関連資料	
【資料 2-3-50】	就業力増強講座_関連資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	国士館事務分掌規程 第 16 条 学生部学生・厚生課	
【資料 2-4-2】	国士館大学学生寮管理運営規程	
【資料 2-4-3】	学生主任会規程	
【資料 2-4-4】	第 2 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子	【資料 4-2-13】に同じ
【資料 2-4-5】	第 3 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子	【資料 4-2-14】に同じ
【資料 2-4-6】	国士館大学奨学生規程	【資料 B-1-18】に同じ
【資料 2-4-7】	国士館大学ホームページ_成績優秀奨学生制度 https://www.kokushikan.ac.jp/admission/scholarship/	
【資料 2-4-8】	学校法人国士館危機管理規程	【資料 5-1-5】【資料 5-3-1】【資料 B-1-33】に同じ
【資料 2-4-9】	日本学生支援機構奨学金 採用・返還説明会 (ポスター)	
【資料 2-4-10】	国士館大学 クラブ・サークルガイド 2021	
【資料 2-4-11】	令和 3 年度課外活動援助金支給基準 (指導者/クラブ)	
【資料 2-4-12】	課外活動クラブ主将会議_関連資料	
【資料 2-4-13】	指導者連絡会_関連資料	
【資料 2-4-14】	国士館大学ホームページ_学生相談室 https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/student_counseling/	
【資料 2-4-15】	学生相談室あんない 2021	
【資料 2-4-16】	国士館大学手帳 2021_学生相談室	
【資料 2-4-17】	国士館健康管理室規程	
【資料 2-4-18】	国士館事務分掌規程 第 9 条 健康管理室	
【資料 2-4-19】	定期健康診断実施計画及び実施結果	
【資料 2-4-20】	感染症予防等ポスター	
【資料 2-4-21】	国士館大学ホームページ_健康管理室 https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/health_control/	
【資料 2-4-22】	国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	【資料 5-1-23】に同じ
【資料 2-4-23】	国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則	【資料 5-1-24】に同じ
【資料 2-4-24】	国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則	【資料 5-1-27】に同じ
【資料 2-4-25】	国士館大学ホームページ_キャンパス・ハラスメントとは * https://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/campus_harassment/	
【資料 2-4-26】	国士館大学手帳 2021_ハラスメント防止	
【資料 2-4-27】	令和 3 年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画	【資料 5-1-16】に同じ
【資料 2-4-28】	国士館大学法学部セクシャル・ハラスメント等の防止に関する内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 2 年度 財産目録	
【資料 2-5-2】	令和 3 年度事業計画書	【資料 1-2-25】【資料 5-1-15】【資料 5-2-4】に同じ
【資料 2-5-3】	国士館事務分掌規程 第 8 条 (財務部管財課)、第 10 条 (町田校舎事務課)、第 10 条の 3 (多摩校舎事務課)	
【資料 2-5-4】	国士館大学ホームページ_図書館・情報メディアセンター	

【資料 2-5-4】	https://www.kokushikan.ac.jp/education/library/	
【資料 2-5-5】	国士舘大学ホームページ_蔵書検索(OPAC) https://www.kokushikan.ac.jp/education/library/	
【資料 2-5-6】	世田谷 6 大学コンソーシアム 横断検索 https://wwwopac.komazawa-u.ac.jp/odn/	
【資料 2-5-7】	国士舘大学ホームページ_学術情報リポジトリ https://kokushikan.repo.nii.ac.jp	
【資料 2-5-8】	国士舘大学ホームページ_図書館・情報メディアセンター情報システム部門 https://www.kokushikan.ac.jp/research/cis/	
【資料 2-5-9】	国士舘大学学生寮管理運営規程	
【資料 2-5-10】	国士舘大学学生寮細則	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 3 年度授業評価アンケートの実施について（依頼）（春期・秋期）	
【資料 2-6-2】	令和 3(2021)年度新入生調査集計結果	【資料 6-2-15】に同じ
【資料 2-6-3】	令和 3(2021)年度在学学生調査集計結果	【資料 2-2-27】【資料 3-3-6】【資料 6-2-16】に同じ
【資料 2-6-4】	令和 2(2020)年度卒業時調査集計結果	【資料 6-2-17】に同じ
【資料 2-6-5】	令和元年度「学部長と語る会」ポスター	
【資料 2-6-6】	大学院生談話会に関する申し合わせ	
【資料 2-6-7】	平成 30(2018)年度学生生活実態調査報告書	
【資料 2-6-8】	令和 3(2021)年度留学生実態調査報告書	【資料 6-2-25】【資料 B-1-21】に同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	「三つの方針策定委員会」要項	【資料 1-2-26】【資料 6-3-1】に同じ
【資料 3-1-2】	国士舘大学ホームページ_ディプロマ・ポリシー ◇大学 https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21 世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ◇政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ◇経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ◇経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html	

【資料 3-1-2】	◇スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ◇救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ◇工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ◇法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ◇総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ◇人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ◇グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 3-1-3】	国土館大学 大学案内 2022_ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-4】	学生便覧（学部、研究科）_ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-5】	国土館大学学則 第 42 条（履修要領）、第 47 条（単位の基準）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）、第 53 条（学位）	
【資料 3-1-6】	国土館大学大学院学則 第 35 条（必要最低単位数）、第 38 条（単位の基準）、第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）、第 44 条（単位の認定）	
【資料 3-1-7】	国土館大学学位規程	
【資料 3-1-8】	シラバス作成ガイド（令和 2 年 10 月改訂）	
【資料 3-1-9】	各学部の進級・卒業要件（単位数等）一覧	
【資料 3-1-10】	学生便覧（学部）_進級要件	
【資料 3-1-11】	国土館大学ホームページ_進級要件 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/educational_info/degree/file/shinkyu&sotsugyou_youken2021.pdf	
【資料 3-1-12】	学位論文評価基準	
【資料 3-1-13】	学生便覧（学部）_履修上限単位数	
【資料 3-1-14】	国土館大学学則 第 49 条（成績評価）	
【資料 3-1-15】	国土館大学大学院学則 第 43 条（試験の評価）	
【資料 3-1-16】	国土館大学ホームページ_成績評価基準・GPA 制度 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/educational_info/degree/file/seisekihyouka&gpa.pdf	
【資料 3-1-17】	GPA に関する取扱要領	
【資料 3-1-18】	大学院便覧_学位～学位取得までの過程～	
【資料 3-1-19】	工学研究科修士論文作成及び提出要領	
【資料 3-1-20】	工学研究科博士課程における学位論文の作成および提出要領	
【資料 3-1-21】	大学院便覧_学事予定	
【資料 3-1-22】	博士候補者資格検定結果報告書	
【資料 3-1-23】	博士学位論文研究計画書	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	国土館大学 大学案内 2022_カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	国土館大学ホームページ_カリキュラム・ポリシー ◇大学 https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ◇法学部	

	https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ◇21世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ◇政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ◇経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ◇経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ◇スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ◇救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ◇工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ◇法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ◇総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ◇人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ◇グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 3-2-2】		
【資料 3-2-3】	学生便覧（学部、研究科）_カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-4】	令和 3(2021)年度開設科目 科目ナンバー一覧	
【資料 3-2-5】	シラバス ・政経学部：フレッシュマン・ゼミナール	【資料 2-3-1】に同じ
【資料 3-2-6】	シラバス ・法学部：教養教育ゼミ A、教養教育ゼミ B	
【資料 3-2-7】	シラバス ・文学部：教育学の基礎 A、教育学の基礎 B	
【資料 3-2-8】	シラバス ・21世紀アジア学部：総合演習 1、総合演習 2	
【資料 3-2-9】	シラバス ・経営学部：フレッシュマンゼミナール、ゼミナール入門	
【資料 3-2-10】	シラバス ・体育学部：体育原理、運動生理学	
【資料 3-2-11】	シラバス ・理工学部：基礎数学、線形代数、基礎物理	
【資料 3-2-12】	シラバス ・AI とサイエンス	
【資料 3-2-13】	シラバス ・持続可能な地球環境	
【資料 3-2-14】	全学教養教育運営センター規程	
【資料 3-2-15】	国土館大学 FD 委員会規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	シラバス作成ガイド（令和 2 年 10 月改訂）	【資料 3-1-8】に同じ
【資料 3-3-2】	学生便覧（学部）_卒業論文・卒業研究	
【資料 3-3-3】	国土館大学文学部 卒業論文・卒業研究ルーブリック集	
【資料 3-3-4】	「GPS-Academic」日程について	
【資料 3-3-5】	授業評価アンケート_回答画面	

【資料 3-3-6】	令和 3(2021)年度在学生調査集計結果	【資料 2-2-27】【資料 2-6-3】 【資料 6-2-16】に同じ
【資料 3-3-7】	第 44 回救急救命士国家試験 教育施設別合格者状況	
【資料 3-3-8】	令和 3 年度 国士舘大学における法学検定試験団体受験のご案内	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	国士舘大学学長に関する規則	
【資料 4-1-2】	国士舘大学学長に関する規則施行細則	
【資料 4-1-3】	国士舘大学学則 第 25 条（学長）、第 26 条（副学長）、第 34 条（学部長会）	
【資料 4-1-4】	国士舘大学学部長会規程	
【資料 4-1-5】	国士舘大学大学院学則 第 28 条（研究科長会）	
【資料 4-1-6】	国士舘大学大学院研究科長会規程	
【資料 4-1-7】	国士舘大学附置研究所規程	
【資料 4-1-8】	国士舘大学副学長規程	
【資料 4-1-9】	国士舘事務組織規則 第 3 条（大学の事務組織）	【資料 4-4-8】 【資料 6-2-13】 【資料 B-1-5】に同じ
【資料 4-1-10】	国士舘事務分掌規程 第 11 条（学長室学長課）、第 12 条（学長室 FD 推進課）、第 13 条（学長室 IR 課）	
【資料 4-1-11】	国士舘大学学則 第 33 条（教授会の検討事項）	
【資料 4-1-12】	国士舘大学大学院学則 第 27 条（研究科委員会の検討事項）	
【資料 4-1-13】	国士舘大学学則第 33 条第 1 項第 3 号の「学長が教授会に意見を聴く」及び同第 2 項の「学長等の求めに応じ教授会が意見を述べることができる」教育研究に関する事項についての要綱	
【資料 4-1-14】	国士舘大学大学院学則第 27 条第 1 項第 3 号の「学長が研究科委員会に意見を聴く」及び同第 2 項の「学長等の求めに応じ研究科委員会が意見を述べるができる」教育研究に関する事項についての要綱	
【資料 4-1-15】	国士舘大学全学教学委員会要綱	
【資料 4-1-16】	「三つの方針」学修目標の具体化検討部会要項	
【資料 4-1-17】	「求める教員像」検討部会要項	
【資料 4-1-18】	「学生支援に関する方針」検討部会要項	
【資料 4-1-19】	「DX 推進」検討部会要項	
【資料 4-1-20】	教学政策会議開催について（通知）	【資料 1-2-35】に同じ
【資料 4-1-21】	令和 3 年度学長調整会 調整事項一覧	
【資料 4-1-22】	国士舘事務組織規則	【資料 2-2-2】に同じ
【資料 4-1-23】	令和 4 年度専任職員の採用計画	
【資料 4-1-24】	職員研修委員会規程	
【資料 4-1-25】	日本私立学校振興・共済事業団との覚書	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	「求める教員像」検討部会要項	【資料 4-1-17】に同じ
【資料 4-2-2】	国士舘大学教員規則	
【資料 4-2-3】	大学教員に関する人事調整委員会規程	
【資料 4-2-4】	全学教養教育運営センター規程	
【資料 4-2-5】	大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱	

【資料 4-2-6】	国士舘大学全学部共通教員評価基準	
【資料 4-2-7】	国士舘大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-8】	令和 3 年度 FD 事業計画について（申請）	
【資料 4-2-9】	学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画－2020-2024－	【資料 1-2-23】【資料 5-1-14】【資料 5-4-1】【資料 A-1-1】に同じ
【資料 4-2-10】	国士舘大学 FD 委員会 令和 2 年度活動報告書	
【資料 4-2-11】	ファカルティ・ディベロッパー(FDer)養成講座チラシ	
【資料 4-2-12】	第 25 回 FD シンポジウム 記録冊子	
【資料 4-2-13】	第 2 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子	【資料 2-4-4】に同じ
【資料 4-2-14】	第 3 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子	【資料 2-4-5】に同じ
【資料 4-2-15】	第 26 回 FD シンポジウム 記録冊子	
【資料 4-2-16】	令和 3 年度第 1 回 FD 講習会 実施計画	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	職員研修委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 3 年度職員研修(SD)事業計画	
【資料 4-3-3】	令和 3 年度職員研修(SD)実施方針等について（申請）	
【資料 4-3-4】	令和 3 年度世田谷プラットフォーム主催合同 SD 研修会実施要項	
【資料 4-3-5】	専任職員の昇格等の基準	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	国士舘大学教員規則	
【資料 4-4-2】	国士舘大学学則 第 39 条（附置研究所及び附属研究施設等）	
【資料 4-4-3】	調査研究費規程	
【資料 4-4-4】	学術研究助成に関する内規	
【資料 4-4-5】	国士舘大学学外派遣研究員等規程	
【資料 4-4-6】	国士舘大学ポスト・ドクター規程	
【資料 4-4-7】	国士舘大学リサーチ・アシスタント規程	
【資料 4-4-8】	国士舘事務組織規則 第 3 条（大学の事務組織）	【資料 4-1-9】【資料 6-2-13】【資料 B-1-5】に同じ
【資料 4-4-9】	国士舘事務分掌規程 第 14 条（教務部学術研究支援課）	
【資料 4-4-10】	国士舘大学研究者行動規範	
【資料 4-4-11】	「研究費」に係る不正防止計画基準	
【資料 4-4-12】	研究費の不正防止に関する運営・管理責任体系図	
【資料 4-4-13】	国士舘大学における不正防止体制	
【資料 4-4-14】	不正発生要因の分析	
【資料 4-4-15】	コンプライアンス教育の実施について	
【資料 4-4-16】	国士舘大学 研究倫理教育教材（学生用）2021 年度版	
【資料 4-4-17】	公的研究費使用ハンドブック＜研究費運用基準＞	
【資料 4-4-18】	調査研究費使用ハンドブック	
【資料 4-4-19】	人を対象とした研究に関する国士舘大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-20】	動物実験管理に関する国士舘大学委員会規程	
【資料 4-4-21】	内部監査規程	
【資料 4-4-22】	国外研究助成に関する申し合わせ	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1.	経営の規律と誠実性	

【資料 5-1-1】	学校法人国士館憲章「国士館ガバナンス・コード」＜第 1 版＞	
【資料 5-1-2】	学校法人国士館寄附行為 第 3 条（目的）	
【資料 5-1-3】	学校法人国士館個人情報保護規程	
【資料 5-1-4】	国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-5】	学校法人国士館危機管理規程	【資料 2-4-8】【資料 5-3-1】【資料 B-1-33】に同じ
【資料 5-1-6】	国士館情報セキュリティ規程	
【資料 5-1-7】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程	
【資料 5-1-8】	国士館大学利益相反管理規程	
【資料 5-1-9】	人を対象とした研究に関する国士館大学倫理委員会規程	
【資料 5-1-10】	動物実験管理に関する国士館大学委員会規程	
【資料 5-1-11】	学校法人国士館公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人国士館中長期事業計画（2015 年度～2019 年度）	
【資料 5-1-13】	国士館教育総合改革検討委員会要綱	【資料 5-3-4】に同じ
【資料 5-1-14】	学校法人国士館第 2 次中長期事業計画－2020-2024－	【資料 1-2-23】【資料 4-2-9】【資料 5-4-1】【資料 A-1-1】に同じ
【資料 5-1-15】	令和 3 年度事業計画書	【資料 1-2-25】【資料 2-5-2】【資料 5-2-4】に同じ
【資料 5-1-16】	令和 3 年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 5-1-17】	令和 3 年度新採用職員研修実施要項	【資料 1-2-5】に同じ
【資料 5-1-18】	国士館大学新聞第 524 号（2021 年 4 月 25 日発行）1 面	
【資料 5-1-19】	国士館要覧 2021	
【資料 5-1-20】	国士館エネルギー管理規程	
【資料 5-1-21】	令和 3 年度学園閉鎖期間のお知らせポスター	
【資料 5-1-22】	令和 3 年度節電ビズポスター	
【資料 5-1-23】	国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-4-22】に同じ
【資料 5-1-24】	国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則	【資料 2-4-23】に同じ
【資料 5-1-25】	国士館キャンパス・ハラスメント調停委員会細則	
【資料 5-1-26】	国士館キャンパス・ハラスメント調査委員会細則	
【資料 5-1-27】	国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則	【資料 2-4-24】に同じ
【資料 5-1-28】	令和 3 年度国士館キャンパス・ハラスメント相談員名簿	
【資料 5-1-29】	新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部要綱	
【資料 5-1-30】	新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-31】	新型コロナウイルス感染期における国士館ロードマップ Ver6.2（2022 年 2 月 28 日版）	
【資料 5-1-32】	学校法人国士館危機管理規程 第 6 条（総合安全会議）	
【資料 5-1-33】	国士館保安管理規程	
【資料 5-1-34】	令和 3 年度（2021 年度）世田谷キャンパス防火対象物自衛消防隊（班）編成一覧表	
【資料 5-1-35】	学校法人国士館防火・防災管理規程	
【資料 5-1-36】	学校法人国士館災害対応マニュアル	【資料 2-2-24】に同じ
【資料 5-1-37】	災害に備える国士館手順書（地震時の対応マニュアル）	
【資料 5-1-38】	世田谷（本部）・梅ヶ丘校舎 防災備蓄品リスト	
【資料 5-1-39】	国士館大学 AED 設置場所	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人国士館寄附行為	

【資料 5-2-2】	学校法人国士館寄附行為施行規則	
【資料 5-2-3】	理事業務分掌	
【資料 5-2-4】	令和 3 年度事業計画書	【資料 1-2-25】【資料 2-5-2】【資料 5-1-15】に同じ
【資料 5-2-5】	令和 2 年度事業報告書	【資料 1-2-24】に同じ
【資料 5-2-6】	令和 3 年度定例学内理事懇談会・理事会・評議員会日程	
【資料 5-2-7】	意思表示書（様式）	
【資料 5-2-8】	学校法人国士館常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人国士館危機管理規程	【資料 2-4-8】【資料 5-1-5】【資料 B-1-33】に同じ
【資料 5-3-2】	定例学内理事懇談会要綱	
【資料 5-3-3】	令和 3 年度定例学内理事懇談会・理事会・評議員会日程	【資料 5-2-6】に同じ
【資料 5-3-4】	国士館教育総合改革検討委員会要綱	【資料 5-1-13】に同じ
【資料 5-3-5】	国士館事務連絡協議会規程	
【資料 5-3-6】	学校法人国士館寄附行為 第 11 条（理事会）、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）	
【資料 5-3-7】	国士館大学学則 第 25 条（学長）	
【資料 5-3-8】	国士館新聞第 523 号（2021 年 1 月 25 日発行）1 面	
【資料 5-3-9】	令和 3 年度国士館大学会議関連日程表	
【資料 5-3-10】	学校法人国士館憲章「国士館ガバナンス・コード」＜第 1 版＞	【資料 5-1-1】に同じ
【資料 5-3-11】	監事監査規程	
【資料 5-3-12】	学校法人国士館寄附行為 第 5 条（役員）、第 7 条（監事の選任及び職務）	
【資料 5-3-13】	令和 2 年度監査報告書	
【資料 5-3-14】	学校法人国士館寄附行為 第 24 条（評議員会）、第 32 条（意見具申等）、第 33 条（評議員の選任）	
【資料 5-3-15】	学校法人国士館寄附行為施行規則 第 3 条（評議員となる者）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人国士館第 2 次中長期事業計画－2020-2024－	【資料 1-2-23】【資料 4-2-9】【資料 5-1-14】【資料 A-1-1】に同じ
【資料 5-4-2】	平成 31 年度入学生 入学金等納入金額表（大学、大学院）	
【資料 5-4-3】	学校法人国士館資金運用規程	
【資料 5-4-4】	令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	
【資料 5-4-5】	国士館創立 110 周年記念事業募金趣意書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	予算規程	
【資料 5-5-2】	経理規程	
【資料 5-5-3】	調達規程	
【資料 5-5-4】	固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-5】	国士館旅費規程	
【資料 5-5-6】	学校法人国士館資金運用規程	
【資料 5-5-7】	令和 3 年度予算編成方針	
【資料 5-5-8】	令和 3 年度予算編成手続	
【資料 5-5-9】	補正予算（平成 30 年度～令和 2 年度）関係資料	
【資料 5-5-10】	令和 3 年度予算申請における留意点	
【資料 5-5-11】	予算流用申請書	

【資料 5-5-12】	監査契約書	
【資料 5-5-13】	監査法人による監査日程（令和 3 年度）	

基準 6. 内部質保証

-基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	国士舘大学学則 第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 6-2-1】に同じ
【資料 6-1-2】	国士舘大学大学院学則 第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 6-2-2】に同じ
【資料 6-1-3】	国士舘自己点検・評価委員会規程	【資料 6-2-3】【資料 6-3-4】に同じ
【資料 6-1-4】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	【資料 6-2-4】に同じ
【資料 6-1-5】	国士舘大学内部質保証推進委員会規程	【資料 6-2-9】【資料 6-3-5】に同じ
【資料 6-1-6】	国士舘大学全学教学委員会要綱	【資料 6-3-3】に同じ
【資料 6-1-7】	国士舘の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/	【資料 6-2-12】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	国士舘大学学則 第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 6-1-1】に同じ
【資料 6-2-2】	国士舘大学大学院学則 第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 6-1-2】に同じ
【資料 6-2-3】	国士舘自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】【資料 6-3-4】に同じ
【資料 6-2-4】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	【資料 6-1-4】に同じ
【資料 6-2-5】	公益財団法人 日本高等教育評価機構 令和 3 年度受審のてびき https://www.jihee.or.jp/achievement/guide/	
【資料 6-2-6】	第 9 回自己点検・評価 部署別回答基準（基準 1～6） 第 9 回自己点検・評価 部署別回答基準（基準 A・B、特記事項）	
【資料 6-2-7】	第 9 回自己点検・評価 自己点検・評価シート（基準 1～6） 第 9 回自己点検・評価 自己点検・評価シート（基準 A・B、特記事項）	
【資料 6-2-8】	第 9 回自己点検・評価 自己点検・評価シートまとめ（部局別）	
【資料 6-2-9】	国士舘大学内部質保証推進委員会規程	【資料 6-1-5】【資料 6-3-5】に同じ
【資料 6-2-10】	令和 3 年度 自己点検・評価 エビデンス集（データ編） [公益財団法人 日本高等教育評価機構]	
【資料 6-2-11】	国士舘大学外部評価委員会規程	
【資料 6-2-12】	国士舘の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/	【資料 6-1-7】に同じ
【資料 6-2-13】	国士舘事務組織規則 第 3 条（大学の事務組織）	【資料 4-1-9】【資料 4-4-8】【資料 B-1-5】に同じ
【資料 6-2-14】	国士舘事務分掌規程 第 11 条の 3（学長室 IR 課）	
【資料 6-2-15】	令和 3(2021)年度新入生調査集計結果	【資料 2-6-2】に同じ
【資料 6-2-16】	令和 3(2021)年度在学生調査集計結果	【資料 2-2-27】【資料 2-6-3】【資料 3-3-6】に同じ
【資料 6-2-17】	令和 2(2020)年度卒業時調査集計結果	【資料 2-6-4】に同じ
【資料 6-2-18】	企業調査 集計・分析結果報告書	
【資料 6-2-19】	2021 年度卒業生調査結果報告書（全体版）	
【資料 6-2-20】	KOKUSHIKAN UNIVERSITY IR DATA BOOK 2021	
【資料 6-2-21】	授業評価アンケート_回答画面	【資料 3-3-6】に同じ

【資料 6-2-22】	シラバス_「授業評価アンケートフィードバック・受講生へメッセージ」	
【資料 6-2-23】	令和3年度授業評価アンケートの実施について(依頼)(春期・秋期)	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 6-2-24】	令和3年度授業評価アンケート集計結果(全体)(春期・秋期)	
【資料 6-2-25】	令和3(2021)年度留学生実態調査報告書	【資料 2-6-8】【資料 B-1-21】に同じ
【資料 6-2-26】	令和2年度進路状況(令和3年5月1日現在)	
【資料 6-2-27】	令和3年度進路決定状況調査票	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「三つの方針策定委員会」要項	【資料 1-2-26】【資料 3-1-1】に同じ
【資料 6-3-2】	3つのポリシーの確認及び見直しについて(依頼)	【資料 1-1-9】【資料 1-2-27】に同じ
【資料 6-3-3】	国土館大学全学教学委員会要綱	【資料 6-1-6】に同じ
【資料 6-3-4】	国土館自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】【資料 6-2-3】に同じ
【資料 6-3-5】	国土館大学内部質保証推進委員会規程	【資料 6-1-5】【資料 6-2-9】に同じ
【資料 6-3-6】	平成30年度自己点検・評価における改善・向上方策の推進について(依頼) 「三つの方針に基づいた履修系統図の見直し及びカリキュラム修正について」	
【資料 6-3-7】	平成30年度自己点検・評価における改善・向上方策の推進について(依頼) 「学位論文審査基準の公表について」	
【資料 6-3-8】	国土館大学大学院 学位論文評価基準	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携・社会貢献活動の実施		
【資料 A-1-1】	学校法人国土館第2次中長期事業計画－2020-2024－	【資料 1-2-23】【資料 4-2-9】【資料 5-1-14】【資料 5-4-1】に同じ
【資料 A-1-2】	2020 東京オリンピック・パラリンピック支援協議会要綱	
【資料 A-1-3】	国土館事務分掌規程 第4条の3(理事長室東京オリンピック・パラリンピック支援課)	
【資料 A-1-4】	平成30年度自己点検・評価における改善・向上方策の実施について(依頼)	
【資料 A-1-5】	災害時における協力等に関する協定書	
【資料 A-1-6】	震災時の活動支援に関する覚書	
【資料 A-1-7】	震災等発生時の活動支援に関する覚書	
【資料 A-1-8】	災害時における警察署代替施設としての利用に関する協定	
【資料 A-1-9】	災害時における学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定書	
【資料 A-1-10】	世田谷地域連携総合防災訓練	
【資料 A-1-11】	学生消防団案内ポスター	
【資料 A-1-12】	職場体験依頼状	
【資料 A-1-13】	令和3年度春期マナー週間実施報告(多摩)	
【資料 A-1-14】	課外活動イベント協力_関係資料	
【資料 A-1-15】	地域イベント協力_関係資料	
【資料 A-1-16】	せたがやふるさと区民まつり ポスター	

【資料 A-1-17】	国士館大学図書館・情報メディアセンター公開利用対象者規約	
【資料 A-1-18】	「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-19】	世田谷プラットフォーム協定大学 情報サイト https://setagaya-univ.jp	
【資料 A-1-20】	町田市と大学との連携に関する協定書	
【資料 A-1-21】	町田市ホームページ 大学連携の取り組み https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/jichi/houkatukyoutei.html	
【資料 A-1-22】	多摩市と国士館大学の連携に関する基本協定書	
【資料 A-1-23】	多摩市ホームページ 大学との連携 https://www.city.tama.lg.jp/0000000113.html	
【資料 A-1-24】	国士館大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書	
【資料 A-1-25】	国士館大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書に関する覚書	
【資料 A-1-26】	「せたがやeカレッジ」講座開講企画書	
【資料 A-1-27】	令和3年度世田谷区シニアスクール運営につきお願いのこと	
【資料 A-1-28】	令和3年度オンライン講座ポスター	
【資料 A-1-29】	国士館大学ホームページ_社会連携プレゼンテーション大会 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/news/details_16702.html	
【資料 A-1-30】	町田市教育委員会要請_関係資料	
【資料 A-1-31】	国士館大学ホームページ_東京マラソンでのボランティア活動 https://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/tokyo_marathon/	
【資料 A-1-32】	世田谷まちなか観光交流協会 情報サイト https://www.kanko-setagaya.jp/?p=we-page-entry&spot=215416	
【資料 A-1-33】	政治学研究科 研究交流講座資料	
【資料 A-1-34】	法学研究科 シンポジウム等ポスター	
【資料 A-1-35】	災害時における協力等体制に関する協定書	【資料 A-1-5】に同じ
【資料 A-1-36】	防災・減災教育や応急手当等講習会	
【資料 A-1-37】	救護活動	
【資料 A-1-38】	国士館大学ホームページ_防災・救急救助総合研究所 https://www.kokushikan.ac.jp/research/DPEMS/	
【資料 A-1-39】	「TAMA フレイル予防プロジェクト」関連資料	
【資料 A-1-40】	「多摩の自然学校」関連資料	
【資料 A-1-41】	「大谷戸プレーパーク TAMA」関連資料	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. グローバル化の推進と国際交流		
【資料 B-1-1】	国際交流政策会議規程	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 B-1-2】	国士館大学の国際化に対するビジョンについて（答申）	
【資料 B-1-3】	国士館大学国際ビジョン（案）	
【資料 B-1-4】	平成30年度自己点検・評価における改善・向上方策の推進について（依頼）「全学的な国際交流方針の策定について」（回答）	
【資料 B-1-5】	国士館事務組織規則 第3条（大学の事務組織）	【資料 4-1-9】【資料 4-4-8】【資料 6-2-13】に同じ
【資料 B-1-6】	国士館国際交流センター規程	
【資料 B-1-7】	令和3年度学科・専攻別留学生数（令和3年5月1日）	
【資料 B-1-8】	令和4年度（2022年度）外国人留学生選抜要項	
【資料 B-1-9】	国士館大学 21世紀アジア学部 日本国外在住外国人留学生選抜要項	

【資料 B-1-10】	日本国外在住外国人留学生協定編入学選抜試験要項	
【資料 B-1-11】	令和 4 年度（2022 年度）国土館大学大学院 学生募集要項	【資料 2-1-11】に同じ
【資料 B-1-12】	国土館大学学則 第 44 条（外国で教育を受けた学生に対する履修の特例）	
【資料 B-1-13】	学生便覧（21 世紀アジア学部）_外国語科目	
【資料 B-1-14】	学生便覧（21 世紀アジア学部を除く）_総合教育科目、外国語科目	
【資料 B-1-15】	学生便覧（政治学研究科、経済学研究科）_外国人留学生向け科目	
【資料 B-1-16】	国土館大学聴講生規程	
【資料 B-1-17】	国土館大学留学生手帳 2021 年度	
【資料 B-1-18】	国土館大学奨学生規程	【資料 2-4-6】に同じ
【資料 B-1-19】	令和 3 年度外国人留学生就職対策講座 ポスター	
【資料 B-1-20】	令和 3 年度外国人留学生就職対策講座 実施報告	
【資料 B-1-21】	令和 3(2021)年度留学生実態調査報告書	【資料 2-6-8】【資料 6-2-25】に同じ
【資料 B-1-22】	国土館大学留学規程	
【資料 B-1-23】	国土館大学留学規程施行細則	
【資料 B-1-24】	国土館大学交換留学生受入れ規程	
【資料 B-1-25】	海外留学ガイドブック（認定留学）	
【資料 B-1-26】	海外留学ガイドブック	
【資料 B-1-27】	学生便覧（学部）_海外演習	
【資料 B-1-28】	夏季オンライン留学プログラム受講者募集ポスター	
【資料 B-1-29】	春季オンライン留学プログラム受講者募集ポスター	
【資料 B-1-30】	国土館大学学則 第 18 条（休学及び復学）	
【資料 B-1-31】	学籍管理規程	
【資料 B-1-32】	国土館大学納入金規程	
【資料 B-1-33】	学校法人国土館危機管理規程	【資料 2-4-8】【資料 5-1-5】【資料 5-3-1】に同じ
【資料 B-1-34】	学習状況報告書（様式）	
【資料 B-1-35】	留学修了届（様式）	
【資料 B-1-36】	交換留学（派遣）報告書（様式）	
【資料 B-1-37】	協定校・海外研修校一覧	
【資料 B-1-38】	国土館大学中国サテライトキャンパス設置及び運営に関する協約書	
【資料 B-1-39】	キルギス国立ビシュケク人文大学協定書	
【資料 B-1-40】	国土館大学国際大学交流セミナーに関する内規	
【資料 B-1-41】	国土館大学国際大学交流セミナー報告書	
【資料 B-1-42】	大連外国語大学編入学に関する協定書	
【資料 B-1-43】	上海対外経貿大学編入学に関する協定書	
【資料 B-1-44】	国土館大学ホームページ_訪問研究員セミナー https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/student/news/details_14443.html	
【資料 B-1-45】	シラバス ・体育学部：地域武道実習、海外武道実習	
【資料 B-1-46】	学生便覧（21 世紀アジア学部） ・インターンシップ 1・2	
【資料 B-1-47】	エジプトー日本教育パートナーシップ	
【資料 B-1-48】	エジプト研修報告書 2 年分	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

